

# 第4次

# 福井市地域福祉計画

令和4年度～令和8年度



福井市

令和4年3月

# 目次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2 計画全体の基本的な取組 .....	3
3 計画の位置付け .....	4
4 計画の期間 .....	5
5 計画の策定体制 .....	6
6 計画の推進体制 .....	8
7 地域福祉の圏域設定 .....	9

## 第2章 現状と課題

1 福井市の現状 .....	10
(1) 福井市の人口構造	
(2) 支援を必要とする人の状況	
(3) 地域福祉を支える団体の動向	
(4) 第3次地域福祉計画評価指標の進捗	
2 福井市の課題 .....	18
(1) 第3次福井市地域福祉計画からの課題	
(2) 市民アンケートからの課題	
(3) 「旧自立サポートセンターよりそい」の相談内容から見える課題	

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 .....	23
2 計画の体系 .....	24
3 基本とする目標と施策の方向 .....	25

## 第4章 基本目標1 地域でささえあう仕組みをつくる

I 施策の方向 福祉に対する意識の向上 .....	28
1 地域住民の福祉に対する理解と地域活動の促進	
2 企業等の福祉に対する理解と地域貢献活動の促進	

Ⅱ 施策の方向 地域の担い手育成とネットワークの強化……………	34
3 地域における担い手の確保・育成	
4 地域福祉活動を担う団体のネットワークの連携強化	
5 地域住民が集う場の整備と多様なつながりづくりの促進	
Ⅲ 施策の方向 地域で安心して暮らせる体制の強化……………	44
6 平時からの見守り体制の強化	
7 災害時の支援体制強化	

## 第5章 基本目標2 包括的に相談を受け止め支援する仕組みをつくる

Ⅳ 施策の方向 複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充……………	50
8 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	
9 各分野ごとの相談支援体制の充実	
10 ささえる人をささえる仕組みづくりの推進	
11 生きづらさを抱える人への支援の充実	
Ⅴ 施策の方向 サービスが利用しやすい体制の構築……………	66
12 アウトリーチ型の支援体制の強化	
13 適切な情報提供の充実	
14 利用者の権利擁護体制の充実	

## 第6章 重要業績指標 (KPI)

1 基本目標1 地域でささえあう仕組みをつくる ……………	72
2 基本目標2 包括的に相談を受け止め支援する仕組みをつくる ……………	74

資料編 ……………	79
-----------	----

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成19年度に「幸福（しあわせ）」を基本理念とする「福井市地域福祉計画」を策定して以降5年毎に「第2次福井市地域福祉計画」、「第3次福井市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図っているところです。

令和3年度末までを計画期間とする「第3次福井市地域福祉計画」では、「地域で築く ともに支え合う 福祉のまちづくり」を基本理念に掲げて、住民一人ひとりが人として「ともに生き、ともに支え合う」という考えに立ち、地域住民をはじめ、地域団体や福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政が連携・協働し様々な活動に取り組むことを目指してきました。

しかしその間も、少子高齢化・人口減少社会の流れは歯止めがかからず、本市の令和3年4月現在の高齢化率は29.3%で、今後も上昇傾向が継続すると見込まれています。

こうした現状において、福祉行政を取り巻く環境は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに、家族や地域のつながりの希薄化が進むなどの傾向が進みました。

その影響は、人々が暮らしていく上で個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複雑化・複合化しており、その一例として、80歳代の親と、働いていない独身の50代の子どもが同居していることで、様々な生活課題が生じる「8050問題」などがあげられます。

このような中、国は、平成30年4月に社会福祉法を改正し、地域福祉計画は、地域における高齢者、障がい者、児童などの福祉に関し、共通して取り組む事項を明記することとし、他の分野別計画の上位計画に位置付けました。

また、令和3年4月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の一部を改正しました。その中で、「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民の福祉ニーズに対応し「包括的な支援体制」を構築するために、相談者の属性を問わない「相談支援」、多様な社会参加に向けた「参加支援」、住民同士の顔の見える関係を育成する「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

こうした福祉行政の現状と変化を踏まえ、令和4年度を始期とする第4次福井市地域福祉計画を策定します。

本計画では、これまでも継続的に取り組んできました福井市社会福祉協議会などの関係団体との連携や、地域の担い手の育成という取組は引き継ぎつつ、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等がつながり、支え合い、ともに地域をつくっていく共生のまちを基本理念に掲げ取組を進めます。

このような取組により、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsについても念頭に置きながら、第八次福井市総合計画に掲げる政策「市民の健康を守り、誰もが夢や生きがいを持って安心して暮らせるまちをつくる」ことを目指します。

### ○地域共生社会とは・・・

制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

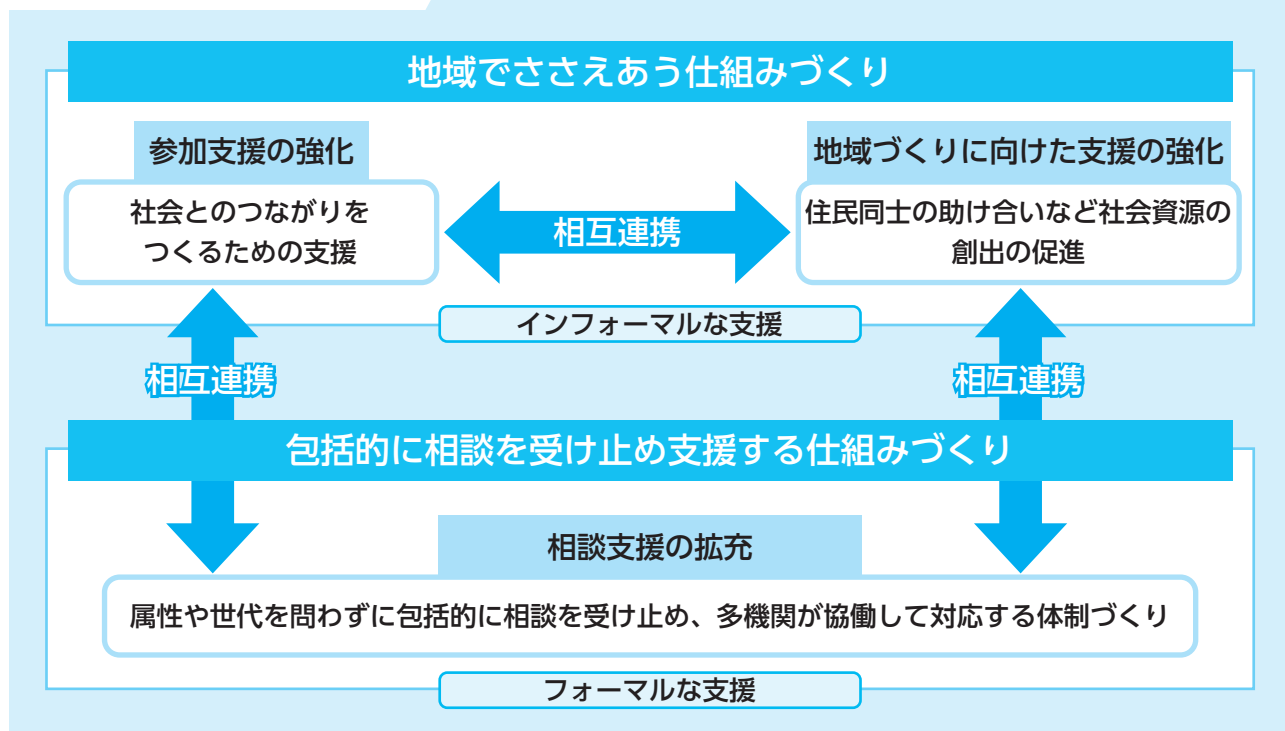
出典：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 「地域福祉計画策定ガイドブック」 参照

### ○包括的な支援体制とは・・・

地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して、解決を試みることができる環境と、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める場を整備し、多機関の連携・協働により支援する体制のことをいいます。

出典：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 「地域福祉計画策定ガイドブック」 参照

## 包括的な支援体制のイメージ（重層的支援体制整備事業）



### ○重層的支援体制整備事業とは・・・

地域住民の複雑化・複合化した福祉ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を、属性や世代を問わず一体的かつ重層的に実施する体制を整備する事業のことをいいます。

出典：厚生労働省作成 改正社会福祉法条文解説参照

## 2 計画全体の基本的な取組

次の福祉行政を取り巻く環境の変化に対応するため、計画全体の施策を組み立てる際の基本的な取組としました。

### 福祉行政を取り巻く環境の変化に対応する取組

#### ①地域共生社会の推進

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を実現する取組を進めます。

#### ②福祉ニーズの複雑化・複合化

家庭や地域でのつながりの希薄化などにより、個人や世帯において複数の分野にまたがる複雑化・複合化する福祉ニーズへの対応が求められており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる取組を進めます。

#### ③少子高齢化・人口減少社会

人口減少により多くの地域では地域社会の担い手が減少し、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

また、高齢者の増加から現役世代の減少という、新たな局面における課題への対応が必要であり、地域福祉の向上に向けた更なる取組を進めます。

#### ④新型コロナウイルス感染症などのリスクに対応できる予防対策

新型コロナウイルス感染症などによるリスクに対し適切に対応できるよう、感染症対策の強化や関係機関との連携を図りながら、予防対策を進めます。

#### ⑤SDGs（持続可能な開発目標）の推進

あらゆる形態の貧困をなくし、すべての人々の健康的な生活を確保する取組を進めます。

#### ●SDGs（Sustainable Development GOALS）とは・・・

持続可能な開発目標の略称で、2030年までの達成を目指す世界共通の17の目標で2015年9月の国連サミットで採択されました。誰一人取り残さない社会の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むものです。

本市は、令和2年10月にSDGsの達成に貢献することを宣言しました。

※本計画では、以下の1番、2番、3番、5番、16番、17番が該当します。



### 3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の趣旨を踏まえつつ、本市の最上位計画「第八次福井市総合計画」に掲げる政策「市民の健康を守り、誰もが夢や生きがいを持って安心して暮らせるまちをつくる」ことを目指し、市民や関連団体等との協働により、本市の地域福祉の推進を図ります。

また、本計画は本市の他の福祉分野に関する計画の上位計画として位置付け、福井市社会福祉協議会の「第 4 次福井市地域福祉活動計画」とともに取組を進めます。

本計画中に【重層】と記載がある重層的支援体制整備事業の取組は、事業の基本方針を示しており、それに基づき重層的支援体制整備事業計画を別に定めます。

なお、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月施行）に基づき策定する「福井市再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

#### ○社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

※第 2 項及び第 3 項は割愛

## 第八次福井市総合計画

将来都市像 「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」

政策 6 「市民の健康を守り、誰もが夢や生きがいを持って安心して暮らせるまちをつくる」

### 第 4 次福井市地域福祉計画

福井市再犯防止推進計画  
(共通して取り組むべき事項を記載)

福井市の関連計画  
(危機管理等)

連携

第 4 次障がい福祉基本計画

すまいるオアシスプラン  
2021  
(第 9 次老人保健福祉計画)  
(第 8 期介護保険事業計画)  
(第 2 期高齢者居住安定確保計画)

健康ふくふくプラン21  
(第 2 次健康増進計画)

第 2 期子ども・子育て支援  
事業計画

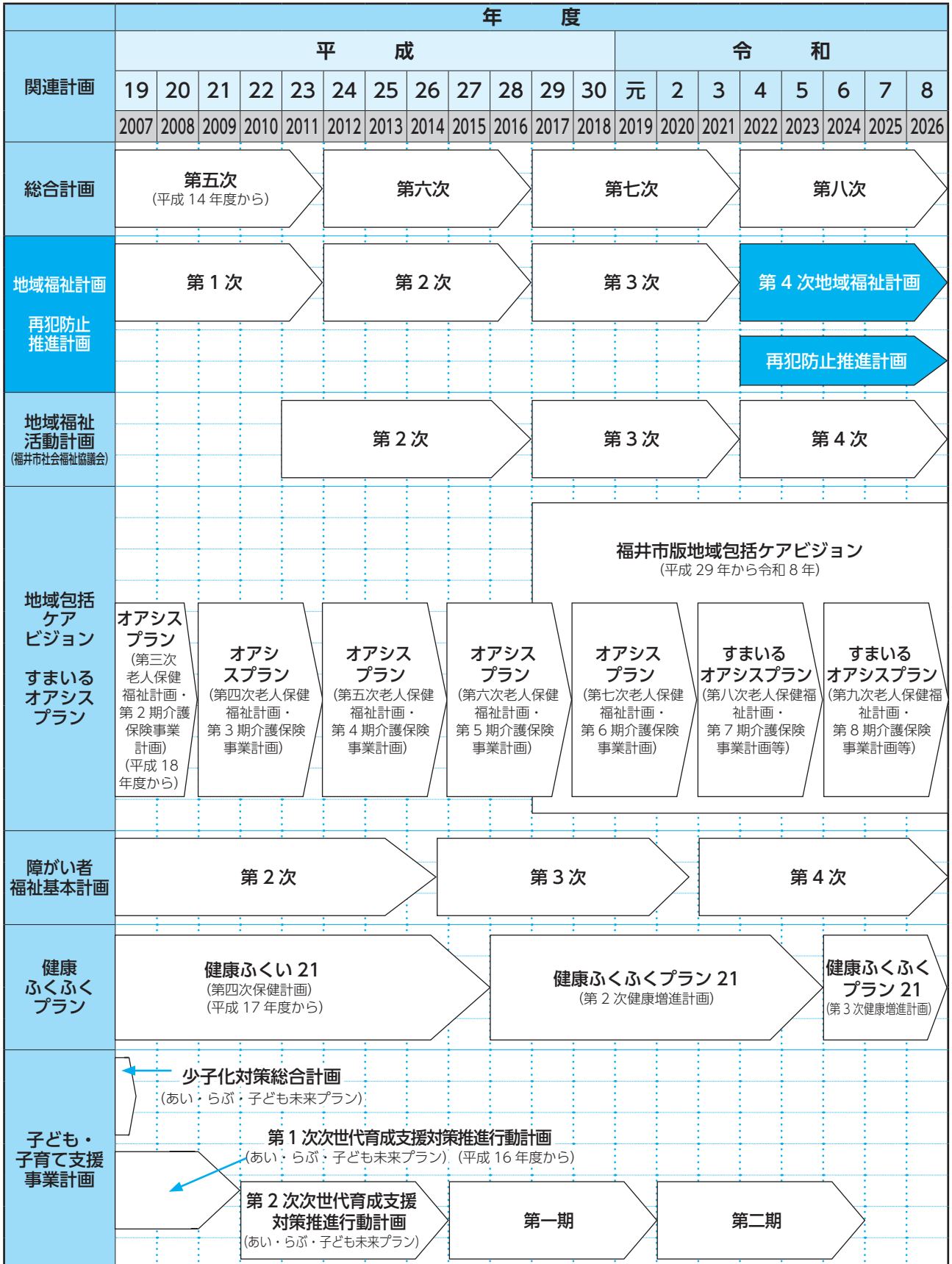
連携

第 4 次地域福祉活動計画  
(福井市社会福祉協議会)

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年4月～令和9年3月までの5年間とします。

### ■総合計画・各分野別計画等の期間





## 5 計画の策定体制

### ①第4次福井市地域福祉計画策定委員会の設置

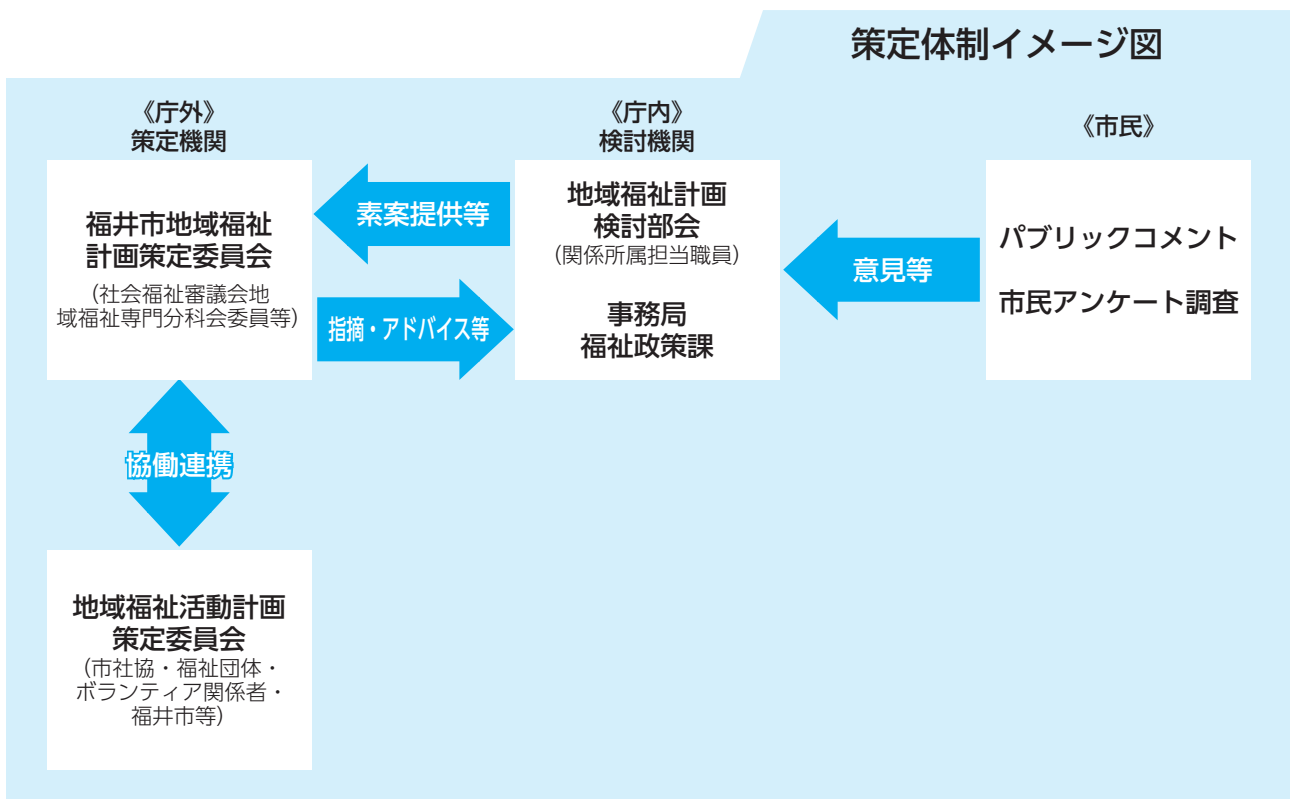
本計画の策定にあたり、委員11名（学識経験者、地域活動団体・福祉関係団体の職員、公募市民）による福井市地域福祉計画策定委員会を設置し、5回にわたり審議を重ねました。

### ②地域福祉計画検討部会の設置

庁内関係所属の8課、及び福井市社会福祉協議会で構成する検討部会を設置し、他の分野別計画等と整合性を図りながら検討を行いました。

### ③地域福祉活動計画策定委員会との連携・協働

福井市社会福祉協議会や社会福祉団体等で構成する地域福祉活動計画策定委員会と連携・協働し、整合性を図りました。



### ④市民アンケート調査の実施

市民の福祉に対する意識や地域での福祉活動への参加状況などを把握し、第4次福井市地域福祉計画策定の基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

調査期間 令和3年2月15日～3月31日

調査対象 福井市内に居住している20歳以上の市民1,500人を無作為抽出

調査方法 郵送による自記式調査

回答率 50.6% (759人)

## ⑤パブリック・コメントの実施

計画の策定に市民の意見を反映するため、素案を公表しパブリック・コメントを実施しました。

### 実施の概要

- 1 実施期間 令和3年12月1日～12月21日
- 2 実施方法
  - ・第4次福井市地域福祉計画（素案）及び概要版の設置  
（福井市役所、市図書館、各連絡所に設置）
  - ・市ホームページに素案本文及び概要版を掲載
  - ・電子申請・届出サービス「ふくe-ねっと」による受付を実施
- 3 実施結果 意見数 4件
  - (1) 複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充について（1件）
    - ①福祉サービスを利用することで近隣住民との関係が疎遠となり、民生委員も状況を把握できなくなっているのではないか。
  - (2) 素案に対する意見について（3件）
    - ①福祉サービスをオープンにすることで事業者や民生委員の資質向上・当事者への意識の変容にもなり、住み慣れた地域で安心して住めるようになるのではないか。
    - ②介護における当事者を支援する、「福井市介護者家族の会」が長年活動し、実績を上げているため、もっと支援すべきではないか。
    - ③地域での人材の掘り起こしについて人柄を見出すことは非常に困難であるため、「地域における担い手の確保・育成」の施策が重点取り組み施策になっていないことに残念さを感じる。

### 計画への反映

- 1 上記3(2)②の素案に対するご意見を踏まえ、施策10「ささえる人をささえる仕組みづくりの推進」(1)ケアラーへの支援の取組内容に、「福井市介護者家族の会」の活動を、市政広報等を活用し広く周知する旨、計画に追記しました。
- 2 上記3(2)③の素案に対するご意見を踏まえ、施策3「地域における担い手の確保・育成」を、重点的に取り組む施策に位置付けるため素案を修正し、計画に反映しました。

## 6 計画の推進体制

第4次福井市地域福祉計画の推進にあたっては、社会福祉審議会地域福祉専門分科会の「福井市地域共生社会推進会議<sup>(※)</sup>」において、福井市社会福祉協議会が策定する、地域福祉活動計画の取組と整合性を図りながら、計画を推進していく必要があります。

また、地域共生社会の実現に向けては、地域住民や地域活動団体、福祉関係団体、企業等と連携・協働を推進して地域福祉の向上に取り組み、効果的な施策の実施に努めるものとしします。

### 1 計画の進捗管理

計画を着実に推進するため、福井市社会福祉協議会と庁内の関係各課で構成する「福井市地域共生社会推進会議」において、毎年度「重要業績指標（KPI）」の進捗管理を行うとともに、関係各課が実施する事業の進行状況を把握するなど、定期的なフォローアップを行うものとしします。

### 2 計画の評価と見直し

計画の評価・点検方法は、「福井市地域共生社会推進会議」において、重要業績指標（KPI）の進捗・達成状況を評価するとともに、施策の実施状況を検証するなど、基本理念の実現に向けて、適宜事業の見直しを行うものとしします。

#### 福井市地域共生社会推進会議※ (社会福祉審議会地域福祉部会)

※学識経験者、地域活動団体、福祉関係団体、市関係所属などで構成し、地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画の策定・評価・検証するなど、地域共生社会の実現に向けた必要な施策を検討・共有する会議。令和4年度から毎年度開催予定。

#### PDCA サイクル

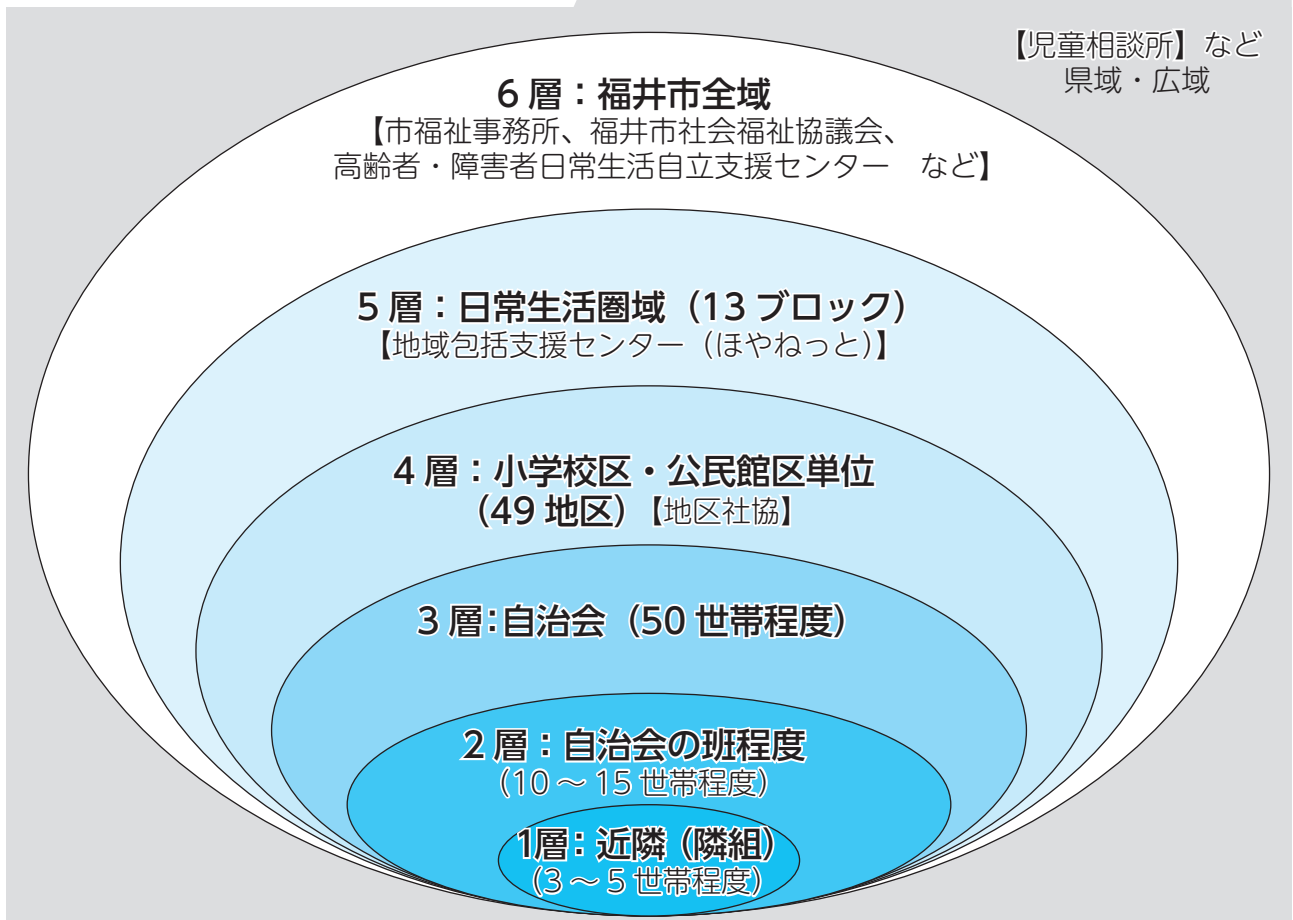


## 7 地域福祉の圏域設定

引き続き、住民に身近な圏域の範囲を「市域より小さい範囲」とし、市域を「まち」としました。地域の範囲を細分化し次のような意味で使います。

圏域		圏域の考え方	圏域の名称	地域の範囲
1層	近隣（隣組）	極めて親しく助け合える相手。 日常的な支えあいができる範囲。	小地域	地域
2層	自治会の班程度	見守りや日常生活支援などを行う基礎的な範囲。		
3層	自治会	地域の課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。		
4層	小学校区・公民館	地区自治会、各団体・組織、地区社協が活動を行っている圏域。	地区	
5層	日常生活圏域	一定の福祉保健サービスや公共施設を行政が公平に整備する圏域。	ブロック	
6層	市域	市全体の調和を保ちながら地域福祉計画を進める圏域。	市	

### 重層的な圏域設定のイメージ図



参考：厚生労働省「これからの地域福祉の在り方に関する研究報告書」を参考に作成

# 第2章 現状と課題

## 1 福井市の現状

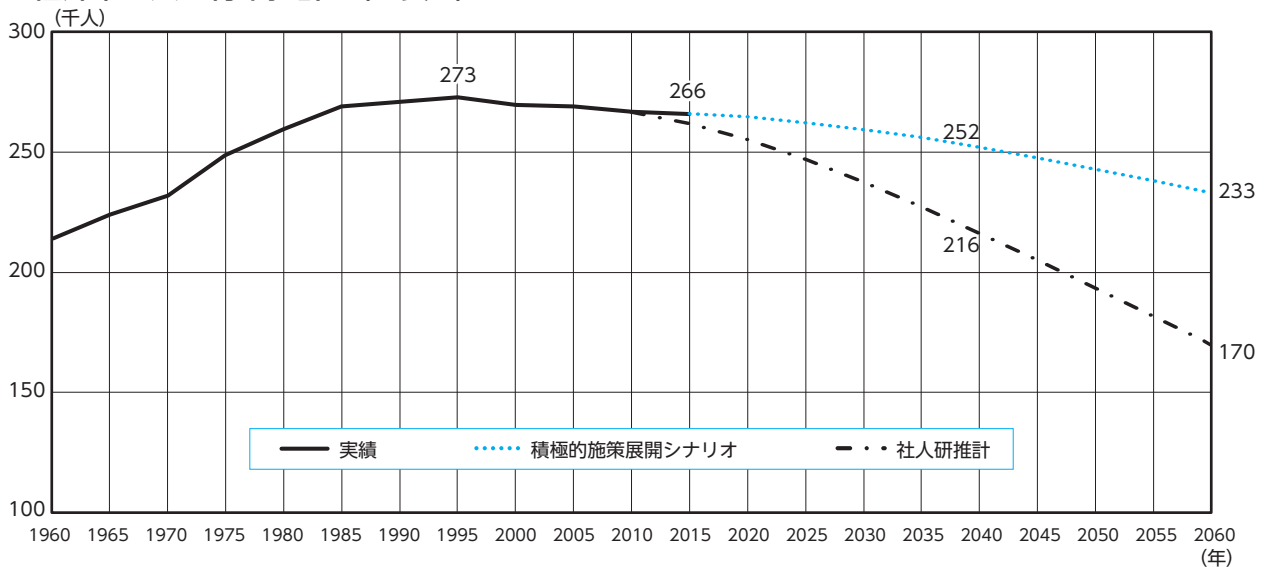
### (1) 福井市の人口構造

#### ① 福井市の人口、世帯数の推移

本市の人口は、平成7年（1995年）をピークに減少傾向にあり、人口将来推計からも引き続き減少が続くものと推計されます。

また、世帯数は平成2年に81,287世帯でしたが、令和2年には105,347世帯となり、この30年の間に約2万4千世帯増加している一方、世帯あたりの平均人員数では、平成2年の3.33人から令和2年には2.47人に減少しています。

#### ●福井市の人口将来推計（図表1）

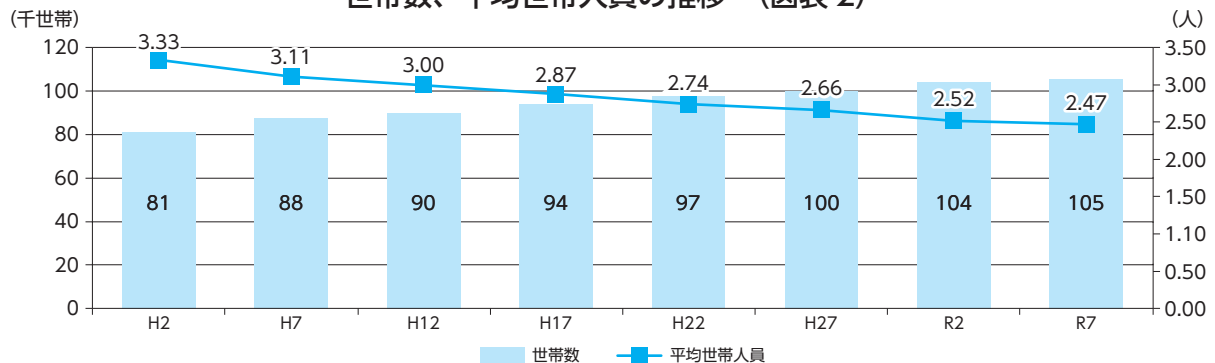


※第2期福井市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略参照

※社人研推計・・・国立社会保障・人口問題研究所の中位推計

※積極的施策展開シナリオ・・・自然動態、社会動態の面から、本市の特長、強みを活かした積極的施策展開を行うことにより、少しでも人口減少に歯止めをかけたときの人口推移

#### 世帯数、平均世帯人員の推移（図表2）



※平成17年以前の数値は、旧美山町、旧越前村、旧清水町の数値を含む

※令和2年以前の数値は国勢調査(各年10月1日)

※令和7年数値は、人口を『日本の地域別将来推計人口』(平成30年3月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)から、世帯数を日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)2019年4月推計(国立社会保障・人口問題研究所)を参照し作成

## ② 少子高齢化の進行

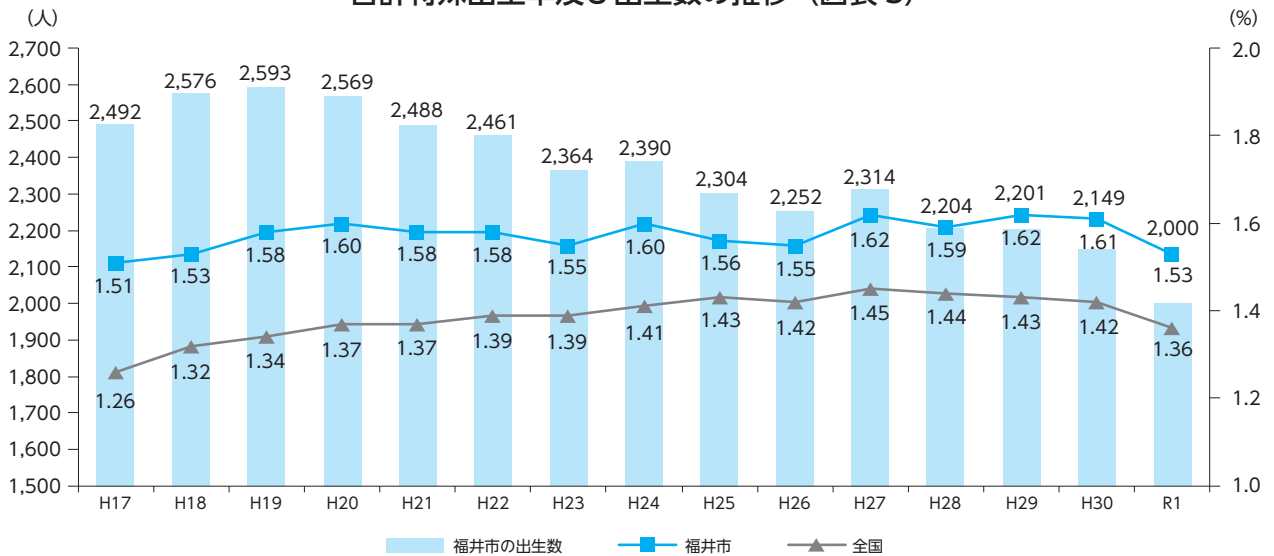
本市の合計特殊出生率は、図表3の通り1.51から1.62の間で推移しほぼ横ばいですが、依然として人口置換水準の2.07を大きく下回っています。

また、平成2年から5年毎の14歳以下の人口をみると減少傾向にあり、これに併せ総人口に占める年少人口の割合（年少人口比率）も低下しています。

一方で、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は、年少人口及び生産年齢人口の減少、高齢者人口の増加により年々高まっており、今後も緩やかに上昇していくことが見込まれています。

加えて、高齢者のみで構成される世帯も増加傾向にあります。

### 合計特殊出生率及び出生数の推移（図表3）

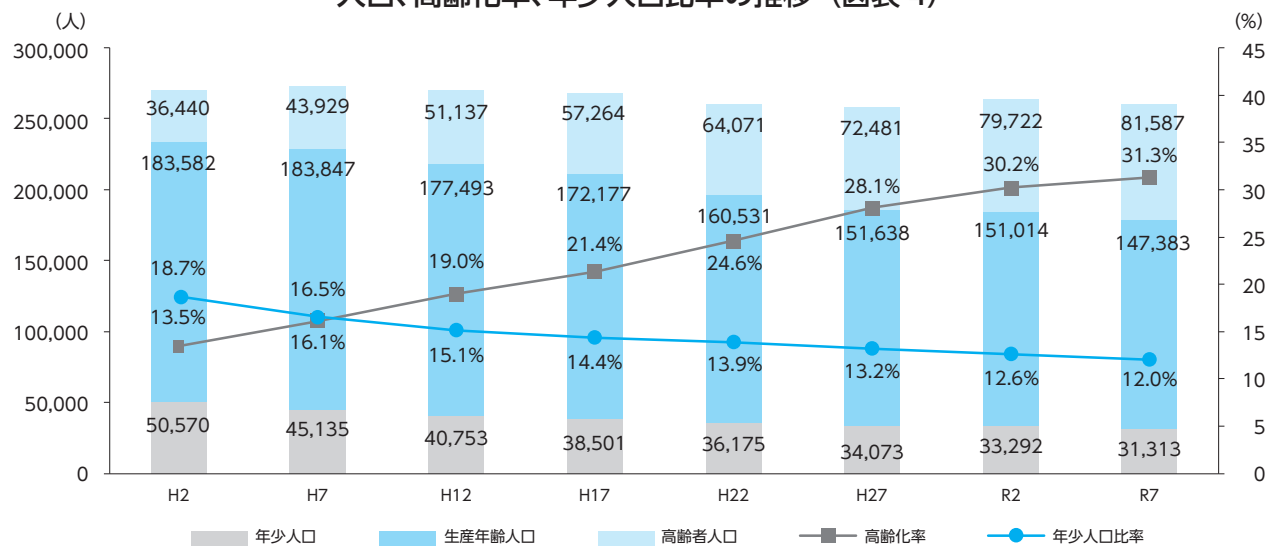


※「福井市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月）

※合計特殊出生率…その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する

※人口置換水準…人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準

### 人口、高齢化率、年少人口比率の推移（図表4）



※平成17年以前の数値は、旧美山町、旧越廼村、旧清水町の数値を含む

※令和2年以前の数値は国勢調査（各年10月1日）

※令和7年以降の数値は、『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）から

●表 1 高齢者のみで構成される世帯の推移

(単位：世帯)

年	H23	H25	H27	H29	R1
総世帯数	94,961	98,506	100,207	102,318	104,511
高齢者ひとり世帯	10,522	11,907	13,228	14,384	15,644
高齢者複数世帯	8,314	9,483	10,520	11,296	11,955

※各年 10 月 1 日現在『すまいるオアシスプラン 2021』(令和 3 年 3 月)

## (2) 支援を必要とする人の状況

### ① 障がい者手帳の交付数

身体障害者手帳の交付件数は減少していますが、療育手帳や精神障害者福祉手帳は増加しています。

●表 2 障がい者手帳の交付件数

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
身体障害者手帳	11,576	11,099	10,990	10,464	10,298
療育手帳	1,985	1,991	2,125	2,184	2,131
精神障害者保健福祉手帳	2,185	2,324	2,505	2,671	2,725

※障がい者手帳の交付件数は各年度末数値

### ② 要支援・要介護認定者数

65 歳以上の高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護者の数は年々増加しており、今後も増加していくことが予想されます。

●表 3 要支援・要介護認定者数

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
要支援・要介護認定者数	13,392	13,218	13,636	13,786	13,899
65 歳以上高齢者人口(年)	73,643	74,490	75,082	75,525	76,115

※要支援・要介護認定者数は各年度末数値

※高齢者人口は各年 10 月 1 日の住民基本台帳より

### ③ 要保護児童の数

市では、要保護児童の適切な保護を図るため、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を設置しています。この協議会において進行管理中の児童数は平成 30 年度まで増加していましたが令和元年度以降は減少しています。

●表 4 要保護児童対策地域協議会における進行管理中の児童数

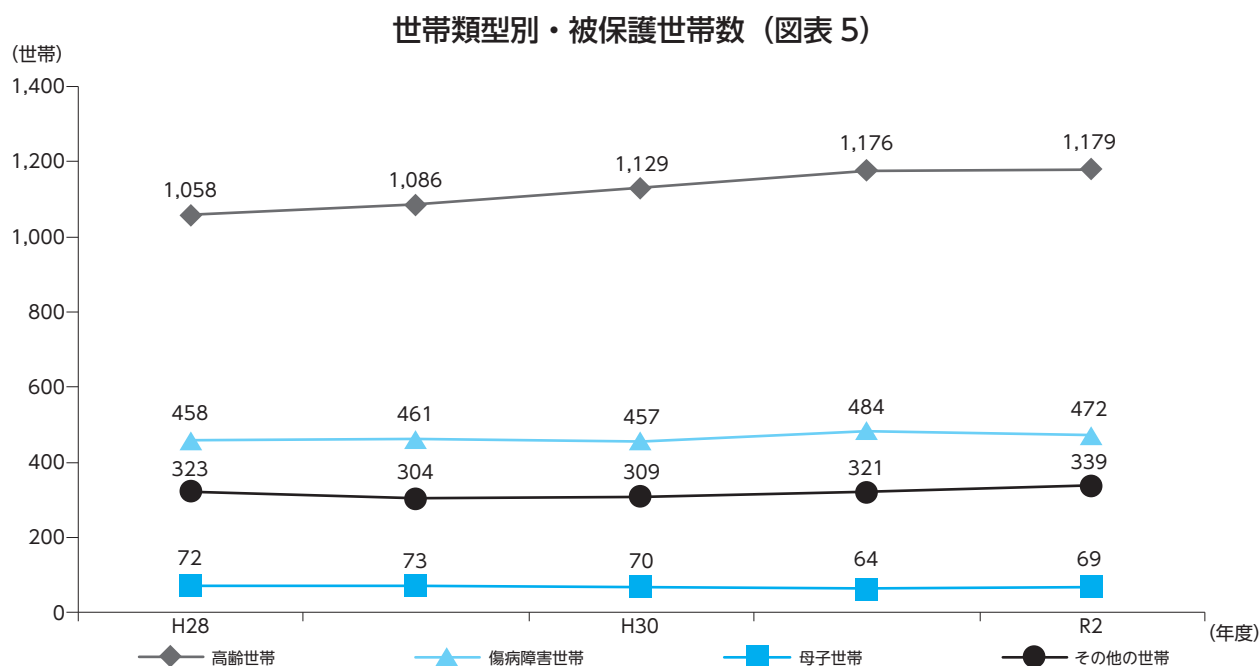
(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
児童数	379	524	607	584	541

※要保護児童対策地域協議会における進行管理中の児童数は各年度末数値

④ 生活保護の受給者世帯数

生活保護世帯数は、約 2,000 世帯前後で推移しています。特に高齢世帯の割合が多く、傷病障害世帯、その他の世帯、母子世帯の順で続いています。



⑤ 生活困窮者自立支援相談件数

平成 27 年 4 月から生活困窮者への自立支援制度が始まりました。この制度は、現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性があり、自立が見込まれる方に対して、他の関係機関と連携しながら生活や就業などの自立に向けた支援を行うものです。

自立相談件数は年々増加しておりますが、自立支援プラン作成件数は横ばいとなっております。

また、住宅確保給付金の件数は、令和 2 年度に増加していますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により支給要件が緩和され、増加したものです。

●表 5 自立相談件数

(単位：件)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
相談件数 (延べ)	1,323	1,544	1,869	2,095	3,324
自立支援プラン作成数	22	27	21	19	20

※生活に困窮している住民に対して、相談支援員が個別に相談を受け必要に応じて自立に向けた支援プランを作成し、そのプランに基づいた支援を行う制度。

●表 6 住居確保給付金

(単位：件)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
申請件数	22	10	14	10	215
支給決定件数	22	8	14	10	215

※離職により住居を失った者、または失う恐れのある者に、就職に向けた活動することなどを条件に家賃相当額を支給する制度。(最大 9 ヶ月)。



### (3) 地域福祉を支える団体の動向

#### ① 民生委員児童委員の活動件数

民生委員児童委員の相談支援活動件数は、平成30年度までは増加傾向にありましたが、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大により活動が制限され減少傾向にあり、分野別では「高齢者に関すること」が全体の約7割を占めています。

また、相談支援活動以外の活動件数と訪問回数、活動日数においても減少傾向にあります。

●表7 相談支援活動件数

(単位：件)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
高齢者に関すること	11,146	13,453	13,650	11,636	10,578
障がい者に関すること	506	616	642	533	471
子どもに関すること	3,729	3,287	3,225	3,175	2,365
その他	1,723	1,813	1,611	1,736	1,746
合計	17,104	19,169	19,128	17,080	15,160

●表8 相談支援活動以外の活動件数

(単位：件)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
行事・事業・会議への参加協力	14,000	13,872	14,450	13,684	7,668
民児協運営、研修	12,421	11,493	11,832	11,643	8,634
地域福祉活動・自主事業	23,634	24,931	25,974	22,821	18,835
合計	50,055	50,296	52,256	48,148	35,137

●表9 訪問回数と活動件数

(単位：回、日)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
訪問・連絡活動	47,674	53,002	51,122	46,090	46,607
その他	23,877	23,651	24,084	23,130	21,481
活動日数(日)	66,049	68,332	67,501	63,337	55,969



## ② ボランティア

地域福祉の推進にあたり、ボランティアは大きな役割を担っています。

令和元年度以降はコロナウイルスの流行により活動が制限されたためボランティア活動を行う個人・団体ともに減少しています。

●表 10 ボランティア活動者・団体数

(単位：人、団体)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
個人	12,131	12,553	13,626	11,903	9,769
団体	300	301	307	306	275

※福井市社会福祉協議会調べ

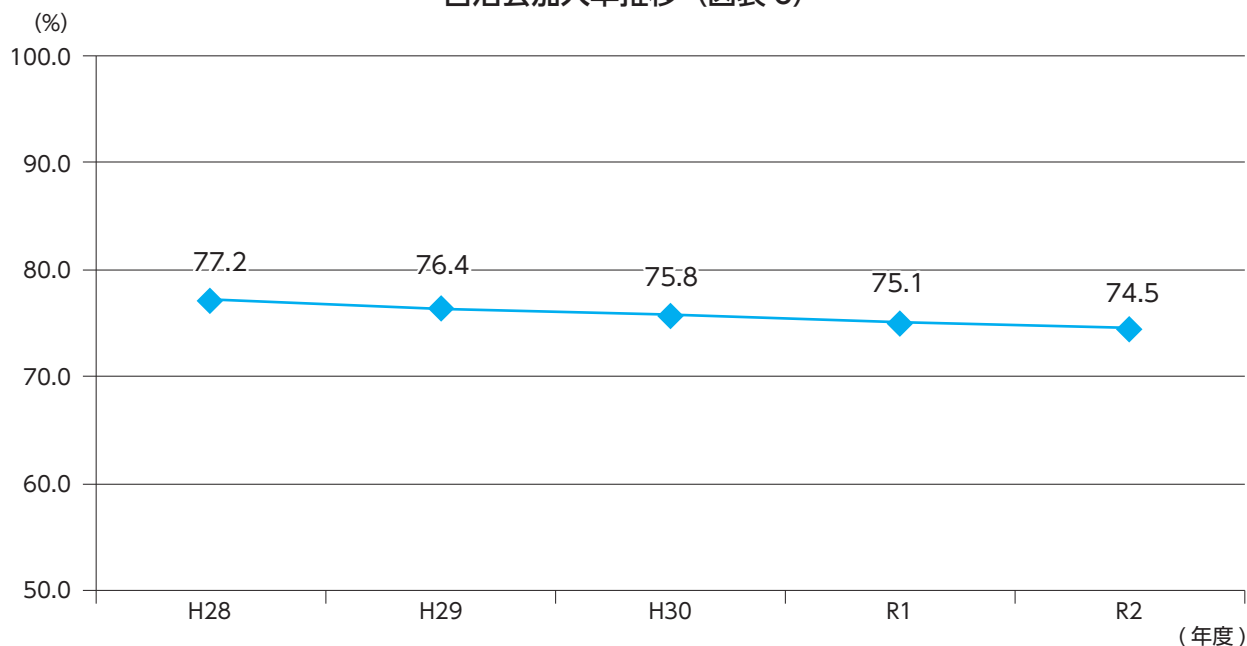
## ③ 自治会

自治会加入率は年々減少しており、平成 28 年度 77.2% から令和 2 年度には 74.5% となっています。

自治会加入者には、市から市政広報等を通じて情報を伝達しており、福祉に関する情報提供も自治会を通じて行われていますが、未加入者の場合には情報がなかなか伝わりません。

また、自治会未加入者は社会的に孤立しやすく、援助を必要とする人であっても、誰も気づかずに支援が遅れることも懸念されます。

自治会加入率推移 (図表 6)



## (4) 第3次地域福祉計画評価指標の進捗

### 基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

#### 施策の方向1 地域福祉活動の担い手を確保し育成する

##### ●民生委員児童委員の認知度

年度	H27(基準)	H29	H30	R1	R2	R3(目標)
割合	26.7%	—	—	—	30.7%	30.0%

市民アンケート調査において、「自分または家族が民生児童委員になったことがある」「名前や活動内容を知っている」と回答した方の合計割合。調査は、5年毎に行う。(旧地域福祉課調べ)

#### 施策の方向2 地域で支え合い活動をする団体のネットワークづくりを進める

##### ●民生委員児童委員と福祉委員の全体合同研修会

年度	H27(基準)	H29	H30	R1	R2	R3(目標)
回数	—	1回	1回	1回	0回	年1回

※コロナウイルス感染拡大防止のため中止

##### ●ネットワークづくりについて先進的取組を実施しているモデル地区研究の成果発表と他地区への周知

平成29年度
福井市の1地区において、民生委員、地域包括支援センター職員を対象に、福井大学学生が見守りについて実態調査を行い、研修会で結果を報告した。

#### 施策の方向3 誰もがいきいきと安心して暮らせる環境づくりを進める

##### ●認知症高齢者ひとり歩き模擬訓練の参加者数

年度	H27(基準)	H29	H30	R1	R2	R3(目標)
累計人数	507人	625人	1,276人	1,749人	1,749人	1,057人

※ひとり歩き模擬訓練：認知症役の人が地区内を歩き、地区の方が積極的に声をかけ、適切な対応を学ぶことで、適切に対応できる人を増やします。(オアシスプラン2015)

### ●乳児家庭全戸訪問

年度	H27(基準)	H29	H30	R1	R2	R3(目標)
割合	96.5%	99.3%	99.4%	99.5%	99.5%	98.6%

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭うち、育児の不安や悩みを聞くほか、子育て支援に関する情報提供や育児相談を訪問して行うことができた割合

### ●障がい者の施設入所者数(削減)(地域生活への移行)

年度	H27(基準)	H29	H30	R1	R2	R3(目標)
人数	357人	347人	345人	340人	335人	342人

※地域生活への移行:入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行います。(第4期福井市障がい福祉計画)

## 施策の方向4 生活困窮者への支援体制を整備する

### ●自立支援プラン作成数

年度	H27(基準)	H29	H30	R1	R2	R3(目標)
件数	19件	27件	21件	19件	20件	50件

※自立支援プラン:生活に困窮している方に対して、相談支援員が個別に相談を受けて必要に応じ自立に向けた支援プランを作成し、そのプランに基づいた支援を行います。(生活支援課)

## 施策の方向5 避難行動要支援者への支援体制を充実させる

### ●個別支援計画新規作成者数

年度	H27(基準)	H29	H30	R1	R2	R3(目標)
人数	96人	303人	307人	304人	100人	300人

※個別支援計画:平常時の見守り活動のほか、災害時には支援が必要な方ひとりひとりに対して「誰が」、「どこへ」、「どのように」避難させるのかといった支援方法を地域で作成したものです。(危機管理課)

## 基本目標2 安心して暮らせる福祉サービス利用の仕組みづくり

### ●地域包括支援センター(ほやねっと)の相談件数

年度	H27(基準)	H29	H30	R1	R2	R3(目標)
件数	21,622件	26,666件	27,060件	27,792件	27,900件	22,700件

地域包括ケア推進課調べ

## 2 福井市の課題

### (1) 第3次福井市地域福祉計画からの課題

第3次福井市地域福祉計画の進行管理のため、社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、それぞれの施策の方向に基づいた目標の評価を行いました。

評価指標の進捗について、概ね目標水準ではありますが、生活困窮者に対する自立相談件数（延べ）が増えているにもかかわらず、自立支援プラン作成件数が目標値に到達していません。自立支援プラン作成に至る前に情報提供や、関係機関へ繋げるなどの支援を行ったことで、支援が終了するケースが多かったことが理由ですが、今後も引き続き自立支援プラン作成を含め、個々にあった支援を行っていきます。

また、避難行動要支援者への支援として個別支援計画新規作成者数を評価指標としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各地区での説明会や出前講座、研修会等の実施が制限されたため目標値に到達していません。今後も新型コロナウイルス感染症の影響は続くことが予想されるため、コロナ禍であっても有効な対策を取ることができるよう検討する必要があります。

第4次福井市地域福祉計画では、評価指標からの課題や社会福祉審議会地域福祉専門分科会から頂いた提言等を取り入れて、引き続き地域福祉を推進していきます。

#### 〈社会福祉審議会地域福祉専門分科会での主な意見〉

- ◆災害時の支援体制において、福祉避難所の対象となる方の移動をどうするか。また、受入れを行う施設側に対して、市としてできることを地域福祉計画に含めたらどうか。
- ◆見守り活動について、コロナ禍では自宅に訪問することが制限されてしまう。
- ◆コロナウイルスの流行により生活困窮者が増えることが予想されるため対応を強化する必要があるのではないか。
- ◆ウィズコロナを見据えて、何でも中止、制限するのではなく対策を練りながら次期計画を策定していくべきである。

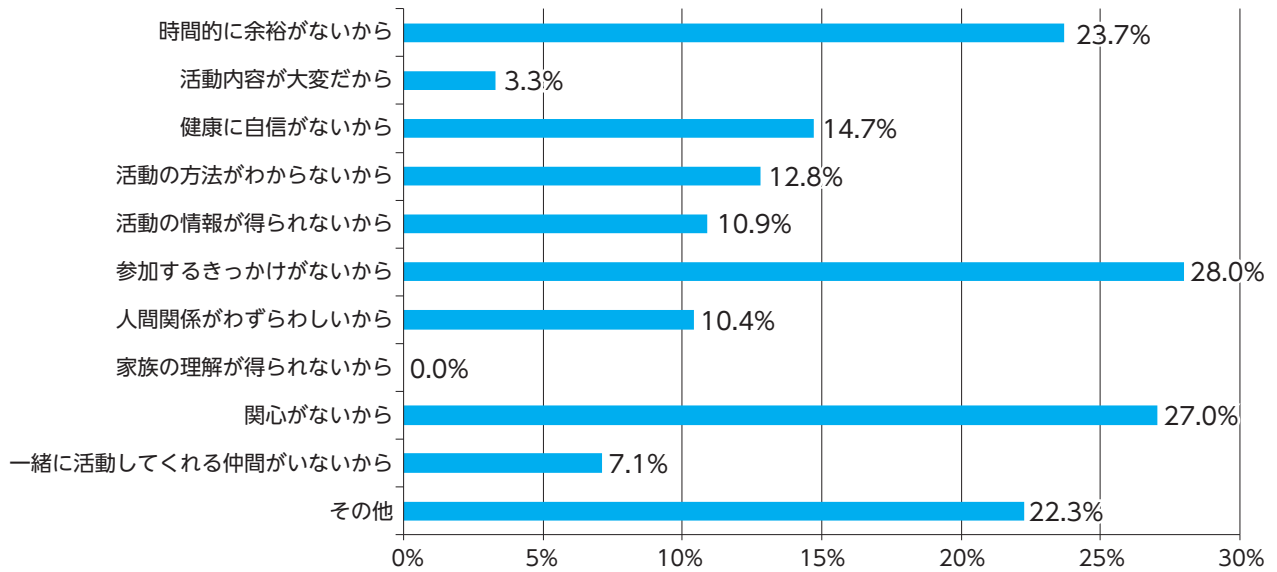
### (2) 市民アンケートからの課題

#### ① 地域との関わりについて

地域活動に参加しない理由について、時間的余裕がない、関心がない等の回答が多くある中、参加するきっかけがないという回答も多くありました。個人の価値観の多様化等により、市民の地域活動への参加が減少するとともに、地域とのつながりが希薄化することや社会的孤立を招くことが危惧されています。

地域において安心して暮らし続けるために、支援が必要になったときに誰も気付かない、気づかれないことがないように、地域の担い手育成の強化を行う必要があります。

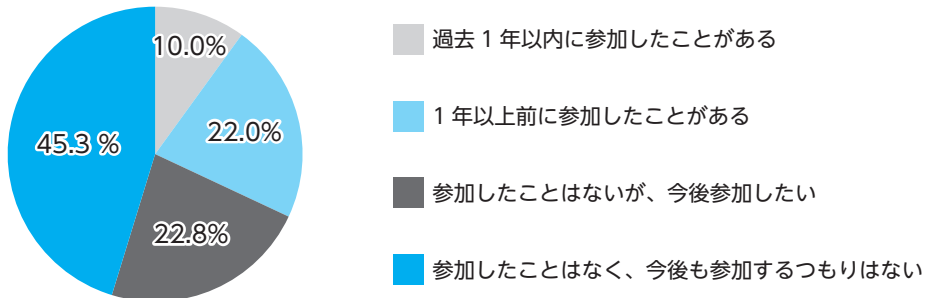
地域活動に参加していない理由（回答数=211）（図表 1）



② ボランティア活動について

ボランティア活動に参加したことはないが、今後参加したいと全体の2割ほどの方が回答した。ボランティアの担い手は、地域の人口減少や高齢化の進展などに伴って不足する傾向にあるため、ボランティアに関する情報が伝わりやすく、また入手しやすくなるよう環境を整備していく必要があります。

ボランティア活動や市民活動への参加（回答数=738）（図表 2）

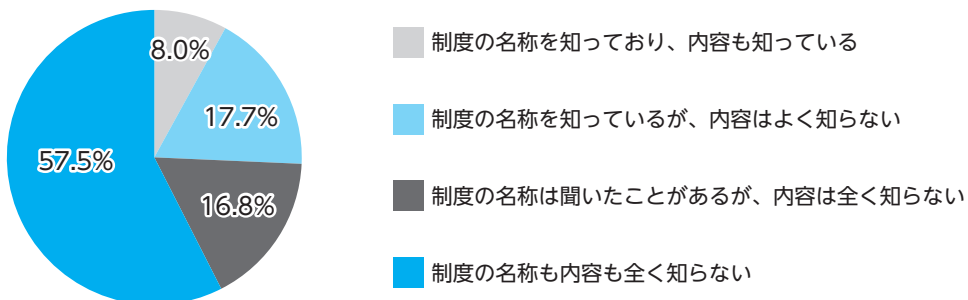


③ 災害時の支援体制について

福井市避難支援プラン（災害時要援助者避難支援制度）について、知っているとの回答が少なく、制度の普及が進んでいないことがうかがえます。

本制度は要支援者、支援者ともに地域との密接な関係が築かれる必要があります、今後どのように関係性を構築していくかが課題となっています。

災害時要援助者避難支援制度の認知（回答数=742）（図表 3）

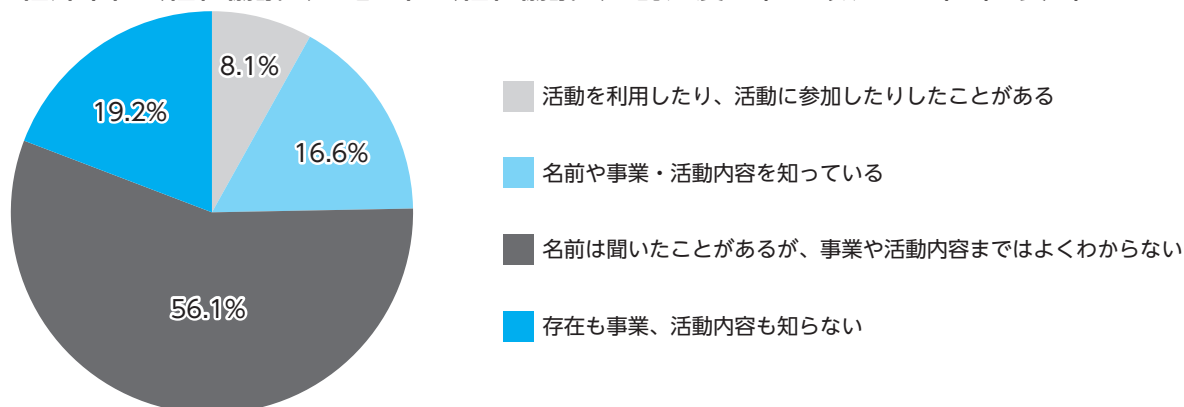


④ 福祉制度の認知度向上について

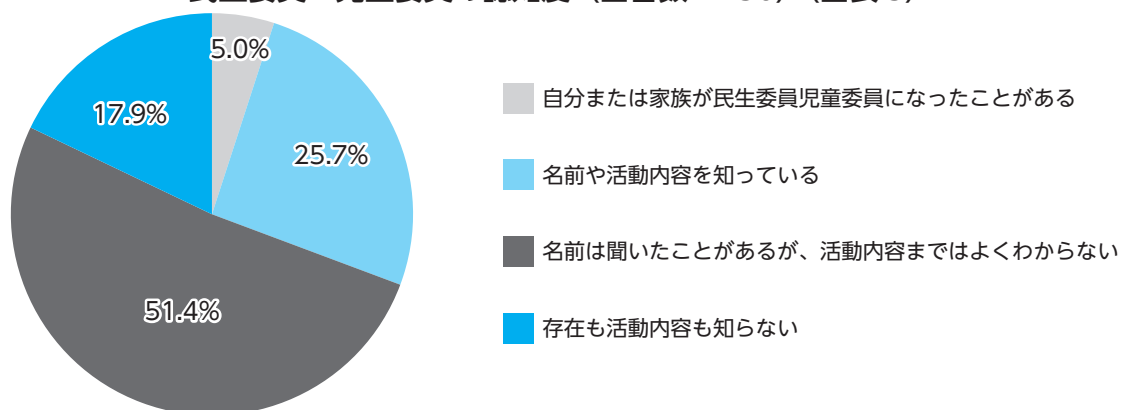
社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉委員は、地域福祉の推進に重要な役割を果たしていますが、それぞれの活動が十分に知られていない状況がうかがえます。

地域の人たちに活動を正しく理解してもらい、活動しやすい環境の整備が必要です。

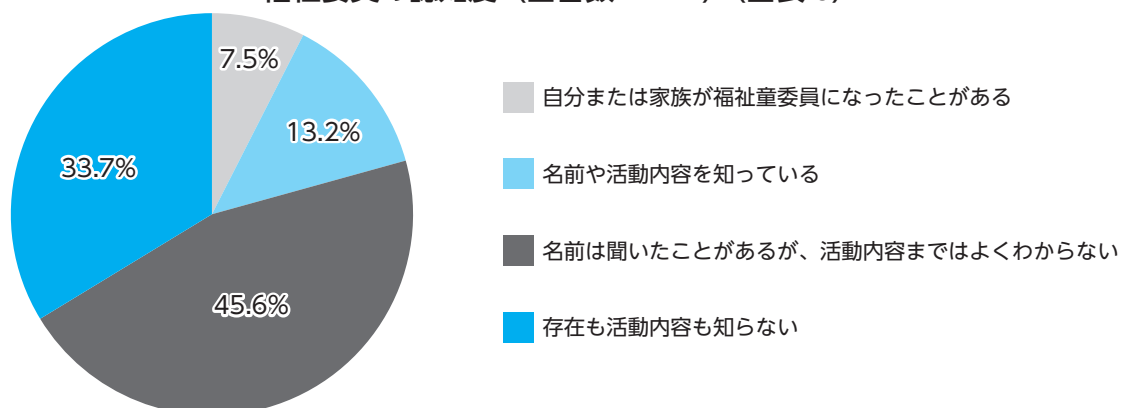
福井市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の認知度（回答数=741）（図表4）



民生委員・児童委員の認知度（回答数=736）（図表5）



福祉委員の認知度（回答数=744）（図表6）



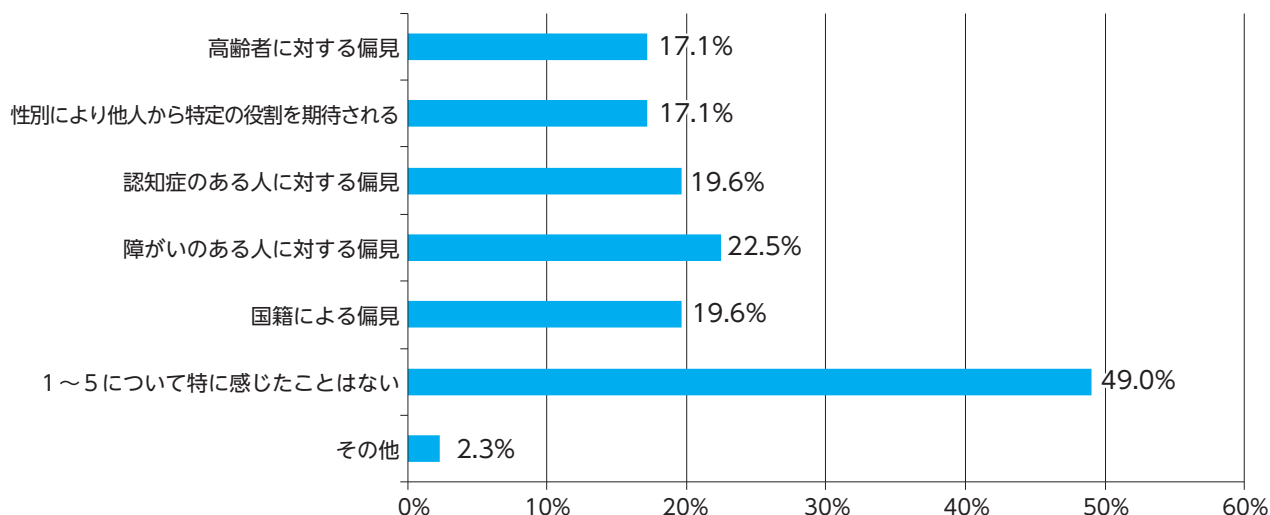
⑤ 地域共生社会の実現について

誰もが対等な関係で住み慣れた地域で生活していくためには、差別や偏見をなくし、支え合うことが重要です。普段の生活の中で差別や偏見を感じたことがないと回答する方がいる中、まだまだ差別や偏見が根強く残っていることがうかがえます。

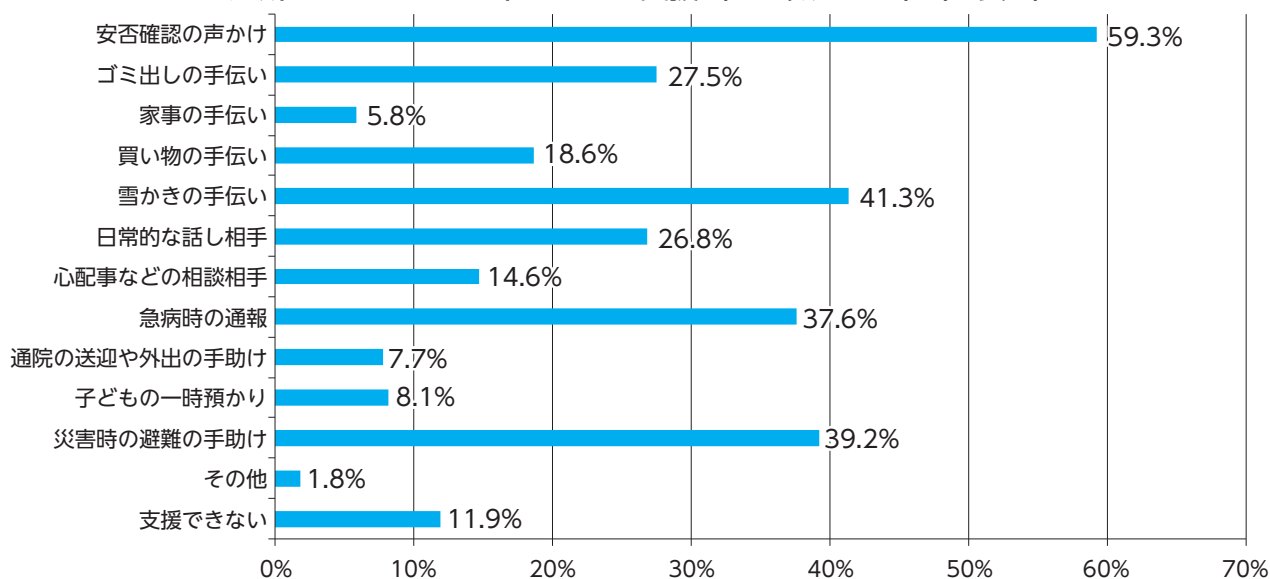
一方、地域で困っている世帯にどのような支援ができるかについては、安否確認の声かけや雪かきの手伝い、急病時の通報や災害時の避難の手助けができるという回答が多くありました。

地域住民が地域での課題を解決できるよう、福祉に対する意識向上・理解促進に努めていく必要があります。

生活の中で感じる偏見（回答数=694）（図表7）



近所の困っている世帯にできる支援（回答数=724）（図表8）



### (3) 「旧自立サポートセンターよりそい」の相談内容から見える課題

平成27年4月から生活困窮者への自立支援制度が始まり、その相談窓口として「よりそい」が開設されました。相談件数は年々増加しており、相談件数に対して相談内容ごとの件数が多いことから、1件の相談につき複数の内容が含まれることがわかります。また、庁外との連携件数も増加しており、多機関との連携が必要なことがわかります。

今後も複合的な相談が増加することが考えられるため、庁外の支援機関との連携を強化していく必要があります。



●表1 「旧自立サポートセンターよりそい」 相談内容実績

(単位：件)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
健康について	339	512	812	781	321
障害について	—	—	—	544	264
家賃・修繕問題	390	320	386	329	1,791
家探し	—	—	108	251	86
収入・生活費について	618	789	971	1,127	1,764
債務について	162	232	329	210	121
税滞納について	—	—	—	139	121
就職について	656	397	311	423	403
仕事上の不安	226	247	400	356	271
家族・人間関係について	317	806	972	1,324	597
ひきこもり	—	—	153	320	221
虐待	—	—	35	18	2
コロナウイルス関連	—	—	—	9	1,897
その他	775	746	696	114	45
相談内容ごとの件数(延べ)	3,543	4,049	5,173	5,945	7,904
相談件数(延べ)	1,323	1,544	1,869	2,095	3,324

※「—」の件数は各年度のその他に含まれています。

※一人で複数相談がある場合はそれぞれ件数に含まれています。

●表2 「旧自立サポートセンターよりそい」 庁外連携実績

(単位：件)

年度	H30	R1	R2
庁外	810	1,030	1,029

※庁外：労働、医療、介護、障がい、福井市社会福祉協議会、司法、民間、地域などの市役所外の各機関等



# 第3章 計画の基本的な考え

## 1 基本理念

本計画では、第3次福井市地域福祉計画の基本的な理念を踏まえた上で、福祉行政を取り巻く環境の変化に対応するため、以下の基本理念の実現に向けた施策を推進します。

### 〈基本理念〉

つながり ともにささえあい

築き上げる 共生のまち

人々の暮らしや社会構造、福祉行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、人々が様々な「地域生活課題」を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らし、生きがい、地域を、ともにつくっていくことができる、「地域共生社会」の実現を目指します。

そのために、市は、地域住民をはじめ、地域団体や福祉サービス事業者、社会福祉協議会等と連携・協働して、それぞれの力を出し合い、共にささえあい生きていくまちをつくっていきます。

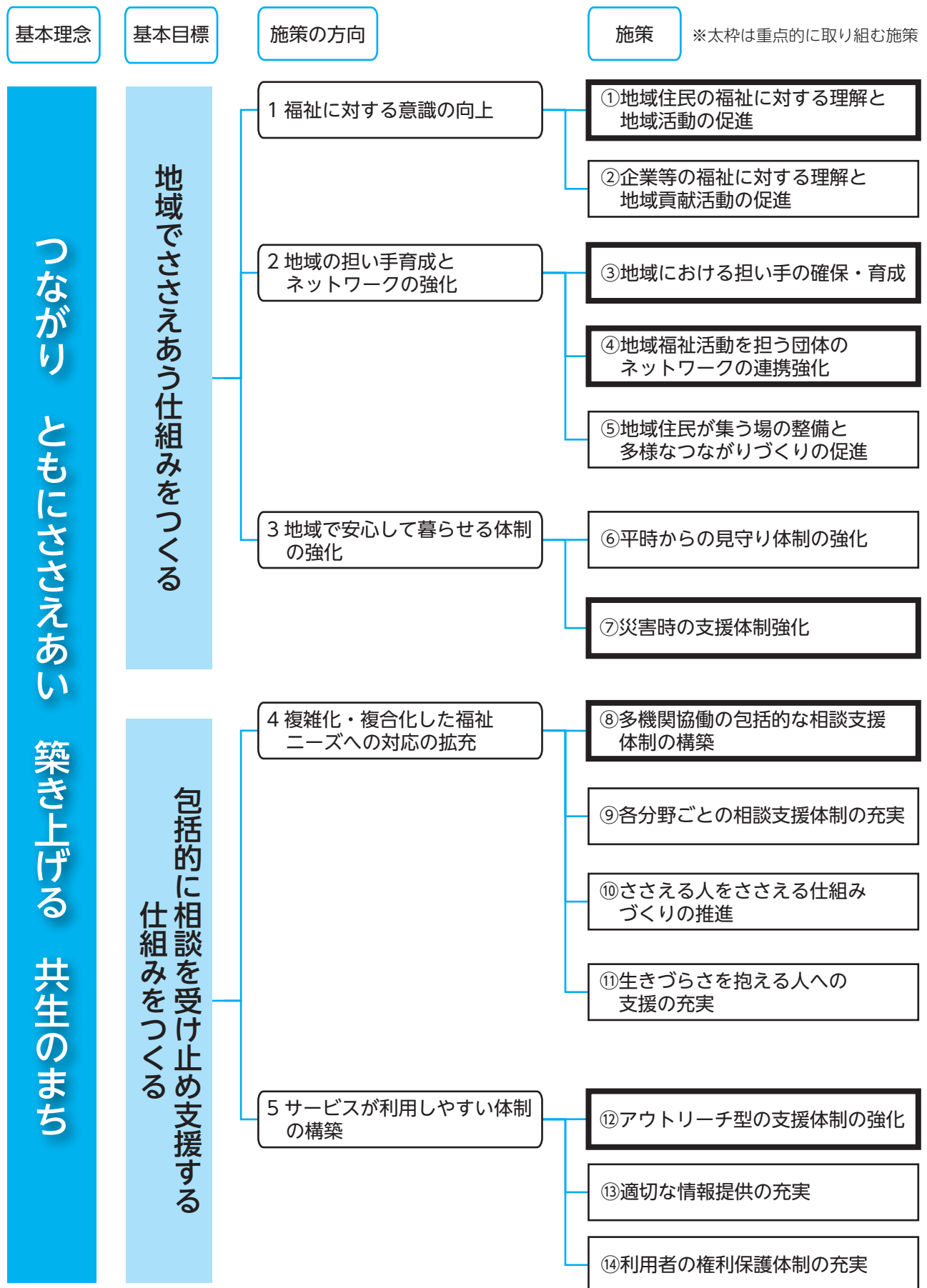
#### ○地域生活課題とは・・・

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える、住まいや就労、家計や教育に関する課題など、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での、「くらし」と「しごと」全般に及ぶ課題のことをいいます。

出典：社会福祉法人 全国社会福祉協議会 「地域福祉計画策定ガイドブック」 参照



## 2 計画の体系



### 3 基本とする目標と施策の方向

基本理念の考え方に基づき、「地域でささえあう仕組みをつくる」、「包括的に相談を受け止め支援する仕組みをつくる」の2つの基本目標を掲げ、5つの施策の方向に沿って様々な施策に取り組みます。

#### 基本目標 1 地域でささえあう仕組みをつくる

家族や地域とのつながりが希薄化している中、住民同士の顔の見える関係性の育成や地域活動、福祉活動団体、企業等の地域貢献活動は重要性を増してきています。地域で暮らす住民誰もが、ともに支え合う関係構築の仕組みづくりを目指します。

#### 施策の方向 1 福祉に対する意識の向上

地域に存在する貧困や孤立、虐待など、多様な福祉的課題に対して、地域住民や企業等が理解と関心を持つよう働きかけるとともに、自らが地域課題を「我が事」として捉えて解決に向けて行動できるよう、福祉に対する意識の向上を図ります。

#### 施策の方向 2 地域の担い手育成とネットワークの強化

少子高齢化により、地域で活動の中心となって地域を支える人が少なくなっています。活力ある持続可能な地域を維持するために、若年層をはじめとした新たな担い手の発掘・育成を進めるとともに、地域で活動する団体間の連携を強化します。

また、地域住民が気軽に集う場の整備やボランティア活動などへの参加の促進など、多様なつながりづくりへの支援を進めます。

#### 施策の方向 3 地域で安心して暮らせる体制の強化

地域では、子どもから高齢者、障がい者など、様々な人が暮らしており、日頃から、何らかの支援を必要としている人は少なくありません。日頃から周囲の人がそうした人々を気に掛け見守ることが重要であり、災害時においても安全に避難できるよう、支援体制の強化を進めます。



## 基本目標 2

## 包括的に相談を受け止め支援する仕組みをつくる

関係機関等との協働により、いかなる相談も受け止める体制を整えるとともに、必要な方へ適切に福祉サービスを届けることができる仕組みづくりを目指します。

### 施策の方向 4 複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充

「8050 問題」など、制度や分野を超えた福祉ニーズに対して、包括的に相談を受け止める「福祉総合相談室」を設置するとともに、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者に対する各分野の相談支援体制の拡充を進めます。

また、ケアマネジャーなどの福祉従事者の専門性向上を図るとともに、ケアする人をささえる仕組みづくりや、自殺対策など生きづらさを抱える人への支援の充実を図ります。

### 施策の方向 5 サービスが利用しやすい体制の構築

支援を必要としている人へ、着実に福祉サービスを届けることができるよう、情報提供を充実させるとともに、アウトリーチ型の継続的な伴走支援を実施して、サービスが利用しやすい体制の構築を進めます。

また、成年後見制度の利用支援を行い、利用者の権利保護体制の充実を進めます。

#### ※用語解説

##### ○民生委員児童委員とは・・・

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じて必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。「児童委員」を兼ねており、任期は3年で170～360世帯ごとに1人配置され、福井市では504名の定数となっています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けており、福井市では36名の定数となっています。

##### ○保健衛生推進員とは・・・

保健衛生推進員は、健康について関心を持ち、自分自身や家族、地区住民の健康づくりを推進するために、行政と一緒に健康づくり活動を実践する方々です。任期は2年で概ね人口200～300人ごとに1人配置され、福井市では742人います。(令和3年4月現在)

##### ○福祉委員とは・・・

福祉委員は、福井市社会福祉協議会が任命し、豊かな地域社会づくりを推進していくために、近隣住民による「見守り」や「支え合い」を地区社協単位に行う方々です。任期は2年で、概ね自治会単位に1人以上配置され、福井市では1,604人います。(令和3年4月現在)

## 第4章 基本目標1

### 地域でささえあう仕組みをつくる

#### 施策の方向

- I 福祉に対する意識の向上
- II 地域の担い手育成とネットワークの強化
- III 地域で安心して暮らせる体制の強化



## 基本目標

1

# 地域でささえあう仕組みをつくる

## 施策



### 1 【重点】 地域住民の福祉に対する理解と地域活動の促進

#### (1) 福祉に対する意識醸成と理解の促進

##### 現 状

- ① 市民が、地域福祉に関心を持ち福祉活動に参加するきっかけの一つとして、日常生活における地域との関わりや地域活動に参加する割合の高さと相関関係にあります。ライフスタイルの多様化などにより、地域とのつながりや共助の精神が希薄化しています。

##### 課 題

- ① 市民アンケート調査結果によると、地域活動に参加した理由としては、近所付き合いや学校活動で仕方なくという回答が多くなっています。逆に参加していない理由としては、参加するきっかけがないという意見も多いことから、潜在的に関心の高い人へアプローチするとともに、地域住民の共助の精神を醸成する必要があります。

##### 取組内容

- ① 福井市社会福祉協議会（以下、市社協）と連携し、講演会の開催や長年福祉に携わっている功労者を表彰するとともに、庁内の職員や地域住民、公民館等に対して、地域福祉に対する理解の促進と意識の醸成・啓発に努めます。

また、市政広報や市主催イベントなどを通じて、地域活動の事例や地域福祉の現状や課題を紹介・周知するとともに、ホームページや SNS などを活用した情報発信を強化して、地域活動に関心の高い人へのアプローチを行うほか、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、お互いに気にかける関係性の構築と共助の必要性の啓発に努めます。

【重層】特に、地域住民や地域の多様な主体が福祉を含めた地域課題に対して、「我が事」として受け止め、その解決に参画する、「地域共生社会」というビジョンを、ホームページや出前講座等を通じて継続的に啓発します。

### (2) 虐待の防止に関する理解の促進

#### 現 状

- ① 障がい者の権利擁護のため、障がい者虐待防止センターを設置し、24 時間体制で電話等による虐待通報への対応を行っていますが、地域住民への通報先等の周知が不十分なのが現状です。
- ② 認知症高齢者の増加に伴い高齢者に対する虐待の増加が懸念されています。
- ③ 全国的に児童虐待相談対応件数が増加する中、学校や保育園等の関係機関と連携して児童虐待防止に取り組む体制の強化が求められています。
- ④ 学校には、子ども本人の小さな状況の変化を注意深く観察するとともに、保護者面談や家庭訪問を通じて虐待の早期発見に努めるように依頼しています。  
また、虐待が疑われる場合には、関係所属への情報提供や児童相談所等への通告を速やかに行うように周知しています。

#### 課 題

- ① 障がい者への虐待を防止するためには、地域住民を含めた関係機関に対し虐待の早期発見の重要性と、虐待を発見した時の通報義務や通報先について周知が必要です。
- ② 虐待を受けた恐れのある高齢者について、速やかに相談することができるよう、専門窓口を広く周知する必要があります。
- ③ 児童虐待は家庭内で起きていることから発見することが難しく、地域や関係機関が子どもや家庭の異変にいち早く気づき、行動することが大切です。  
また、社会全体で子どもを守るため、広く児童虐待防止に関する啓発活動を行い、多くの方に関心を持ってもらうことが必要です。
- ④ 家庭内の問題に関わることであり、本人や家族が支援の必要性を自覚していないケースもあるといった理由から、支援が必要な状況であっても表面化しにくいケースがあります。

#### 取組内容

- ① 障がい者への虐待防止等に関する情報を周知徹底するとともに、地域住民への啓発活動に努めます。
- ② 地域包括支援センターや市が高齢者虐待の相談窓口であることを、チラシやポスター等を活用して広く周知します。
- ③ 児童虐待の早期発見に努めるため、保育園や小中学校等の関係機関、主任児童委員や地域団体等に対して、虐待の現状や対応について学びを深めるため出張講座を開催します。  
また、保育園や小中学校等の職員が、虐待の発見から通告・対応まで、迷いなく行えるよう「児童虐待防止・対応マニュアル」を配布し、関係機関の対応力を高めるとともに、街頭での啓発活動やパネル展示などを通じて、児童虐待に関する通告先や相談機関などを広く周



知し、市民への理解促進に努めます。

さらには、地域の中で子どもを見守り、気軽に相談できる体制を整えるため、主任児童委員等へ研修を行って地域力を高めるとともに、虐待防止に関するパンフレットなどを配布して、地域の理解促進を図ります。

- ④ 文部科学省等が出している虐待対応のマニュアルを小中学校に配布するとともに、校長会、教頭会、生徒指導主事連絡会、教員研修会等において、虐待の対応について周知徹底を図ります。

### (3) 障がいや認知症などに関する理解の促進 ☆ KPI 対象

#### 現 状

- ① 令和元年度に実施したアンケート調査では、障がいを理由とした差別があると感じている人の割合は「よくあると思う」「ときどきあると思う」合わせて 88% と高い一方で、発達障がいという言葉を知っている人の割合は 52.2% と認知度が低く、発達障がいに対する理解が不十分な状況です。
- ② 本市における高齢者人口に占める認知症高齢者の割合は、令和 2 年 4 月 1 日現在、12.7% となっており、今後も増加が見込まれるとともに、認知症による行方不明等の事案も毎年発生しています。

#### 課 題

- ① 障がいへの理解を促進するためには、継続的に啓発、広報を行うとともに、当事者と家族の問題と捉えられがちな発達障がいについては、関係者や周囲の人達はその特性を理解し、生涯を通じた支援を継続することで、個々の能力に合った社会的自立へ導くことが重要です。
- ② 認知症の人やその家族を地域で支えるために、地域住民や関係機関等が、気がかりな高齢者に気づき、見守りが行える地域づくりが重要です。

#### 取組内容

- ① 市政広報やホームページをはじめ、障がい福祉団体や障害福祉サービス事業所が行う地域住民との交流や機関紙等により、障がい等に関する周知と啓発を行い市民の理解を促進します。  
また、幼少期から障がいへの正しい知識を深めるため、通常学級の児童生徒に対して、交流学習や道徳、総合的な学習において、心のバリアフリー教室を実施します。  
さらには、関係機関や関係団体等と協力し、発達障がいの特性などについて講演会を開催するとともに、相談窓口、支援機関に関するパンフレットを作成して、理解の促進や支援策を周知します。
- ② 認知症高齢者ひとり歩き模擬訓練を開催し、認知症の人への理解を深めるとともに、地域で見守る意識の向上を図ります。

## 施策の方向 I 「福祉に対する意識の向上」

また、幅広い世代に認知症サポーター養成講座の受講を勧め、地域や職域で認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を行います。

※用語解説

### ○地域包括支援センターとは・・・

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他保健福祉サービスの適切な利用など、専門職のスタッフが総合相談や権利擁護など様々な支援を行うセンターのことをいいます。

### イメージ図：地域包括支援センター



### ○心のバリアフリー教室とは・・・

車いすや特殊な装具によって障がい者等の負担を疑似体験する教室のことをいいます。

### ○認知症サポーター養成講座とは・・・

認知症を正しく理解し、認知症の方にどのように接したらよいかを学ぶことで、日常生活の中で認知症の方が困っていたら声をかけるなどのサポーターを養成する講座のことをいいます。

## 施策



## 2 企業等の福祉に対する理解と地域貢献活動の促進

### (1) 福祉に対する法人や企業などへの理解と地域貢献活動の促進 ☆ KPI 対象

#### 現状

- ① 障がい者の雇用・就労が進んだとしても定着しにくいことから、障がいのある人の働く意欲や能力に応えられるよう、柔軟な雇用環境をつくる必要があります。
- ② 認知症の人の理解を深めるために、地域の企業やお店を対象に、認知症サポーター養成講座の受講を働きかけていますが、業種によっては、受講時間の確保ができない等の理由により、実施が難しい現状です。
- ③ 糖尿病や高血圧等の生活習慣病の療養者とその医療費は年々増加しており、健康寿命の延伸や医療費等の適正化が求められています。
- ④ ひきこもりの人などに対して、既存の制度では社会参加の機会や種類が十分ではありません。

#### 課題

- ① 障がい者雇用に対する事業主の理解を促進するとともに、企業ニーズを踏まえた就労支援・指導ができる体制を充実させる必要があります。
- ② 認知症の人やその家族が、地域で安心して過ごせるように、日頃利用するお店や企業等にも認知症の人への理解を広げていく必要があります。
- ③ 生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、若い世代から継続した健康づくりに取り組む市民を増やすことが必要です。
- ④ ひきこもりの人などに対しては、その人独自のニーズや希望に沿った社会参加の機会を創出する必要があります。

#### 取組内容

- ① 障がい者に、自身の就労適性を知る機会を提供するとともに、企業等で短期就労を体験できる事業を実施します。  
また、障がい者が企業等へ就労した後、定期的に職場を訪問し、障がい者と企業の双方に対して相談を伺うとともに、課題解決等に向けた調整を行い、就労後も安心して働き続けることができるよう支援します。
- ② 住民と接する機会がある金融機関や飲食店、コンビニ、企業等の従業員の半数以上が、認知症サポーターである場合に、市が「認知症の人にやさしいお店」として認定し、認知症の

## 施策の方向Ⅰ「福祉に対する意識の向上」

理解の促進を図ります。

さらには、電気、水道等のライフライン事業者や宅配業、金融機関等の「見守りネットワーク協力事業者」が、日常業務の中で高齢者の見守り活動を実施するなど、福祉に対する企業等の地域貢献活動を促進します。

- ③ 職場や地域の健康づくりを支援するため、企業や団体へ出向いて出張健康講座を開催します。  
また、健康づくりに取り組みやすい環境づくりのため、積極的に取り組む店舗の登録や公表を行うとともに、健康情報等の提供を行います。
- ④ 【重層】従来の制度では、十分な社会参加の機会がなかったひきこもりの人などに対して、参加支援事業により、そのニーズや希望に添った機会を提供できるよう、市社協等とも連携しながら、社会福祉法人や企業等に働きかけます。

### ※用語解説

#### ○認知症にやさしいお店とは・・・

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、認知症の人やその家族を温かく見守っていただける店舗や企業、団体等のことをいいます。

#### イメージ図：認知症にやさしいお店・協力事業所認定ステッカー



#### ○見守りネットワーク協力事業者とは・・・

高齢者や子どもを日常的に見守る活動と、認知症高齢者が行方不明になった場合の捜索にご協力いただける事業者や地域団体のことをいいます。

#### ○出張健康講座とは・・・

働く世代の方々が、健康に関心を持ち積極的に健康づくりに取り組むことを応援するため、医師や保健師等が各種団体等へ出向き健康に関する話や実技を実施する講座のことをいいます。

## 施策



### 3 【重点】 地域における担い手の確保・育成

#### (1) 地域福祉活動の担い手の確保・育成と活動の周知 ☆ KPI 対象

#### 現 状

- ① 民生委員児童委員（以下、民生委員）は、住民の相談や必要な援助を行うなど、地域福祉の推進に重要な役割を果たしていますが、市民アンケートの調査結果では、活動内容が十分に知られていない状況にあります。
- ② 福祉課題の複雑化・複合化により、8050 問題やダブルケアなど民生委員として把握すべき情報が増えています。
- ③ 地域の健康づくりを推進する保健衛生推進員（以下、推進員）を市内全地区に設置していますが、推進員数は徐々に減少し、担い手が少なくなっています。
- ④ 市民アンケート調査では、「近所の困っている世帯にできる支援」を尋ねたところ、約 6 割の人が安否確認の声かけ、約 4 割の人が雪かきの手伝いや災害時の避難の手助け、約 3 割の人がゴミ出しの手伝いや日常的な話し相手と答えています。  
また、令和元年度の高齢者世帯を対象にした必要な支援のニーズ調査では、約 7 割近くの人が雪下ろし・雪かき、約 3 割の人が簡単な修繕と答えています。

#### 課 題

- ① 全国的に民生委員の高齢化・担い手不足が常態化しているなか、本市においても担い手の確保がより難しくなることが予測されます。
- ② 民生委員の活動にあたっては、福祉全般に関する情報を把握している必要性があることから、定期的に情報を伝えることが肝要です。
- ③ 市民の健康に対する意識の向上及び自主的な健康づくりを進めるため、推進員数の確保と資質の向上に努める必要があります。
- ④ 地域においては、支えてもいいという人も支えてほしいという人もいる中で、人材やニーズの把握と双方のマッチングが十分になされていません。

#### 取組内容

- ① 民生委員についての理解を促進し、担い手の確保につながるよう、市政広報やホームページ等を活用して、見守り訪問などの活動や功績を広く周知します。
- ② 毎月開催される各地区の民生委員の会長が集う、民生委員児童委員協議会連合会（以下、

## 施策の方向Ⅱ「地域の担い手育成とネットワークの強化」

民児連)において、市からの支援制度や取組内容等の情報を伝達し、情報提供の充実を図ります。

また、緊急性のある情報等については民児連と連携を図り、単位地区民生委員児童委員協議会(以下、民児協)の会長へ迅速に連絡して適切な対処に努めるなど、連絡機能の充実を図ります。

③ 推進員の役割と活動内容を広く周知して担い手の確保に努めるとともに、研修会の開催等により推進員のスキルアップを図ります。

④ 【重層】市社協や生活支援コーディネーターと連携しながら、地域住民の困りごとを探るとともに、地域の担い手を発掘して双方のニーズをマッチングさせるなど、地域住民の支え合い等を推進します。

【重層】また、介護サポーターポイント制度を活用して、高齢者等のゴミ出しや買い物などの生活支援を促進します。

## (2) ボランティアに関する講座の開催と情報発信・活動支援

### 現 状

① 市民アンケート調査結果によると、ボランティア活動に参加するきっかけがないという人も多いことから、興味や関心のある人は少なくないものの、実際の活動につなげるのが難しい状況です。

② 地域においては、様々な福祉ボランティア活動が行われていますが、一部の人に偏っている状況にあります。

### 課 題

① ボランティア活動の基本や必要となるスキルを学び、あるいは仲間づくりのための講座や体験プログラムを提供するなど、活動のきっかけにつながる支援が必要です。

また、ボランティア募集や講座開催等の情報を効果的に発信することで、ボランティア活動の普及・啓発を図る必要があります。

② 人口減少や高齢化の進展により、今後も福祉ボランティア活動を継続かつ広めていくためには、新たな担い手の確保が急務です。

### 取組内容

① 【重層】市民のボランティアに対する関心や意欲を高めて活動のきっかけをつくるとともに、継続した活動につながるような各種講座や体験プログラムを実施します。

【重層】また、ボランティアに関する総合情報提供サイト「福井市ボランティアネット」の利便性を高め、ボランティア募集や講座開催情報のほか、総合ボランティアセンターの施設

情報等を効率的に発信します。

- ② 市社協と連携しながら、高校生をはじめとした若年世代が福祉ボランティアに興味を持ってもらえるように、楽しさややりがい等が感じられる講座や体験プログラムを企画し、活動へのハードルを下げることで、ボランティアへの参加を促進します。

### (3) 児童の見守り・学習支援と地域の子育て支援等を担う人材の確保・育成

☆ KPI 対象

#### 現 状

- ① 児童の学習支援や見守り活動については、より一層の強化が求められている中、「福井市子どものまなび支援事業」や「支援対象児童等見守り強化事業」を実施していますが、担い手が不足している現状です。
- ② 本市では、祖父母の同居・近居の割合が高く、祖父母等による子育て支援を受けられる人が多いのが現状です。

また、平成 30 年の市民意識調査から地域の子育て支援活動に協力したい方も少なからずみられます。

#### 課 題

- ① これまでの事業の成果を最大限生かすためには、児童への学習支援と見守り活動を継続し強化する必要があることから、支援活動を担う新たな人材を確保する必要があります。
- ② 今後も引き続き、祖父母や地域の人々との交流を通して、子どもの社会性を育み、成長を見守る地域づくりが必要です。

#### 取組内容

- ① 児童の基礎学力を身につけるための学習支援と、支援対象児童（要保護児童）等への生活指導支援の充実・強化を図るため、支援活動を担うボランティア団体をホームページ等で随時募集し、担い手の確保に努めます。
- ② 子どもの社会性を育み、成長を見守る地域づくりを行うため、地域子育て支援センターや公民館、健康管理センター、図書館等において、祖父母や地域の人々を対象に子育て講座や孫育て講座を実施し、子育て支援等を担う人材の確保と育成に努めます。

## 施策の方向Ⅱ 「地域の担い手育成とネットワークの強化」

### ※用語解説

#### ○ダブルケアとは・・・

子育てと親や親族の介護を同時期に担わなければならない状態のことをいいます。

#### ○単位地区民生委員児童委員協議会とは・・・

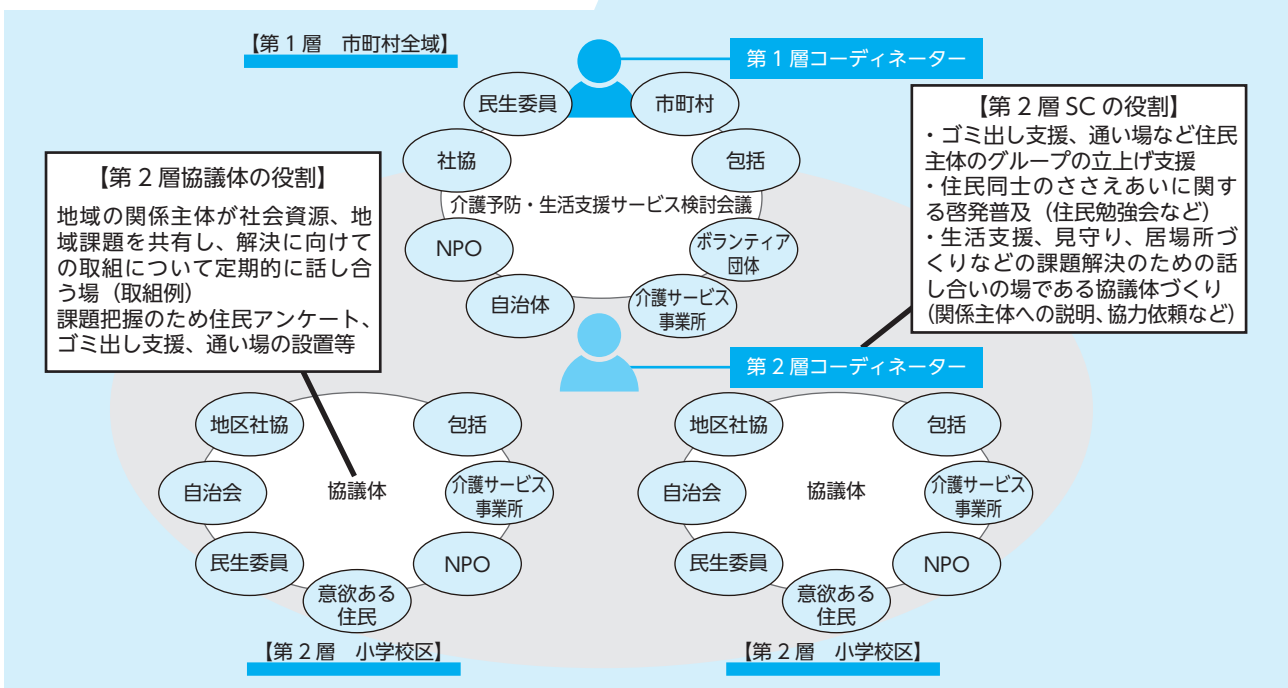
民生委員法第20条により本市の18地区に設置している協議会のことをいいます。

#### ○生活支援コーディネーターとは・・・

在宅高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を続けるために、ゴミ出しや買い物、送迎など、簡単な生活支援等を住民同士の互助で補うための調整役のことをいいます。

地域で活動する第2層SCと、それを市全体で支援しながら調整する第1層SCがあります。

### イメージ図：生活支援コーディネーター



#### ○介護サポーターポイント制度とは・・・

元気な高齢者自身が地域の在宅高齢者に対して生活支援活動を行うことで、自身の介護予防を推進することを目的とし、介護サポーター活動者には活動に応じてポイントが付与され活動交付金と交換できる制度のことをいいます。



## 施策



### 4 【重点】 地域福祉活動を担う団体のネットワークの連携強化

#### (1) 地域福祉活動を担う団体等のネットワークの連携強化・拡充

##### 現 状

- ① 市民の生活を支える上で保健と福祉の連携は不可欠であり、地域には民生委員や福祉委員など様々な支援者がいますが、相互の理解や連携が十分とはいえない現状にあります。
- ② 民児協や地区社会福祉協議会（以下、地区社協）、自治会等の地域団体が、地域の福祉活動を行っており連携を取っていますが、顔の見える関係性が相互に希薄化している状況です。
- ③ 高齢者や子どもの見守りに関して、令和3年4月現在、73の団体と協定を締結しています。

##### 課 題

- ① 少子高齢化や社会情勢の変化により、市民の健康課題やニーズが多様化しているため、保健と福祉に関わる関係機関の役割を明確化し、連携を強化することが必要です。
- ② 民児協や地区社協、自治会等の地域団体が、地域の福祉活動を行っており連携を取っていますが、顔の見える関係性が相互に希薄化している状況です。  
また、地域福祉を進めるためには、地域団体のほか、社会福祉法人、民間事業者、保健・医療・教育等の様々な団体や組織が十分、お互いを理解して、連携を図る必要があります。
- ③ 高齢化の進展により、今後も協定締結団体の拡充を図る必要があります。

##### 取組内容

- ① 推進員として活動する上で、各地区において地区社協などの関係団体と協力し合い、推進員が保健福祉活動に積極的に参加するよう、地区会長会や研修会等で連携を促します。  
【重層】また、市社協と協力しながら、民生委員や推進員、地区社協や公民館など、多様な地域活動の担い手同士の出会いの場を創出し、連携体制の強化に努めるとともに、お互いの活動の効率化と負担軽減につなげます。
- ② 市は、地域のイベントや会合へ参加するほか、地域の課題を話し合う地域ケア会議や認知症高齢者ひとり歩き模擬訓練等を通じて、地域の団体や介護・保健・福祉・医療サービス機関等とのネットワークを構築するとともに、課題の解決に向けた意見交換を行うなど連携体制を強化します。  
また、地域包括支援センターは民生委員の連絡会に参加し、顔の見える関係づくりを通して情報交換や相談しやすい環境を整備します。

## 施策の方向Ⅱ「地域の担い手育成とネットワークの強化」

- ③ 高齢者や子どもの見守りに関する協定を締結している民間事業者や関係団体と、年1回連絡会を開催して連携体制を強化するとともに、高齢者や子どもたちを重層的に見守るネットワークの拡充を図ります。

### (2) 地域福祉活動計画との連携

#### 現 状

- ① 本計画と市社協が策定している第4次地域福祉活動計画との連携について、第3次計画では、策定後2年目と4年目に社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、計画の進捗管理や評価を実施していましたが、時流に沿った取組の見直し等を行っていない状況です。

#### 課 題

- ① 本計画と地域福祉活動計画は、相互に連携し 整合性を図ることで効果的な施策の実施につながることから、外部の有識者による意見や提言に基づき、必要に応じて適宜事業の見直しを行う必要があります。

#### 取組内容

- ① 計画期間中は、毎年度「福井市地域共生社会推進会議」において「重要業績指標（KPI）」の進行管理と、施策の進捗状況等を評価・検証します。  
また、市社協が年1回開催する「地域福祉活動推進会議」において、本計画と地域福祉活動計画の取組の方向性を確認し、必要に応じて機動的に取組内容の見直しを行います。

#### ※用語解説

##### ○地域ケア会議とは・・・

要支援者の方の生活課題の解決や状態の改善、重度化防止、自立を目指したマネジメントを提供できるよう、ケース毎に専門職の方に参加していただく会議のことをいいます。

##### ○認知症高齢者ひとり歩き模擬訓練とは・・・

認知症に関する正しい知識を持ち、もしもひとり歩きをしている人を見かけた時には声掛けができるよう、体験することをいいます。

## 施策



### 5 地域住民が集う場の整備と多様なつながりづくりの促進

#### (1) 社会とのつながりづくり

##### 現 状

- ① 生きづらさを抱える人や障がい者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に恵まれていません。
- ② 高齢者が地域の一員としていきいきとした生活を送れるよう、支援していく必要があります。
- ③ (再掲) 障がい者の雇用・就労が進んだとしても定着しにくいことから、障がいのある人の働く意欲や能力に応えられるよう、柔軟な雇用環境をつくる必要があります。

##### 課 題

- ① 制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりの人生の多様性を前提とした、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすい環境を整える必要があります。
- ② 地域の高齢者が、それぞれの地域の中で生きがいを持ち、一人の住民として地域の役割を担っていくことが重要です。
- ③ (再掲) 障がい者雇用に対する事業主の理解を促進するとともに、企業ニーズを踏まえた就労支援・指導ができる体制を充実させる必要があります。

##### 取組内容

- ① 【重層】社会とのつながりが希薄な相談者の個別ニーズに対応するため、比較的参加し易い、地域のボランティア活動や企業の就労体験への参加を支援するとともに、農福連携の促進などの新たな支援制度を整えるほか、市社協と連携して社会とのつながりづくりを進めます。  
また、社会参加につなげる際には、本人と相手方を丁寧にマッチングするとともに、きめ細やかなフォローアップに努めます。
- ② 地区社協や地域のボランティアの協力のもと、地域の実情に合わせた自治会型デイホームを実施し、介護予防と健康づくりに努めます。
- ③ (再掲) 障がい者に、自身の就労適性を知る機会を提供するとともに、企業等で短期就労を体験できる事業を実施します。  
(再掲) また、障がい者が企業等へ就労した後、定期的に職場を訪問し、障がい者と企業の双方に対して相談を伺うとともに、課題解決等に向けた調整を行い、就労後も安心して働き続けることができるよう支援します。

### (2) 交流の場の充実 ☆ KPI 対象

#### 現 状

- ① 障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作活動や生産活動の機会の提供と社会との交流促進が求められています。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活するため、趣味活動等を行う機会の創出や気軽に集える居場所づくりが求められています。  
また、ひとり暮らし等高齢者世帯の増加に伴い、地域の助け合いによる生活支援の需要が高まっているため、住民主体のボランティア等によるサービスの担い手確保が求められています。
- ③ 国は、子どもの貧困対策として、児童に対する基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を推進しています。
- ④ 核家族化の進展や近所付き合いの希薄化等により、子育て機能の低下や育児中の親の孤独感・不安感が増大している中、子育て相談等を行う「地域子育て支援センター」において、保護者同士の交流や繋がりが生まれ、保護者主体の活動の輪が広がっています。
- ⑤ 公民館では、公民館教育事業を企画・運営し、地域住民が集い、学ぶ場としての活用に加えて、住民による自主グループの活動の場にも活用されています。
- ⑥ 地域の居場所は、高齢者や障がい者等の分野別、目的別に集う場が多く、誰もが気軽に集まり交流できる場所は少ない状況にあります。

#### 課 題

- ① 地域で生活する障がいのある人の中には、積極的に社会とのつながりを持つことが難しく、孤立してしまう人もいます。そのような障がいのある人に対して、日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供等を行い、地域社会との交流を促進することが重要です。
- ② 高齢者が気軽に集える場を増やすため、地域住民が運営する「いきいき長寿よろず茶屋」等の設置を、市内全地区で促進する必要があります。  
また、交流の場を充実させることで、地域住民による生活支援の担い手の発掘と育成を促進し、地域の中で顔の見える関係性を構築できるよう支援していく必要があります。
- ③ 子どもの将来が、生まれ育った環境や貧困の状況に左右されることなく健やかに育ち、教育機会の均等が図られるよう、児童が安心して通うことのできる居場所を提供することが必要です。
- ④ 「地域子育て支援センター」のニーズは高いものの、保護者が利用する際の抵抗感や利便性に課題があります。

- 
- ⑤ 人口減少社会やコロナ禍における事業展開など、SDGs を念頭に置きながら市民の生涯学習を効果的かつ継続的に実施するとともに、これまで以上に気軽に利活用できる環境を整える必要があります。
  - ⑥ 地域住民が互いにつながり、支え合う関係性を構築するためには、子どもから高齢者まで異なる世代や属性を持つ人々が出会い、触れ合う機会と場所の提供が求められています。

## 取組内容

- ① **【重層】** 地域活動支援センターにおいて、個別相談支援や日常生活訓練等の提供を行い、障がいがあり福祉サービスの利用継続が困難な人などが自立するきっかけとなるような支援の充実に努めます。
- ② **【重層】** 趣味活動等を通して、地域の高齢者が気軽に集える「いきいき長寿よろず茶屋」の取組を推進し、高齢者等の交流の場の充実に努めます。  
**【重層】** また、「いきいき長寿よろず茶屋」が持つ居場所機能に、見守りと生活支援機能を追加した「多機能よろず茶屋」の取組を推進することにより、地域における助け合いと交流の充実に努めます。  
**【重層】** あわせて、地区が各よろず茶屋を新設する場合に、必要な初期費用を市が補助することにより設置を促進するとともに、地域住民による生活支援の担い手の発掘と確保に努めます。
- ③ 児童館等において、児童の勉強や宿題の習慣づけ等を行う学習支援と、生活習慣の形成や社会性の育成を行う居場所を充実させるため、必要に応じ開催場所を増設するとともに、関係機関や子ども食堂、見守り強化事業実施団体と連携して、貧困状況にある子どもへの支援につなげます。
- ④ **【重層】** 「地域子育て支援センター」を利用する抵抗感を緩和するため、市のポータルサイト、「はぐくむ.net」（子育て専用サイト）や Youtube を活用して、施設の内容やイベント等の周知を強化します。  
**【重層】** また、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、引き続き子育て中の親子と一緒に遊びながら交流を深める場所（地域子育て支援センター）を提供するとともに、利用者の利便性向上のため、センターの増設や開所日の見直しについて検討します。
- ⑤ オンライン講座を実施し、公民館に出かけて行くことが困難な高齢者や障がい者等への学習機会を提供するなど、新たな交流の場としての利活用を進めます。
- ⑥ **【重層】** 地区社協やボランティア団体等と協働し、地域の居場所の特色を活かしながらも、お互いの交流を活性化することにより、地域住民が世代や属性を越えて交流できる場となるよう努めます。

## 施策の方向Ⅱ 「地域の担い手育成とネットワークの強化」

### ※用語解説

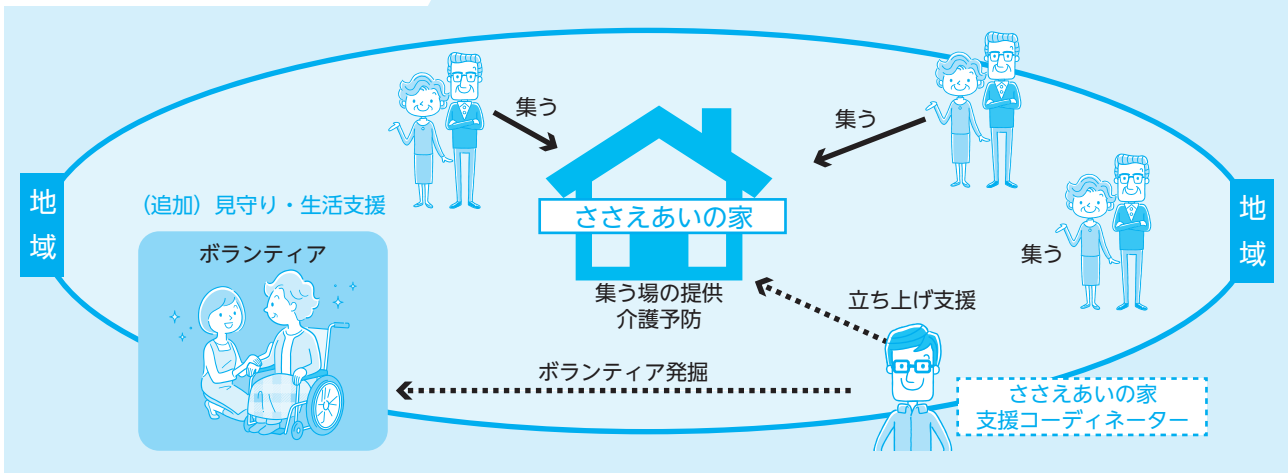
#### ○農福連携とは・・・

障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組で、担い手不足や高齢化が進む農業分野においても新たな働き手の確保につながる取組のことをいいます。

#### ○いきいき長寿よろず茶屋・多機能よろず茶屋とは・・・

集会場や公民館などの会場を活用し、地域の高齢者に憩いの場を提供するサロンのことをいいます。高齢者同士及び地域住民との交流の輪を広げ社会的孤立の解消と知識と経験を活かした活動の推進を図ります。多機能よろず茶屋は、いきいき長寿よろず茶屋の活動に見守りや生活支援等の活動を加えたもので、ささえあいの家のことをいいます。

### イメージ図：多機能よろず茶屋（ささえあいの家）



#### ○地域子育て支援センターとは・・・

地域の子育て支援機能の充実を図り子育ての不安感等を緩和するとともに、子どもの健やかな育ちを促進することを目的としたセンターのことをいいます。

#### ○地域活動支援センターとは・・・

障がいのある人が自宅から通所し、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進を通じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援するセンターのことをいいます。

## 施策



### 6 平時からの見守り体制の強化

#### (1) ひとり暮らし等の高齢者の実態把握・登録と認知症の人への見守り活動の強化 ☆KPI対象

##### 現 状

- ① 高齢者ひとり暮らしの世帯や高齢者のみの世帯が増加し、地域の中で孤立しがちな高齢者や日常的な生活支援に加え、見守りが必要な認知症の高齢者が増加しています。
- ② 高齢化の進展に伴い、今後も認知症の人が増加していくことが予測されています。

##### 課 題

- ① 地域のひとり暮らし等高齢者の実態把握を進め、高齢者の身体状況に応じた適切な支援を提供することが必要です。
- ② 地域における効率的な見守りや、地域で支え合う仕組みをより一層強化する必要があります。

##### 取組内容

- ① 地域包括支援センターや民生委員が訪問による高齢者の実態把握を行うとともに、見守りの必要性が高い高齢者について「ひとり暮らし等高齢者登録」を促します。  
また、地域包括支援センターや民生委員、福祉委員等が行う見守りに加え、生活状況に応じた福祉サービスを提供します。
- ② 認知症が原因で、行方不明になる恐れがある高齢者に対して、事前登録を勧奨し、行方不明になった際には、福井市あんしん見守りネットワークに情報提供を行い、早期発見・保護につながるよう連携を強化します。

#### (2) 子どもや高齢者の生活の安全を守る取組の推進

##### 現 状

- ① 近年、刑法犯認知件数は減少傾向となっていますが、子供に対する声かけ事案等は後を絶たず、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺は減少していません。

##### 課 題

- ① 地域において、子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれることがないよう、未然防止の取組が重要です。

##### 取組内容

- ① 地域において、子どもや高齢者が被害者となる犯罪を抑止するため、福井市防犯隊による防犯パトロール活動や、特殊詐欺被害を防止するため広報や啓発活動を推進します。

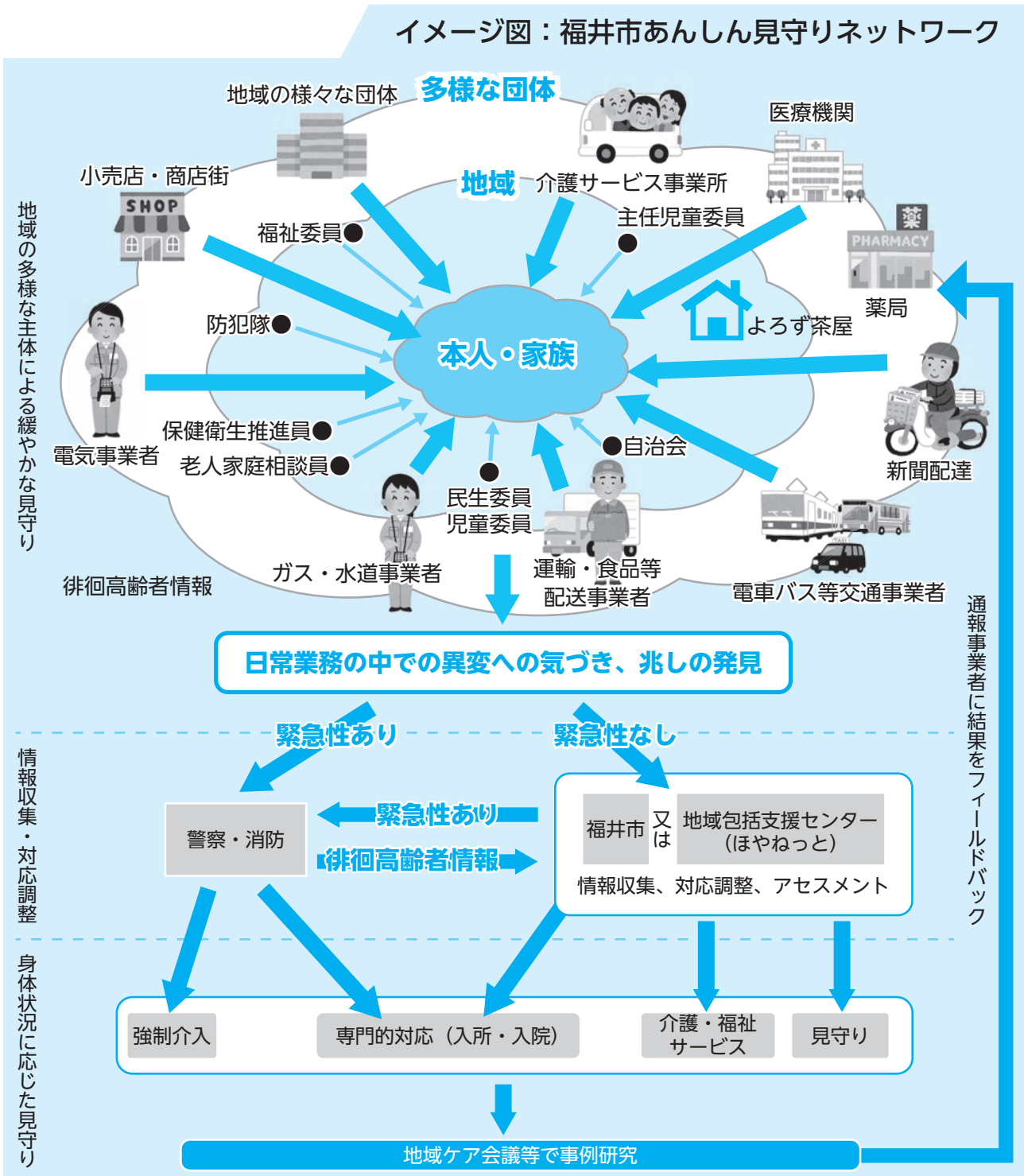
## 施策の方向Ⅲ 「地域で安心して暮らせる体制の強化」

※用語解説

### ○福井市あんしん見守りネットワークとは・・・

日常的にご家庭を訪問し、高齢者や子どもと関わる機会が多い地域団体や民間の協力事業者と連携して、高齢者や子どもを重層的に見守る体制のことをいいます。

イメージ図：福井市あんしん見守りネットワーク





## 施策



### 7 【重点】 災害時の支援体制強化

#### (1) 個別避難計画の作成支援等と災害時等の支援体制づくり ☆ KPI 対象

##### 現 状

- ① 近年の災害では、多くの高齢者が被害に遭い、障がい者等の避難が適切に行われなかった事例を踏まえ、災害時に「誰一人見逃さない」地域での支援体制の構築が求められています。
- ② 災害時要支援者が、一般市民中心の防災訓練に参加することは難しいという声や、足を運んでみたものの参加しづらい雰囲気だった等の声があり、災害時要支援者が地域との接点を持ちにくい現状です。
- ③ 災害時に障がい者への被害を最小限に抑えるには、外見からは障がいを持っていることが判別しにくい方に対する支援や配慮が求められています。

##### 課 題

- ① 避難行動要支援者名簿の掲載対象者について、真に避難支援を要する者を正確に把握できていない場合があることから、介護支援専門員をはじめとした福祉関係者や自治会、地域のキーパーソンや団体と連携することが必要です。  
また、「個別避難計画」の作成割合が低いことから、地域での防災の担い手だけでなく、平常時から本人と接している福祉関係者と連携を図りながら、災害時において実効性のある個別避難計画を作成する必要があります。
- ② 災害時要支援者が、有事の際に避難するための円滑な支援体制を構築するには、地域の自主防災組織等との連携が必要不可欠です。
- ③ 家族や地域の繋がりが希薄化している中、災害時に支援を求めている方が取り残されない支援体制の構築が急務となっています。

##### 取組内容

- ① 災害時に、真に避難支援を必要とする人を正確に把握できるよう、避難行動要支援者名簿の整備に取り組むとともに、地域の自主防災組織だけでなく、平常時から本人と接している福祉関係者と連携を図り、個別避難計画の作成支援に取り組みます。
- ② 災害時に支援を求めている方が取り残されないよう、自主防災組織等との連携を強化し、災害時要支援者への支援体制の構築を進めます。
- ③ 災害時や緊急時に加え日常においても、外見からは障がいを持っていることがわかりにくい方が、周囲からの支援や助けが必要であることを伝える際に使用する、障がい者用防災スカーフやヘルプマーク等の周知と普及啓発を図ります。

## (2) 福祉避難所の確保と適切な運営体制の構築

### 現 状

- ① 令和2年7月時点で、79施設と災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書を締結しており、約400人の受入れが可能となっています。
- ② 行政・施設ともに福祉避難所の開設、避難者の受入れ経験が乏しく、実際の災害を想定した防災訓練の実施が重要です。

### 課 題

- ① 毎年全国各地で大規模な自然災害が発生し、本市においても福祉避難所の対象となる要援護者（高齢者、障がい者等）が増加するにつれて、福祉避難所へのニーズの高まりが予想されます。
- ② 災害発生時に福祉避難所を開設した場合の適切な運営と必要な支援を行える、人材の確保が急務となっています。

### 取組内容

- ① 受入可能な福祉施設と福祉避難所の設置や運営に関する協定締結を推進し、要援護者を受け入れる体制の整備を進めます。
- ② 行政や各団体から、保健師、看護師、介護福祉士等の有資格者を福祉避難所に迅速かつ適切に配置できるよう、受け入れ手順などの事前確認や、災害を想定した実践的な防災訓練を実施します。

#### ※用語解説

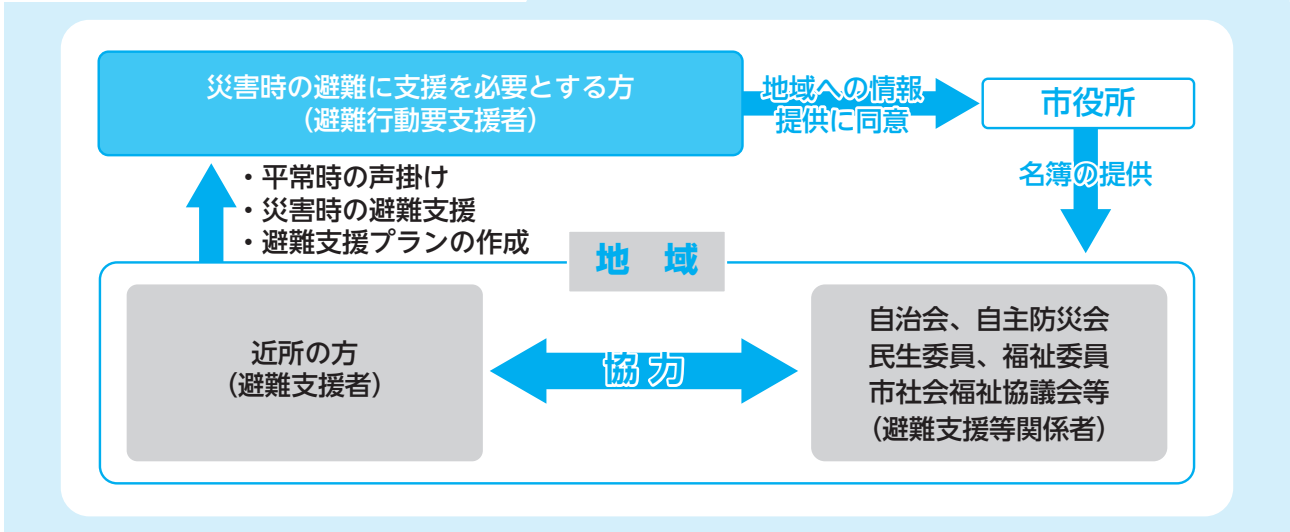
##### ○介護支援専門員とは・・・

介護保険法で規定された専門職で、居宅介護支援事業所や介護保健施設に必置とされ、一般的にケアマネジャーと呼ばれる専門員のことをいいます。

##### ○個別避難計画とは・・・

災害時の避難に支援を必要とする方（避難行動要支援者）の中で、市が、地域への情報提供に同意された方の情報を地域の関係者（避難支援等関係者）へ提供した後、地域が平時の見守り活動のほか、支援が必要な方一人ひとりに対して「誰が」「どこへ」「どのように」避難させるかをまとめた計画のことをいいます。

## イメージ図：災害時の避難支援体制の仕組み



### ○自主防災組織とは・・・

災害から地域社会を守るため、自治会又はその集合体等を母体として住民が自発的に結成し、運営する組織のことをいいます。

### ○福祉避難所とは・・・

災害時に高齢者や障がい者等、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を必要に応じて受け入れるための避難所（特別養護老人ホーム等）のことをいいます。

## イメージ図：障がい者用防災スカーフ・ヘルプマーク



## 第5章 基本目標2

包括的に相談を受け止め支援する仕組みをつくる

### 施策の方向

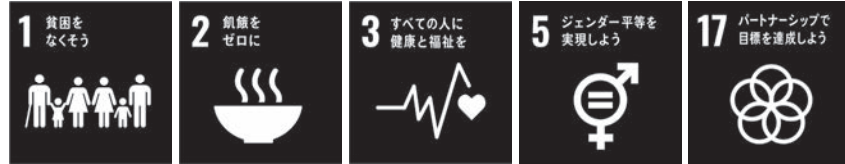
- Ⅳ 複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充
- Ⅴ サービスが利用しやすい体制の構築



## 基本目標 2

# 包括的に相談を受け止め支援する仕組みをつくる

## 施策



## 8 【重点】 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築

### (1) 包括的な相談支援体制の推進 ☆ KPI 対象

#### 現 状

- ① 少子高齢化などの社会構造の変化に加え、家族や地域のつながりの希薄化などにより、「ひきこもり」や「8050 問題」など、制度や分野を超えた課題が増えています。  
また、「旧自立サポートセンターよりそい」（以下、旧よりそい）では社会福祉士などの資格を持った相談支援員を中心に対応していますが、経験や知見が豊富な人員が不足しています。
- ② 「妊娠・子育てサポートセンターふくっこ」（以下、ふくっこ）、地区障がい相談支援事業所、地域包括支援センターやよりそい等の相談支援関係機関（以下、支援機関）窓口において個々に相談支援を行っていますが、複雑化・複合化した相談については支援機関との間で十分な調整や連携が図られていない現状にあります。
- ③ 障がいのある乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するためには、本人や家族の意思を尊重し、個々の障がいや生活状況など一人ひとりの多様なニーズを把握し、適切な福祉サービスの提供及び調整を図る相談支援が重要です。
- ④ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで生活する世帯の増加に伴い、地域の中で孤立しがちな高齢者の増加が見込まれています。
- ⑤ 核家族化や晩婚化の進展、地縁の希薄化等により、家族等から支援が得られにくい環境になっており、気がかりな母子や虐待等のケースが増加しています。
- ⑥ 支援が必要な妊産婦の要因としては、育児サポート不足、精神疾患（疑い含む）既往あり、予定外の妊娠など様々な問題があげられます。

#### 課 題

- ① 高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者等、誰もが適切な支援につながるような相談体制の構築が必要です。  
また、「旧よりそい」には専門職が手薄であったため「福祉総合相談室」に経験豊富な職員を配置し、複雑化・複合化した相談に対してもコーディネートできる体制を構築する必要があります。

## 施策の方向Ⅳ「複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充」

- ② 複雑化・複合化する問題に対処するためには、支援機関との間で相互の業務内容の理解や連携体制の強化が必要です。  
また、問題が複雑化・複合化しないよう、気がかりな人の早期把握と支援が必要です。
- ③ 最近ではひきこもり等の対応困難な相談が増えており、障がい者本人だけでなく、世帯として複数の課題を抱えているケースが増加しています。  
また、1つの相談が長期化する傾向にあるため、相談支援体制の充実と強化が求められます。
- ④ 身近な高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの重要性は年々高まっています。
- ⑤ 育児手技の獲得や心理面の支援等を要する妊産婦に対し、ふくっこ等の支援体制の充実を図り、切れ目ない支援を実施する必要があります。  
また、支援が必要な妊産婦や乳幼児に対応するため、母子保健コーディネーター及び窓口専任保健師の継続的な配置が必要です。  
さらには、育児支援を必要とする方へ産後ケア事業を導入するため、適切で円滑な運営と受け入れ機関の拡大に向けた取り組みが必要です。

### 取組内容

- ① **【重層】** 相談先がわからない複雑化した案件や分野をまたぐ複合的な相談を、属性や世代に関わらず我が事として丸ごと受け止め、相談者の福祉ニーズに適切な対応ができるよう、経験豊富な専門職を配置し、よりそいの窓口機能を強化して、「福祉総合相談室」を設置します。
- ② **【重層】** また、福祉総合相談室では、各支援機関からの要請に応じ、多機関協働事業の実施により、複雑化・複合化した相談を多角的にアセスメントし、各支援機関の役割や支援の方向性を決定するなど、支援機関がより連携・協力して支援にあたれるよう、連携体制の強化に努めます。  
**【重層】** 福祉総合相談室では、関係所属や機関と定期的に支援会議等<sup>※</sup>を開催するなど、深刻ではないが、気がかりな人に対しても早期に把握し、適切な支援につなげて社会的孤立からの脱却と経済的な自立を促進します。  
※社会福祉法第106条の6に規定されている会議で、本人の同意がない状態でも、出席者に守秘義務を課した上で、個人情報の交換が可能。
- ③ 福祉、保健、医療、教育、就労支援などの関係者や、相談支援事業所、サービス事業所、当事者団体などで構成する障がい者自立支援協議会において、相談から福祉サービス提供に至るまで、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。  
また、指定特定相談支援事業所が、それぞれの役割に応じた適切で質の高い相談支援ができるよう、相談支援事業者連絡会を開催するとともに、基幹相談支援センター地区相談支援事業所を交えて、当事者の困り事を反映した課題を抽出できる仕組みを構築するなど、相談

支援体制を強化します。

- ④ 市は地域包括支援センターの後方支援を行うとともに、研修や会議等において専門職を活用することにより、地域包括支援センターの機能強化に努めます。
- ⑤ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、ふくっこにおいて妊婦全員に面談するとともに、支援が必要な方には支援プランを作成し、継続的な支援を実施します。

また、妊娠・出産・子育て相談や育児教室を実施するとともに、家族等から十分な家事育児などの支援が受けられない母子に対しては、心身のケアや育児支援を行うために産後ケア事業を実施します。

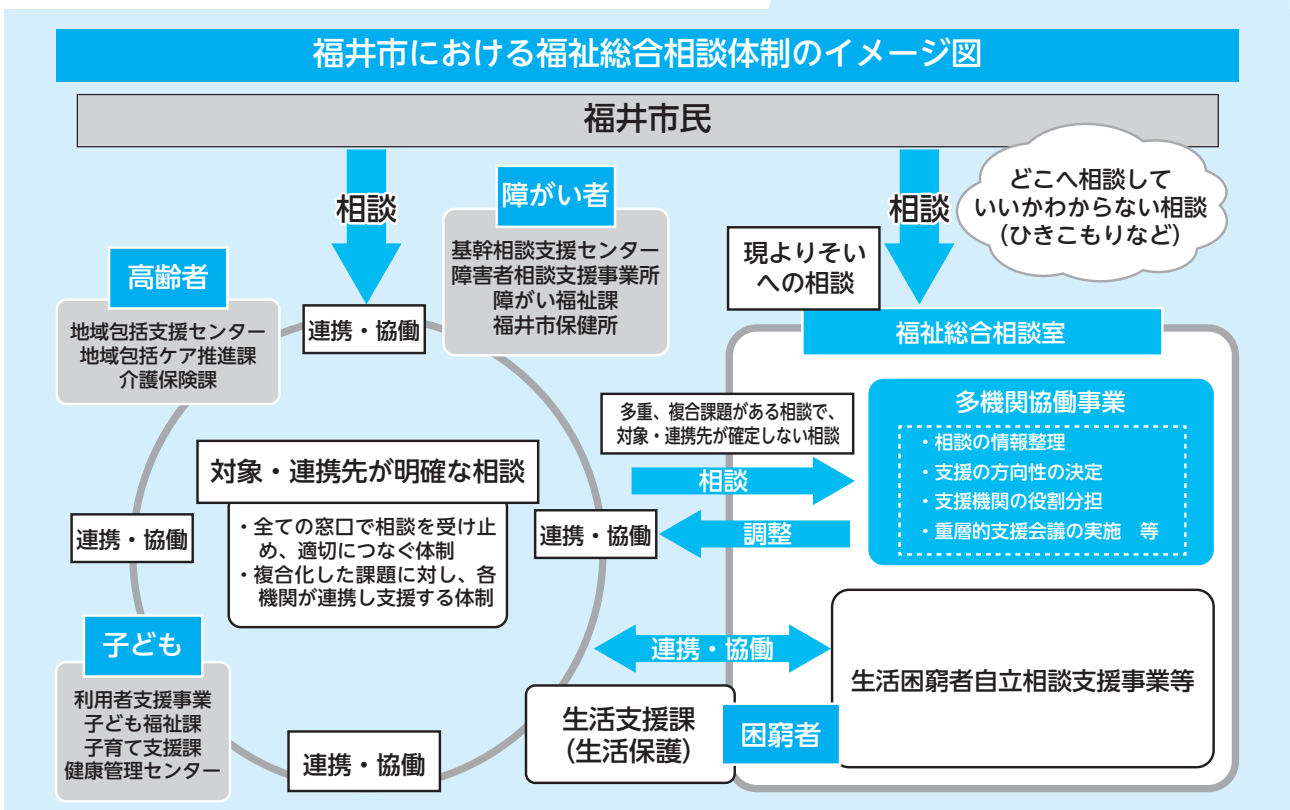
さらには、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師の専門職が訪問し、出産・育児に関する助言や様々な悩みや不安を聞きながら養育環境を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。

※用語解説

○多機関協働事業とは・・・

市全体で包括的な相談支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たすとともに、支援関係機関の役割分担を図る事業のことをいいます。

イメージ図：多機関協働事業

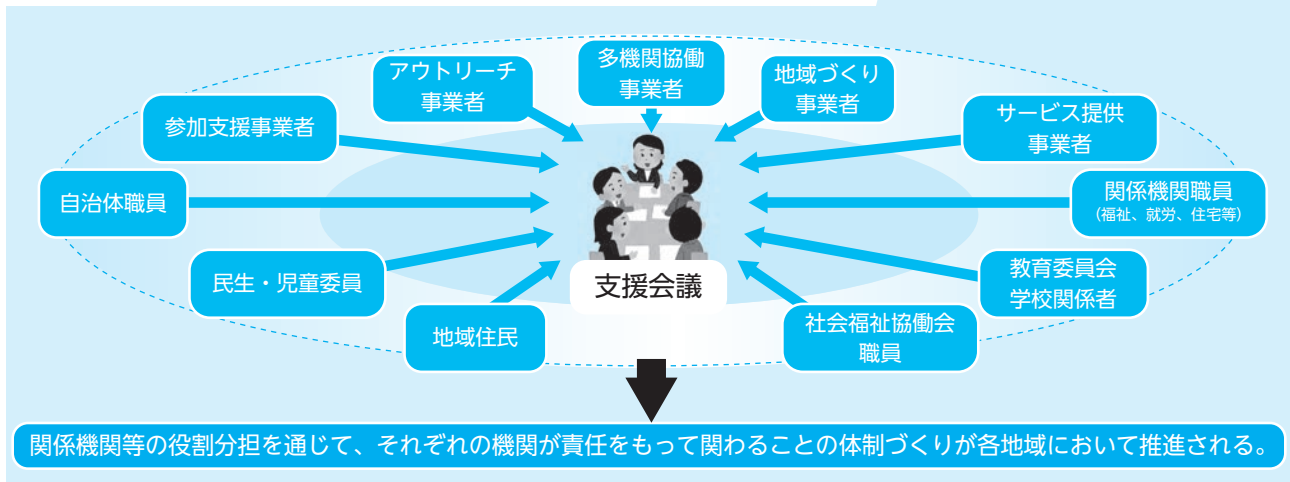


## 施策の方向Ⅳ 「複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充」

### ○支援会議とは・・・

関係機関が、それぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるケースについて情報共有や支援のあり方等を検討する会議のことをいいます。

### イメージ図：支援会議



出典：厚生労働省作成 改重層的支援体制整備事業における各事業の支援フローより引用

### ※用語解説

### ○地区障がい相談支援事業所とは・・・

障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援利用計画」の作成及び支給決定後の見直し（モニタリング）を行う事業所のことをいいます。

### ○指定特定相談支援事業所とは・・・

障がい福祉サービス等を適切に利用するための計画（サービス等利用計画）を作成する事業所のことをいいます。

### ○基幹相談支援センターとは・・・

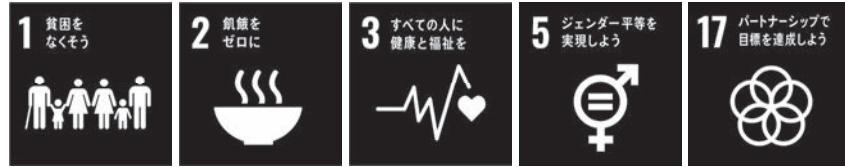
地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行うセンターのことをいいます。

### ○指定特定相談支援事業所とは・・・

障がい福祉サービス等を適切に利用するための計画（サービス等利用計画）を作成する事業所のことをいいます。



## 施策



### 9 各分野ごとの相談支援体制の充実

#### (1) 地域包括ケア推進体制の構築 ☆ KPI 対象

##### 現 状

- ① (再掲) ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで生活する世帯の増加に伴い、地域の中で孤立しがちな高齢者の増加が見込まれています。

##### 課 題

- ① (再掲) 地域における効率的な見守りや、支えあう仕組みを一層強化するため、地域特性を把握する必要があります。

##### 取組内容

- ① 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・生活支援・予防介護・認知症のサービスが、日常生活の圏域で適切に提供されるよう地域包括ケアの推進体制を充実させます。

また、地域包括ケア推進協議会を開催し、すまいるオアシスプランに記載されている地域包括ケアの構築に必要な施策の進捗管理と対策を協議します。

さらには、地域包括ケア「見える化」システムを活用し、他市や圏域ごとの要介護認定率等の比較・分析を行い、圏域ごとの地域特性を把握します。

#### (2) 虐待の早期発見・防止

##### 現 状

- ① (再掲) 障がい者の権利擁護のため、障がい者虐待防止センターを設置し、24 時間体制で電話等による虐待通報への対応を行っていますが、地域住民への通報先等の周知が不十分なのが現状です。
- ② 高齢者虐待は、毎年一定の件数が発生しています。
- ③ 児童虐待相談対応件数は、全国的にも増加傾向にあり、虐待が起こる要因としては、育児サポート不足、子どもや保護者の障がい・疾病、予定外の妊娠など様々な問題があげられます。

### 課題

- ① (再掲) 障がい者への虐待を防止するためには、地域住民を含めた関係機関に対し虐待の早期発見の重要性と、虐待を発見した時の通報義務や通報先について周知が必要です。
- ② 今後、認知症高齢者の増加に伴う虐待の増加が懸念されることから、高齢者と養護者の支援体制を充実させる必要があります。
- ③ 児童虐待の発見は、周囲の大人が子どもの SOS や異変を見逃さないことが重要で、対応には関係機関が相互に連携・協力しつつ、役割分担を行いながら対応していくことが必要です。  
また、保護者が育児ストレスや負担感等から児童虐待に至らないよう、子育てに関する情報や支援制度の提供をスムーズに行い、気軽に相談できる体制の整備が必要です。

### 取組内容

- ① 障がい者虐待防止センターの対応を適宜見直し、当事者に対するプライバシーの配慮や相談しやすい窓口にするなど、虐待の通報・届出を迅速かつ適切に対処します。
- ② 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会において、保健、福祉、医療をはじめ、弁護士、警察等の関係機関と連携を深め、高齢者虐待の現状を共有し、虐待防止体制の強化につなげます。  
また、虐待の通報があった場合には、地域包括支援センターと市が速やかに高齢者の安全確認や保護を行うなど迅速に対応し、虐待を受けた高齢者の心身のケアを行なうとともに、虐待の要因となる養護者が抱えている課題解決に向けて支援します。  
さらには、地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待事例の対応力向上を図る研修に加え、介護サービス事業所を対象とした虐待防止研修や出前講座を開催します。
- ③ 要保護児童対策地域協議会において、児童相談所や警察等の関係機関と連携を図り、情報の共有と役割分担を明確にして早期発見に努めます。  
また、虐待の通告があった場合には、24 時間以内に子どもの安全確認を行うとともに、児童相談所と情報を共有して、適切な対応と支援を行います。  
加えて、子ども家庭センター相談室に臨床心理士や社会福祉士などの専門職を配置し、土日祝日も開設して、子どもに関する悩みなどを保護者が気軽に相談できる体制を整えます。  
さらには、養育上特に支援が必要な家庭を早期に発見した場合には、保健師等による育児等の助言指導やヘルパーによる生活・育児支援を実施し、育児の負担軽減や育児ストレス、孤独の解消を図ります。

### (3) 障がい児者の地域生活の支援と質の高いサービスの提供

#### 現 状

- ① 施設や病院に長期間入所している方等が、地域生活に移行しづらい現状があります。そのため、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、施設・病院からの地域への移行を進めるため、地域生活支援拠点を整備しましたが、利用者が少ない状況です。
- ② 保健、福祉、子育て等の関係機関が、それぞれ健康や育児に関する相談窓口を設置していますが、発達面で気がかりなことがあった際に、どこへ相談したらよいのか分からない現状にあります。

#### 課 題

- ① 地域生活支援拠点の利用を促進するためには、広報手段の見直しや制度設計の変更を検討する必要があります。
- ② 保護者は、子どもの発達面で気がかりなことがあっても、障がい分野に相談することが少なく、早い段階で必要な機関に繋ぐ必要があります。  
また、児童発達支援や放課後等デイサービスについては、より適切な支援をするため、施設の質の向上を図る必要があります。

#### 取組内容

- ① 施設や病院等からの地域への移行や、「親亡き後」の障がい者の生活を支援するため、地域生活支援拠点の5つの機能「Ⅰ相談 Ⅱ緊急時の受け入れ・対応 Ⅲ体験の機会・場の提供 Ⅳ専門的人材の確保・養成 Ⅴ地域の体制づくり」を周知し、相談支援や居室利用を促進します。
- ② 地域における中核的な療育支援施設と位置付けている、児童発達支援センターが有する専門機能を活かし、障がい児や家族からの相談事と通所利用を支援するとともに、障がい児を受け入れている施設へ支援や助言を行うなど、質の高いサービスを提供します

### (4) 子育てやひとり親家庭への総合的な支援 ☆ KPI 対象

#### 現 状

- ① 子どもを持つ親の孤独感や不安感を緩和し、安心して子育てができるよう、本市では「病児保育事業」や「一時預かり事業」、「すみずみ子育てサポート事業（一時預かり、家事支援）」など様々な支援策を行っています。  
また、多子世帯の子育てにかかる経済的負担を軽減するため県と連携し、3人目以降就学前までの子どもの保育料や、一時預かり等における利用料を無償化しています。
- ② 令和元年度国民生活基礎調査によると、ひとり親家庭の貧困率は48.3%であり、ひとり親

## 施策の方向Ⅳ「複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充」

家庭は、経済的に厳しい状況です。

また、令和元年度福井市ひとり親家庭実態調査においても、母子世帯の養育費に関して、文書での取り決めのない家庭は58.6%となっていることから、ひとり親家庭の自立には、就業や養育費の確保による世帯収入の安定化が極めて重要です。

### 課題

- ① 平成30年に行ったニーズ調査によると、子育てに重要だと思える支援・施策に、「子育てにかかる経済的負担の軽減」を挙げる回答が最も多く、引き続き負担の軽減を図る必要があります。
- ② ひとり親家庭の貧困の改善には、就業に向けた支援制度や相談窓口の紹介、養育費確保に向けた相談に対して、専門的な職員が対応していく必要があります。

### 取組内容

- ① 引き続き「病児保育事業」や「一時預かり事業」、「すみずみ子育てサポート事業（一時預かり、家事支援）」など、様々な子育て支援を行うとともに、第2子についても保育料や一時預かり等における利用料の一部無償化を検討します。
- ② ひとり親家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図るため、「ひとり親家庭のしおり」を作成し、制度の周知を図るとともに、「ひとり親家庭就業・自立支援センター」において、専門的な相談員による養育費や就労相談、生活全般の悩みなどを総合的に支援します。  
また、ひとり親家庭の子の養育費を確保するため、離婚前から文書による取り決めを行っていくよう相談に応じるとともに、必要に応じて、養育費の継続した履行確保・強制執行など必要な弁護士による法律相談に加え、費用の本人負担分を一部補助します。

## (5) 生活困窮者等への支援 ☆ KPI 対象

### 現状

- ① よりそいでは、生活保護から脱却した人が再び生活保護に至らないよう、自立支援を行っています。
- ② 地域に生活されている生活困窮者及びその家族等が相談できる場所として、よりそい開設以来、相談件数は年々増加し内容も複雑化しています。

### 課題

- ① 生活困窮者が一度就労し自立への道筋ができたとしても、その後の就労状況によっては再び生活困窮に戻ってしまう恐れがあります。
- ② 失業者や多重債務者、ニート、引きこもりなど、生活に困窮している人が生活保護者となる前に、様々な予兆を見逃さないよう地域と行政が情報連携を密にして、生活困窮状態を早

期に把握し支援を行うことが重要です。

また、生活困窮者の相談には様々なケースがあるため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援がおこなえるよう、個々の状態に寄り添った支援を行う必要があります。

## 取組内容

- ① 福祉総合相談室に常駐するハローワーク等において、就労に関する相談機会を増やし、相談者との信頼関係を構築するとともに、就労定着状況等を適宜確認して、就労後の悩みやトラブルを傾聴するなど、きめ細かなアフターフォローを行い就労の定着を図ります。
- ② 【重層】（再掲）福祉総合相談室では、関係所属や関係機関と定期的に支援会議を開催するなど、深刻ではないが、気がかりな人に対しても早期に把握し、適切な支援につなげて社会的孤立からの脱却と経済的な自立を促進します

また、福祉総合相談室へひきこもりに関する情報を早期に提供していただけるよう、公民館やスクール・ソーシャル・ワーカー等へリーフレットを配布するとともに、市政広報やホームページを活用して、さらなる窓口の周知と事業の強化に努めます。

さらには、専門の相談員を窓口配置し、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な自立支援プランを作成するなど、相談者に寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## (6) 相談員の専門性向上

### 現 状

- ① 生活困窮者が生活困窮から脱却するためには、就労支援や家計改善、各種給付金等の給付など、適切な支援を行える専門的な人材が必要です。
- ② 障がい福祉従事者の平均賃金は全産業の平均賃金と比較して低く、勤続年数が短い傾向にあり、慢性的に人材が不足しています。
- ③ ひとり親家庭就業・自立支援センターの相談員は、就労支援や各種給付金等の給付など、適切な支援を行えるよう専門的な相談に対応しています。
- ④ 地域包括支援センターへの問い合わせ件数は年々増加しており、内容は多岐に渡っています。

### 課 題

- ① 生活困窮者等の窓口では、複雑な問題を抱えている方に対する支援は長期に及ぶことが多いため、相談員が変わっても、支援が滞ることがない体制の整備が必要です。
- ② 障がい児者が安心して暮らすことができる社会を実現するためには、障がい福祉に関する従事者が重要な役割を担っていることから、優れた人材の確保が必要です。

## 施策の方向Ⅳ「複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充」

- ③ ひとり親家庭就業・自立支援センターの窓口では、複雑な問題を抱えている方に対する支援は長期に及ぶことが多いため、相談員が変わっても、支援が滞ることがない体制の整備が必要です。
- ④ 地域包括支援センターには、これまで以上に、専門的な知識の取得や関係機関との連携強化が求められます。

### 取組内容

- ① 生活困窮者等に対する相談員は、対外的な研修会へ積極的に参加して知識の習得を目指すとともに、職場内での研修や連絡会、相談会等において、相談員間の意思疎通を十分に図ります。
- ② 障がい児者に対して適切な相談や助言、サービス提供ができるよう、障害福祉サービス事業の従事者に対して人材育成を行い専門性の向上につなげます。
- ③ ひとり親家庭就業・自立支援センターの相談員は、国や県が実施している研修等へ積極的に参加し、能力向上を図るとともに、各相談者への対応に一貫性を持たせるよう、相談員間の情報共有を十分に図ります。
- ④ 地域包括支援センターの職員に対して、業務に必要な専門的な知識の習得や関係機関との連携強化を図るため、研修会や各専門職連絡会等を定期的を開催します。

#### ※用語解説

##### ○障がい者虐待防止センターとは・・・

障がい者虐待に関する通報・相談窓口を担うセンターのことをいいます。

##### ○児童発達支援センターとは・・・

児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設のことをいいます。

##### ○ひとり親家庭就業・自立支援センターとは・・・

就労意欲のある人に、現状や個々のニーズに合わせて自立目標や支援内容のプログラムを策定し、ハローワークの就職支援ナビゲーター等と連携しながら、ひとり親家庭の就労自立支援を行うセンター（市役所内）のことをいいます。

## 施策



### 10 ささえる人をささえる仕組みづくりの推進

#### (1) ケアラーへの支援

##### 現状

- ① 日常的に家族の世話や家事を長時間行っているヤングケアラーが潜在的に存在する可能性があるため、早期に発見し、必要な支援に繋げていく体制の整備が求められています。
- ② 介護をしている人は、介護についての悩みや不安を誰にも相談できず、一人で抱え込んでしまうことがあります。
- ③ 子育てをしている人の多くは、子育て（教育を含む）について相談出来る人がいますが、中には相談できる人がいない方もいます。

##### 課題

- ① ヤングケアラーの概念に対する社会的認知度が低く、子ども本人や保護者にも認識がないため、問題が発見されにくい傾向にあります。
- ② 悩みを気軽に相談できる場や、同じ境遇にあるケアラー同士で意見を共有し、慢性的な介護疲れや不安を取り除きリフレッシュさせる場が必要です。  
また、地域包括支援センターの役割や活動について、広報紙等の活用や、チラシの配布、地域のイベント等の機会を捉えて多くの市民に周知する必要があります。
- ③ 子育てに関する相談者がいない人に対して、相談しやすい体制の整備が必要です。

##### 取組内容

- ① 関係機関と連携しながら子どもの置かれている生活状況や家庭環境を把握し、必要な支援に繋げていきます。  
また、不適切な養育環境や状況を把握した場合は、関係機関と連携し、情報共有や支援方法の検討、役割分担を行いヤングケアラーへの支援を行います。  
さらには、リーフレットを配布して、ヤングケアラーの概念や相談先等を周知し、社会的認知度の向上を図ります。
- ② 介護者同士の悩みや体験を共有し、交流を通じてリフレッシュできるよう、介護事業所による「介護者のつどい」を定期的に開催します。  
また、介護者に必要な情報が適切に届くよう、地域包括支援センターの取組や福井市介護者家族の会の活動を市政広報や、介護保険あんしんガイド等を活用して広く周知します。

## 施策の方向Ⅳ「複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充」

- ③ 母子保健や子育て支援に関する相談窓口を設けて、他部署にまたがる相談に応じるとともに、児童虐待やひとり親支援等についても、関係部署や関係機関とのネットワークを強化します。

### (2) ケアワーカーへの支援

#### 現 状

- ① 高齢化の進展に伴う要介護（要支援）認定者の増加に対して、安定した介護サービスの供給が求められていますが、多くの介護保険事業所では、介護職員が不足していると感じています。
- ② 本市では待機児童は発生していませんが、低年齢児の入園数が増加しており、途中入園等に対応するのが難しい状況です。

#### 課 題

- ① 介護サービスを安定して供給できるよう、新たな介護人材の確保と定着が急務となっています。
- ② 保育士は、給料が安い、勤務時間が長い、保護者への対応が大変などの理由で、慢性的に人材が不足していますが、園の受入枠を増やすためには保育士の確保が重要です。

#### 取組内容

- ① 介護業界のイメージアップや外国人介護職の採用等を推進し、不足する介護人材を効果的に確保するとともに、勤務している介護職員の職場環境向上につながるよう、介護職員処遇改善加算Ⅰ<sup>※</sup>の取得を介護サービス事業所公募の際の必須条件にするほか、実地指導や集団指導を通して取得を促進します。

※介護職のキャリアアップへの仕組みの構築や、職場環境の改善を行った事業者に対して、賃金のアップにつながる加算。

- ② 学生と保育士職員を繋ぐことで保育の関心が深まるよう、大学連携協定を結んでいる仁愛女子短期大学と協働して保育研究合同発表会を開催します。

また、保育士の負担を軽減するため、国の「保育補助者雇上強化事業」を活用し、私立園に対しては、保育士の業務をサポートする保育補助者の雇上げに必要な費用を助成します。

さらには、国の制度に基づいて処遇改善加算を給付するほか、子ども数や職員数に応じて市独自の補助を行います。

#### ※用語解説

##### ○ケアラー・ヤングケアラーとは・・・

高齢や身体上の障がい等により援助を必要とする親族等に対して、無償（有償はケアワーカー）で介護や看護などを提供する人のことで、そのうち18歳未満の方をヤングケアラーといいます。



## 施策



### 11 生きづらさを抱える人への支援の充実

#### (1) 再犯防止推進計画に基づく社会復帰支援【福井市再犯防止推進計画】

##### 現 状

- ◆ 罪を犯した者は、偏見や差別などの地域住民の間違った認識や、理解や協力が得られず社会から孤立してしまうことがあります。
- ◆ 罪を犯した者の多くは、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。

##### 課 題

- ◆ 再犯防止や社会復帰につなげるため、広報や啓発活動を推進し、地域住民の理解と協力を得る必要があります。
- ◆ 保護観察所や保護司会などの関係機関と連携を深め、住居の確保や就労に向けた支援を行う必要があります。

##### 取組内容

###### 【Ⅰ 再犯防止と更生保護のための周知・啓発活動の推進】

- ① 市民に対して再犯防止等についての関心と理解を深めるため、市のホームページや市政広報、市民ホールなどを活用して、保護司会や更生保護女性連盟、BBS会、協力雇用主会が行う活動の紹介や、新たな保護司の担い手発掘につながるよう人材確保に協力するとともに、更生保護施設の意義や役割等について広報・啓発に努めます。
- ② 長きにわたり地域の安全・安心に貢献していただいている保護司等への顕彰を通じて、その活動や意義が広く市民に共有されるように努めます。

###### 【Ⅱ 更生保護活動の支援と福祉関係団体との連携強化】

- ① 保護観察所や保護司会などの関係機関と連携し、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組“社会を明るくする運動”を通じて、再犯防止や更生保護について地域の理解促進を図ります。
- ② 福祉総合相談室において、支援を必要としている人へ各種福祉サービスを周知するとともに、必要に応じ保護司会等が実施する研修会へ職員を派遣するなど、地域全体で罪を犯した者の立ち直りを支え、安定した生活の実現を目指します。

## 施策の方向Ⅳ「複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充」

### 【Ⅲ 住居や就労等を必要とする者への支援】

- ① 福祉総合相談室において、再犯防止に向けて重要となる住まいの確保に向けた支援を行うとともに、併設する「福祉・就労支援センターふくい」では、就労定着に向けたサポートを行います。  
また、更生保護団体との連携を深めて、生きづらさを抱える者への相談支援体制を構築します。
- ② 市が行う就労支援制度等について、保護司会やハローワーク等と連携し周知・広報に努め、非行少年の就労促進を図るとともに、保護観察対象者を雇用することについて、市内企業の協力が得られるよう、市が主催するセミナーや説明会等において、協力雇用主会や就労支援事業者機構等の役割を紹介します。
- ③ 国において検討している身元保証制度の確立を前提にして、罪を犯した者等の公営住宅の入居における配慮に向けた検討を行います。

### 【Ⅳ 罪を犯した者等への就学支援等や効果的な指導実施等のための取組支援】

- ① BBS 会が地域において行う非行防止活動等への協力と、非行歴のある少年等に対して、大学生ボランティア等が実施する学習支援活動を支援するとともに、保護司会等が効果的に指導等を行えるよう、活動場所の確保に努めます。

#### 〈用語解説図〉

#### 犯罪や非行からの再出発を支える団体等の取組

##### ①保護司会

非常勤の国家公務員で、犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を守り、様々な相談にのったり、指導を行う団体です。

##### ②協力雇用主会

犯罪や非行歴があるため、仕事に就くことが難しい人たちをその事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者の団体です。

##### ③ BBS 会

様々な問題を抱える少年に対して、兄や姉のように身近な立場で接することにより、少年の成長を助ける青年ボランティア団体です。

##### ④更生保護女性連盟

女性の立場から、地域における犯罪予防活動や子どもたちの健全育成活動、子育て支援活動などを行う女性ボランティア団体です。

## (2) 自殺対策計画に基づく施策の推進 ☆ KPI 対象

### 現 状

- ① 本市の自殺者数は、平成 28 年をピークに減少傾向にありますが、未だ市民の自殺対策についての理解は低い現状にあります。
- ② 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことが求められています。

### 課 題

- ① 市民一人ひとりが、「こころ」と「いのち」を大切にし、心身ともに健康で、幸せに暮らせるまちづくりの実現に向けた取組が必要です。
- ② 一人ひとりが身近な人の自殺のサインを見逃すことがないよう、幅広く自殺対策を支える人材の育成が必要です。

### 取組内容

- ① 市民一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を基本理念に掲げた、「福井市自殺対策計画」に基づき取組を推進していきます。  
また、自殺の危機を示すサインや自殺の危機に気づいたときの対応方法等についての講演会を開催し、自殺に関する知識の普及啓発を図ります。  
加えて、市民へ悩みの相談窓口を周知するため、街頭キャンペーンを実施し、各種専門相談窓口の周知を図ります。  
さらには、地域に構築されているネットワークと自殺対策の連携を図るとともに、保健、医療、福祉、教育、労働などの多分野の関係者と協議を重ね、本市の自殺対策の推進に関する情報の共有を図ります。
- ② 自殺の危機を示すサインに気づき、必要に応じて専門の相談機関へ繋ぐなど、適切な対応を図ることができるようゲートキーパー養成研修会を実施します。

#### ※用語解説

##### ○ゲートキーパーとは・・・

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、「命の番人」とも位置付けられる人のことをいいます。

## 施策の方向Ⅳ「複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充」

### ※用語解説

#### ○保護観察所とは・・・

刑務所から出所した者や保護観察処分となった少年などが、社会の中で更生し自立していくのを助けることで再犯を防ぎ、人々が安心して暮らせる安全な社会を築くことを目的とする「更生保護」という仕組みがあり、その実施機関としての役割を担っている機関のことをいいます。

#### ○更生保護施設とは・・・

犯罪をした者や非行のある少年の中には、頼ることができる人がいなかったり、生活環境に恵まれなかったりするなどの理由で自立更生出来ない人のために一定期間保護して社会復帰を助け、再犯を防止する役割を担う施設のことをいいます。

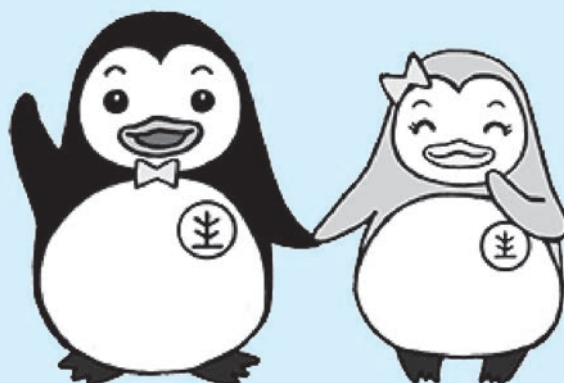
#### ○福祉・就労支援センターふくいとは・・・

就職が決まらず生活に困っている人や、ひとり親世帯の人などに就労支援を行うハローワークの窓口（市役所内）のことをいいます。

#### ○就労支援事業者機構とは・・・

事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止して、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人および公共の福祉の増進に寄与する機関のことをいいます。

### 更生保護イメージキャラクター：更生ペンギンの「ホゴちゃん」「サラちゃん」



## 施策



### 12 【重点】アウトリーチ型の支援体制の強化

#### (1) 気がかりな人を早期発見し適切な支援を確実に届ける体制の構築とサービスの提供

☆ KPI 対象

#### 現 状

- ① 令和3年度から、「旧よりそい」にアウトリーチ型の支援を行う専任の相談支援員を配置し、生活困窮者の自立に向けた支援を行っていますが、支援が途切れた方や、本来支援が必要であっても問題意識が希薄な方など、潜在的な生活困窮者が多数存在しています。  
また、高齢化に伴う相談数の増加、複合的課題を抱える高齢者やその家族の対応等、相談内容も多様化しています。
- ② 福祉課題を有する家庭では、様々な要因が絡み合っている場合が多く、課題を総合的に把握し、支援方法を検討していく必要があります。

#### 課 題

- ① 増加傾向にある潜在的な福祉ニーズに対して、包括的かつ迅速な支援を届けるためには、相談支援員のスキルアップを図るとともに、支援が必要な方が自ら相談に来ることを待つだけでなく、適切な支援を確実に届けるためにアウトリーチ型の支援を充実させることが必要です。
- ② 支援の必要性があるにも関わらず、行政介入拒否などで適切なサービスの利用に繋がらない場合があるため、状況に応じてアウトリーチによる支援が必要です。

#### ※用語解説

##### ○福祉課題とは・・・

公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題、公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題や社会的排除の対象となりやすい人などに対する課題のことをいいます。

##### ○相談支援員とは・・・

生活困窮者への相談支援を行う人のことで、自立支援プランの作成や訪問支援などのアウトリーチを行う支援員のことをいいます。

##### ○子ども家庭センターとは・・・

子育て中の親子が気軽に自由に利用できる交流の場「子育て支援室」と、子どもについて気がかりや悩みを相談できる「相談室」を兼ねた AOSSA にあるセンターのことをいいます。

取組内容

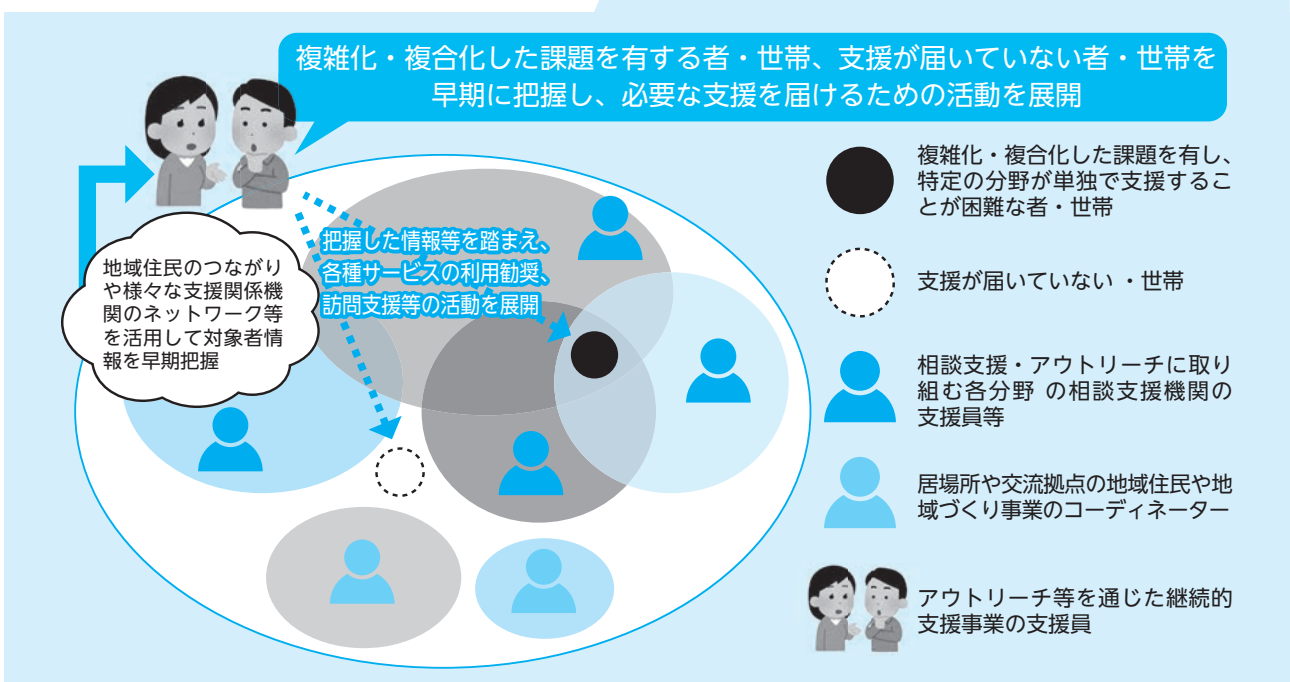
- ① 【重層】福祉総合相談室では、相談者の困りごとは幅広く、多様化していることから、相談支援員のスキルアップを図るとともに、窓口では対応が難しい潜在的なひきこもりやその家族など、気がかりな人も早期に把握してアウトリーチ型の支援につなげ、早期にかつ継続的に寄り添うことによって、問題の複雑化・複合化の予防に努めます。
- ② 包括的な支援を実施するため、介護・保健・福祉・医療サービスなどの、地域の各種団体と連携を強化するとともに、地域包括支援センターが地域の高齢者からの相談を受け付け必要に応じて訪問するなど、高齢者の実態を把握し適切なサービスの提供につなげます。  
 また、子ども家庭センター相談室に、心理士や社会福祉士などの専門職を配置し、土日祝日も含め相談に応じ、家庭訪問を行うなど適切な支援や情報提供を行います。  
 加えて、養育上支援が必要な家庭に対し、保健師・社会福祉士等が定期的に家庭訪問を行い、育児相談や助言を行うとともに、必要に応じてヘルパーを派遣し育児や家事の支援を行います。

※用語解説

○アウトリーチ型の支援とは・・・

各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から、潜在的な相談者を見付け、支援が届いていない人に支援を届けることをいいます。

イメージ図：アウトリーチ型の支援体制



出典：厚生労働省作成 改重層的支援体制整備事業における各事業の支援フローより引用

## 施策



### 13 適切な情報提供の充実

#### (1) 新しい総合相談窓口の周知

##### 現 状

- ① 令和4年度から「旧よりそい」の機能を拡充し、相談先が不明な課題等を受け付ける福祉総合相談室を開設する予定です。

##### 課 題

- ① 新しい相談窓口を適切に機能させるためには、その役割などを市民や関係相談機関に知ってもらうことが重要です。

##### 取組内容

- ① 【重層】福祉総合相談室の機能と役割を、チラシや出前講座、ホームページ等により、市民や各支援機関へ継続的に周知します。

#### (2) 障がい児者や高齢者、子育てに関する相談支援体制の周知 ☆ KPI 対象

##### 現 状

- ① 地区障がい相談支援事業所を4つに地区割して相談対応していますが、令和元年度に実施した障がい者向けアンケート調査では、相談窓口としての認知度は8.6%と低い現状にあります。
- ② 子育て支援事業をはじめ、育児に関して有益な情報をポータルサイトや動画配信にて発信していますが、閲覧数が減少しています。
- ③ 日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口の役割を担っています。

##### 課 題

- ① 障がい児者の様々な相談に応じるためには、本人や家族が気軽に相談できる身近な相談窓口を知ってもらうとともに、保健・医療・教育・就労などの関係機関からも相談につながる必要があります。
- ② 今後はライフスタイルの変化に合わせて、育児の情報を提供するチャンネルの多様化が求

められています。

- ③ 地域包括支援センターへの問い合わせ件数は年々増加していますが、その役割等について、さらなる周知を進めていく必要があります。

### 取組内容

- ① 地域の身近な相談窓口である地区障がい相談支援事業所の認知度を高めるとともに、潜在的な要支援者及び地域の社会資源の把握や地域の関係機関とのネットワークの構築を図ります。
- ② 保護者が適切な支援を受けられるよう、子育て専用のポータルサイト等を通して、情報を一元的に発信するとともに、動画配信の内容を充実させるほか、アプリ化や SNS の活用等を検討します。
- ③ 「介護保険あんしんガイド」や、介護サービス情報公表システムにより、地域包括支援センターの役割等を周知していきます。

## (3) 利用者本位の苦情解決手法の充実

### 現 状

- ① 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、その非営利性・公益性に鑑み、適正な運営の確保について広く説明責任を果たす必要があります。
- ② 障害福祉サービス事業所等は、利用者又はその家族の苦情に対する対応方法が明確ではないケースが見受けられます。

### 課 題

- ① 社会福祉法人には、法人の現況報告書等の最新の情報をホームページ等で公表する義務が課せられていますが、古い情報を掲載し続けている法人があり、利用者が適切に情報を収集できない事態が発生しています。
- ② 障害福祉サービス等の利用者の苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、苦情解決のための措置を講じる必要があります。

### 取組内容

- ① 利用者が常に最新の情報に接し、適切なサービスの選択が可能となるよう、社会福祉法人に対して最新の情報をホームページ等で公表するよう監査時に指導します。
- ② 障害福祉サービス等の新規指定及び更新申請時において、苦情解決のための措置概要書の提出を求め、相談窓口や苦情解決の体制・手順等、利用者本位の措置がなされているか審査するとともに、実地指導の際にその適正な実施について指導します。



## 施策



### 14 利用者の権利擁護体制の充実

#### (1) 成年後見制度の周知と活用の促進

##### 現状

- ① 障がいのある人が主体性を発揮し、地域の中で自分らしく自立した生活ができる社会の構築が求められています。
- ② 65歳以上の高齢者人口と高齢化率の進展とともに、認知症高齢者は年々増加していくことが見込まれており、成年後見制度の利用が高まっていくものと考えられます。
- ③ 関係機関の広報誌やホームページを通じて、成年後見制度の周知と制度の活用を促進していますが、市民に浸透している状況ではありません。

##### 課題

- ① 判断能力を十分に発揮する状況にない人が不利益を被るなど、基本的人権の侵害に対応する必要があります。
- ② 成年後見制度は、住民や事業所に十分に浸透していないため、制度の普及啓発に取り組んでいく必要があります。  
また、本人の能力に応じたきめ細やかな対応を可能とする保佐及び補助の類型も含めて広報や啓発を行い、認知症初期の段階から制度の利用を促進する必要があります。
- ③ 様々な機会を通じて成年後見制度の周知に努めていますが、相談先が不明なことや制度内容が複雑ということもあり、相談件数や制度の利用が少ないことから、活用促進を強化する必要があります。



### 取組内容

- ① 知的や精神に障がいのある人のうち、判断能力を十分に発揮できる状況にない人が不利益を被らないよう、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部を補助します。
- ② 成年後見制度への理解を広げるため、市民向けの講演会や、ケアマネジャー、相談協力員等を対象とする研修会を実施し、普及啓発活動を行います。  
また、成年後見制度の利用が必要となる人に対し、家庭裁判所への申立の手続きができるよう関係機関と連携して支援するとともに、本人等による申立が困難な場合の市長申立や、低所得者等への申立費用の助成等を行います。  
さらには、嶺北の市町と連携して広域中核機関を設置し、成年後見制度の効率的な広報・相談・利用の促進と後見人支援に取り組みます。
- ③ 成年後見制度については、令和4年度以降に中核機関を設置し、判断能力が不十分な方の財産管理や身上保護が図られるよう、市と市社協が協働して制度利用促進体制を整備します。

### 用語解説：成年後見制度とは・・・

すでに判断能力が衰え、現時点ですぐに成年後見の必要があれば「法定後見制度」を、将来判断能力が衰えたときに備えるのであれば「任意後見制度」を利用します。

後見人がつくことで、消費者被害を未然に防ぎ、自分の意思に沿って資産を有効に活用することができます。ただし、医療上の代諾権はありません。

#### 法定後見制度

本人の判断能力の程度等により、「後見」「補佐」「補助」のいずれかを選択します。本人、配偶者、親族、市長村長などの申し立てにより、家庭裁判所が選任した後見人が「財産管理」「身上監護」（介護サービスの手配や施設入所の契約などの手続きをする）を行います。

#### 任意後見制度

元気なうちに、将来、判断能力が低下したとき、誰（後見人）に何（代理権を与える内容）を頼むか、自分で決めて契約を結びます。

実際に能力が低下してしまったら、親族や任意後見人が家庭裁判所に申し立て、後見事務が開始します。

# 第6章 重要業績指標 (KPI)

## 基本目標 1 地域でささえあう仕組みをつくる

### 施策の方向 1 福祉に対する意識の向上

施策 1 【重点】 地域住民の福祉に対する理解と地域活動の促進

取組 (3) 障がいや認知症などに関する理解の促進

項目	基準	計画				
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
心のバリアフリー 教室の開催数	5 (令和元年度)	5 以上	5 以上	5 以上	5 以上	5 以上
【算出方法・単位】 単年度校数 単位：校 (障がい者福祉基本計画に掲載)						

施策 2 企業等の福祉に対する理解と地域貢献の促進

取組 (1) 福祉に対する法人や企業などへの理解と地域貢献活動の促進

項目	基準	計画				
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
認知症にやさしい お店等の登録数	117	145	160	175	190	205
【算出方法・単位】 累計件数 単位：件						

### 施策の方向 2 地域の担い手育成とネットワークの強化

施策 3 【重点】 地域における担い手の確保・育成

取組 (1) 地域福祉活動の担い手の確保・育成と活動の周知

項目	基準	計画				
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
民生委員が地域福 祉活動や自主事業※ に参加した件数	18,835	20,000	21,000	22,000	22,500	23,500
【算出方法・単位】 単年度件数 単位：件 ※自己研鑽のための講習会等						

施策3【重点】 地域における担い手の確保・育成

取組 (3) 児童の見守り・学習支援と地域の子育て支援等を担う人材の確保・育成

項目	基準	計画				
	令和2年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
見守りを行った支援対象児童等 <sup>※</sup> の延べ人数	R3 新規	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
【算出方法・単位】 単年度延べ人数 単位：人 ※支援対象事業等見守り強化事業における支援対象児童等						

施策5 地域住民が集う場の整備と多様なつながりづくりの促進

取組 (2) 交流の場の充実

項目	基準	計画				
	令和2年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
交流の場の在籍児童人数 <sup>※</sup>	55	80	90	100	110	120
【算出方法・単位】 単年度在籍人数 単位：人 ※児童館等で実施する学習支援や生活習慣の形成等の支援を受けている児童数						

施策の方向3 地域で安心して暮らせる体制の強化

施策6 平時からの見守り体制の強化

取組 (1) ひとり暮らし等の高齢者の実態把握・登録と認知症の人への見守り活動の強化

項目	基準	計画				
	令和2年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
ひとり暮らし等高齢者の新規登録人数	506	540	550	560	570	580
【算出方法・単位】 単年度人数 単位：人 (過去4年間の平均より算出)						

施策 7 【重点】 災害時の支援体制強化

取 組 (1) 個別避難計画の作成支援等と災害時等の支援体制づくり

項目	基準	計画				
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
個別避難計画の 新規作成者数	120	300	300	300	300	300
【算出方法・単位】 単年度人数 単位：人 (新形式での個別避難計画の新規作成者数)						

## 基本目標 2 包括的に相談を受け止め支援する仕組みをつくる

施策の方向 4 複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充

施策 8 【重点】 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築

取 組 (1) 庁外支援機関との連携件数

項目	基準	計画				
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
庁外支援機関との 連携件数	1,029	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400
【算出方法・単位】 単年度延べ件数 単位：件 (福祉総合相談室と支援機関との連携)						

施策 9 各分野ごとの相談支援体制の充実

取 組 (1) 地域包括ケア推進体制の構築

項目	基準	計画				
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
地域包括支援 センターへの 相談実件数	8,058	8,500	8,600	8,670	8,740	8,800
【算出方法・単位】 単年度延べ件数 単位：件 (高齢化率の伸びと相談実績により算出)						

施策 9 各分野ごとの相談支援体制の充実

取組 (4) 子育てやひとり親家庭への総合的な支援

項目	基準	計画				
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
就業支援の 相談人数※	82	90	95	100	105	110
【算出方法・単位】 単年度延べ件数 単位：件 ※ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける就業支援相談者数						

施策 9 各分野ごとの相談支援体制の充実

取組 (6) 生活困窮者等への支援

項目	基準	計画				
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
生活困窮者新規 就労人数※	169	175	180	185	190	195
【算出方法・単位】 単年度新規人数 単位：人 ※福祉総合相談室において相談があった生活困窮者の新規就労者数						

施策 11 生きづらさを抱える人への支援の充実

取組 (2) 自殺対策計画に基づく施策の推進

項目	基準	計画				
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
ゲートキーパー 養成研修受講者数	1,022	1,500	1,750	2,000	2,250 ※	2,500 ※
【算出方法・単位】 累計人数 単位：人 (※ R7・R8 は次期自殺対策計画に合わせる)						



## 施策の方向 5 サービスが利用しやすい体制の構築

### 施策 12 【重点】アウトリーチ型の支援体制の強化

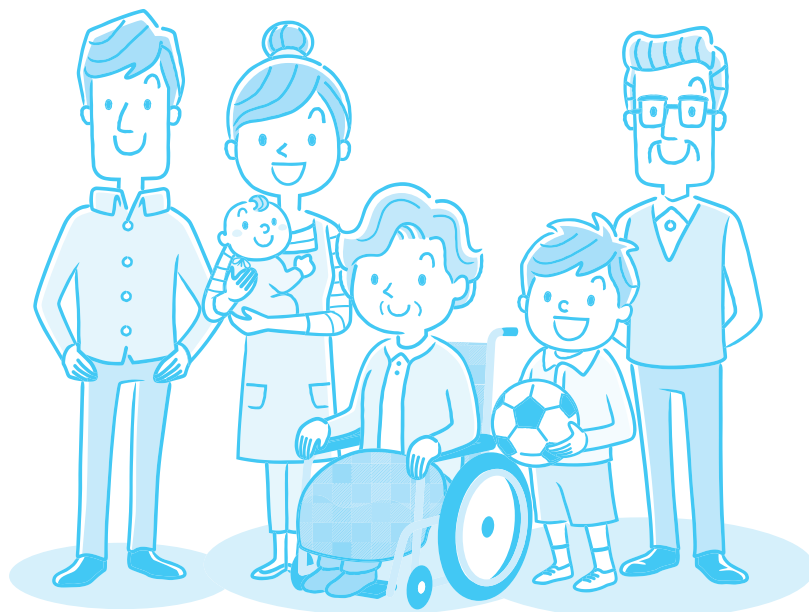
取組 (1) 気がかりな人を早期発見し適切な支援を確実に届ける体制の構築とサービスの提供

項目	基準	計画				
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
アウトリーチによる訪問件数*	91	200	220	240	260	280
<b>【算出方法・単位】</b> 単年度延べ件数 単位：件 ※福祉総合相談室職員によるアウトリーチ型支援のための訪問件数						

### 施策 13 適切な情報提供の充実

取組 (2) 障がい児者や高齢者、子育てに関する相談支援体制の周知


項目	基準	計画				
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
困ったことがあった時、各相談支援事業所を利用する障がい者の割合	8.6	12	14	16	18	20 以上
<b>【算出方法・単位】</b> 単年度割合 単位：% (障がい者福祉基本計画に記載)						





## 【参考】SDGs の各ゴール（目標）と施策との関係

	<b>1 貧困をなくそう</b>
	<b>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</b>
	自治体に期待される SDGs の取組
	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
<b>関係する施策</b>	
5 地域住民が集う場の整備と多様なつながりづくりの促進 8 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築 9 各分野ごとの相談支援体制の充実 12 アウトリーチ型の支援体制の強化	
	<b>2 飢餓をゼロに</b>
	<b>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</b>
	自治体に期待される SDGs の取組
	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
<b>関係する施策</b>	
5 地域住民が集う場の整備と多様なつながりづくりの促進 8 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築 9 各分野ごとの相談支援体制の充実 12 アウトリーチ型の支援体制の強化	
	<b>3 すべての人に健康と福祉を</b>
	<b>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</b>
	自治体に期待される SDGs の取組
	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
<b>関係する施策</b>	
14 利用者の権利擁護体制の充実を除く全施策	



 <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>	<h2>5 ジェンダー平等を実現しよう</h2>
	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
	<p>自治体に期待される SDGs の取組</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
<p><b>関係する施策</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>8 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築</li> <li>9 各分野ごとの相談支援体制の充実</li> </ul>	

 <p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p>	<h2>16 平和と公正をすべての人に</h2>
	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>自治体に期待される SDGs の取組</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p><b>関係する施策</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>6 平時からの見守り体制の強化</li> <li>11 生きづらさを抱える人への支援の充実</li> <li>13 適切な情報提供の充実</li> <li>14 利用者の権利擁護体制の充実</li> </ul>	

 <p><b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<h2>17 パートナーシップで目標を達成しよう</h2>
	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
	<p>自治体に期待される SDGs の取組</p> <p>自治体は公的 / 民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>
<p><b>関係する施策</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域住民の福祉に対する理解と地域活動の促進</li> <li>2 企業等の福祉に対する理解と地域貢献活動の促進</li> <li>3 地域における担い手の確保・育成</li> <li>4 地域福祉活動を担う団体のネットワークの連携強化</li> <li>5 地域住民が集う場の整備と多様なつながりづくりの促進</li> <li>7 災害時の支援体制の強化</li> <li>8 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築</li> <li>10 ささえる人をささえる仕組みづくりの推進</li> <li>11 生きづらさを抱える人への支援の充実</li> <li>14 利用者の権利擁護体制の充実</li> </ul>	

# 資料編

- 1 市民アンケート調査結果
- 2 第4次福井市地域福祉計画策定委員会名簿
- 3 計画策定の経過
- 4 地域福祉計画に関する事項（関係法令及び通知など）





# 1 市民アンケート集計結果

## (1) 調査の概要

### ①調査の目的

市民の福祉に対する意識や地域での福祉活動への参加状況などを把握し、第4次福井市地域福祉計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

### ②調査対象

市内に居住する20歳以上の市民の中から1,500人を無作為に抽出しました。

### ③調査期間

令和3年2月15日に調査票を発送し、令和3年3月31日を回答の投函締切としました。

### ④調査内容

- I 回答者の属性（性別、年齢、世帯構成、職業など）
- II 地域との関わりについて
- III ボランティア活動・市民活動（NPO等）について
- IV 災害時の支援について
- V 福祉制度について
- VI 地域共生社会の実現について
- VII 成年後見制度について
- VIII 再犯防止の取組みについて

### ⑤調査方法

郵送配布、郵送回収により行い、回答は無記名としました。

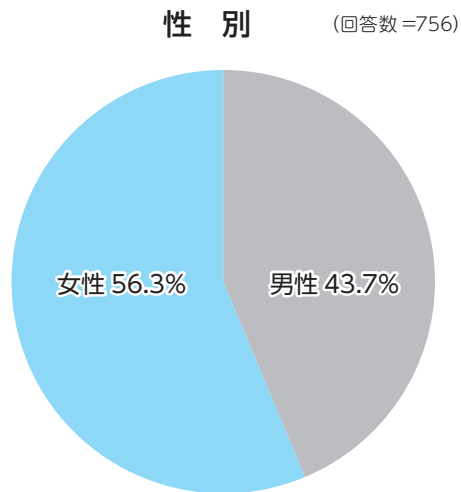
### ⑥回収状況

- 回収数 759件
- 回収率 50.6%

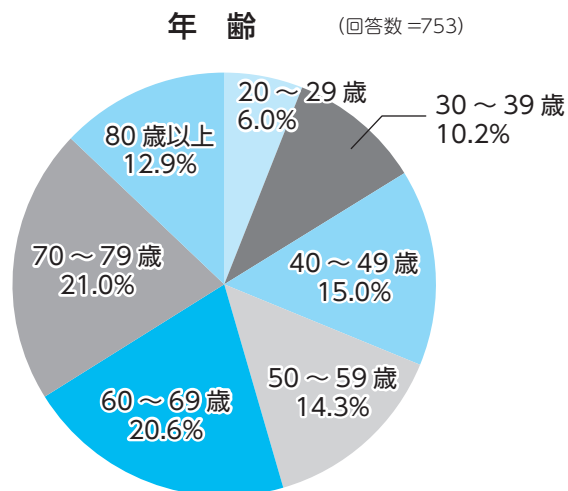
## (2) 集計結果

問1 あなた自身のことについておたずねします。

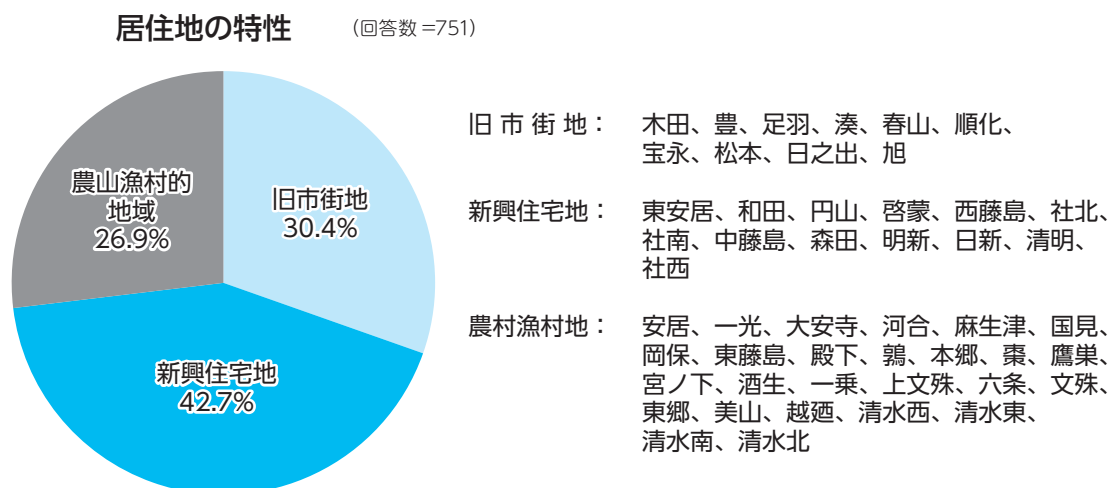
(1) あなたの性別はどちらですか。



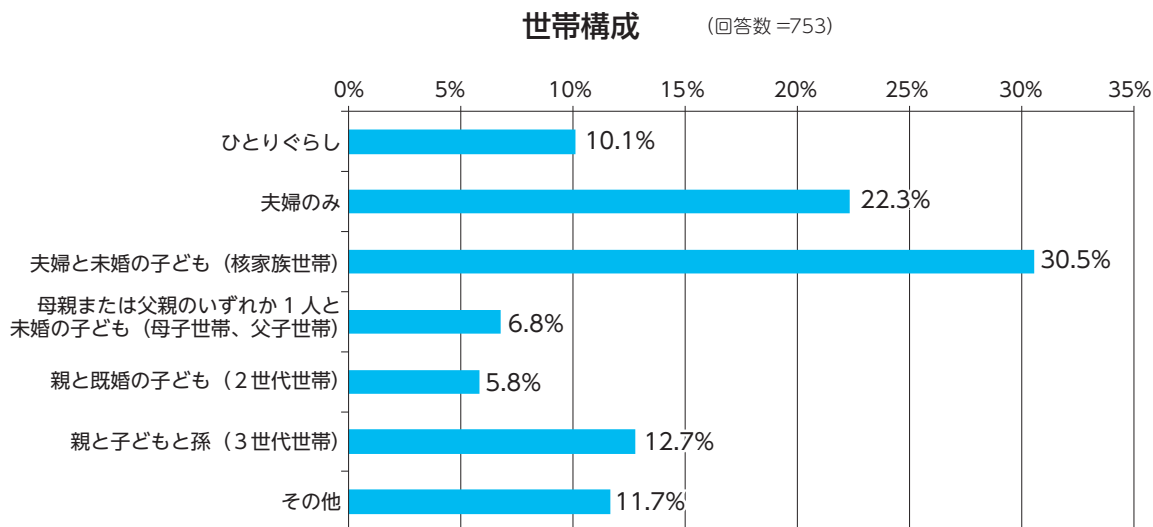
(2) あなたの年齢を ( ) 内に記入してください。



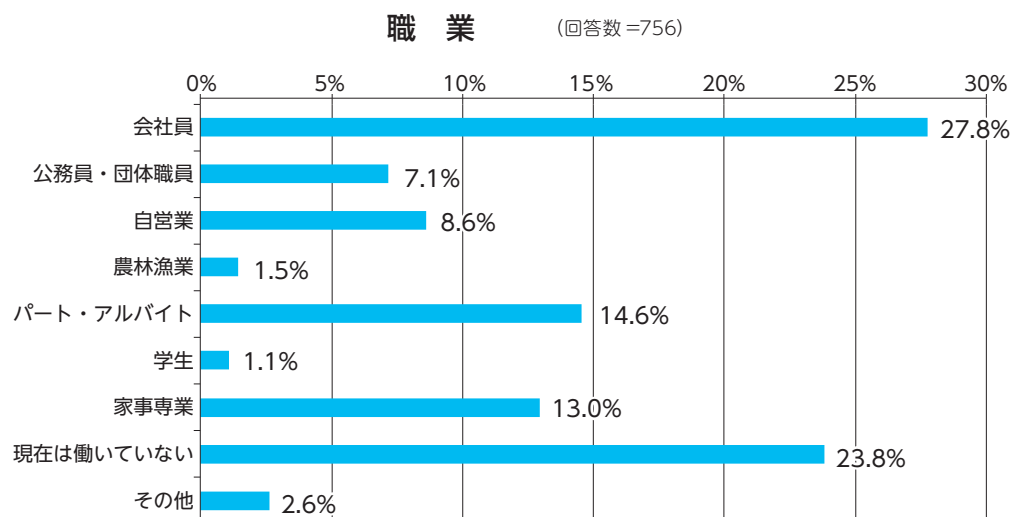
(3) あなたのお住まいはどの地区ですか。(1つ選んで○)



(4) あなたの世帯の家族構成を教えてください。(1つ選んで○)



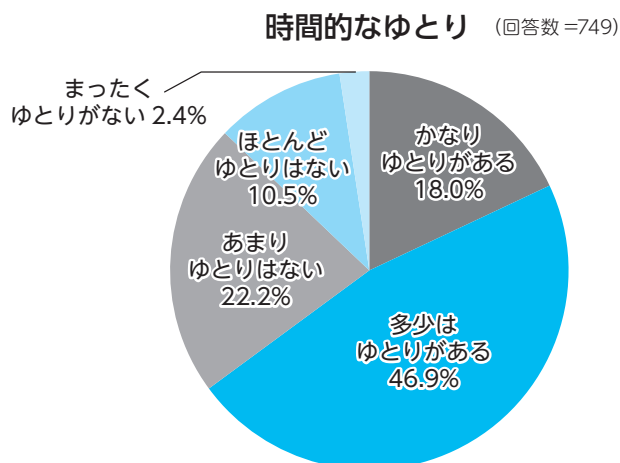
(5) あなたの職業は、次のうちどれですか。主なものを1つ選んで○をつけてください。



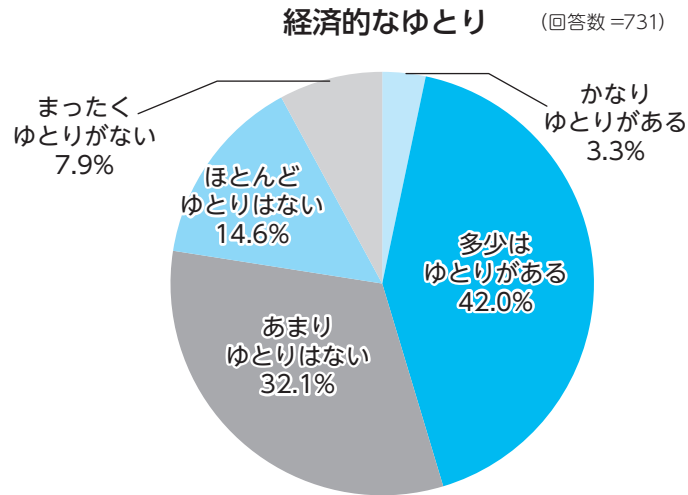
(6) あなたは、時間的、経済的にみて、どの程度ゆとりがあると思われますか。

それぞれ1つ選んで○をつけてください。

1) 時間的にみて

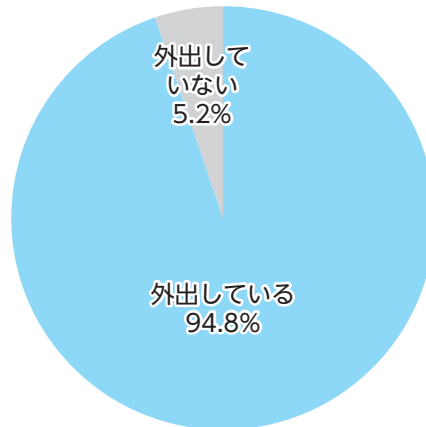


2) 経済的にみて



(7) あなたは、週に1回以上は外出していますか。

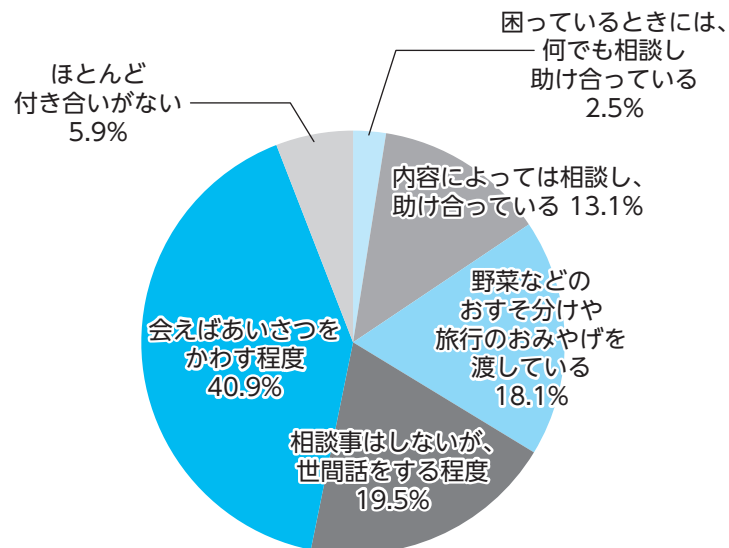
**週に1回以上外出しているか** (回答数=743)



◆地域との関わりについて

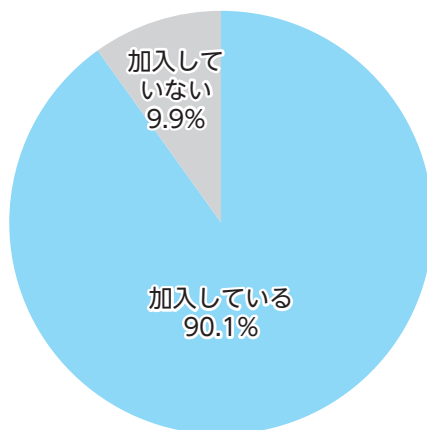
問2 あなたは、近所の人とどのような付き合いをしていますか。(1つ選んで○)

**近所付き合いの程度** (回答数=750)



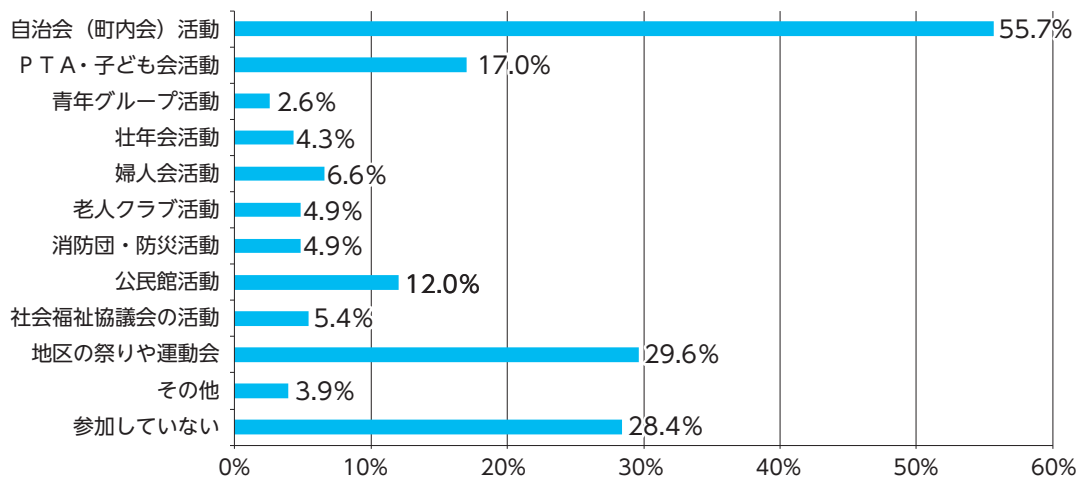
問3 あなたのお宅は、自治会に加入していますか。(1つ選んで○)

自治会への加入 (回答数=750)



問4 あなたは、地域でどのような活動に参加していますか。(あてはまるものすべてに○)

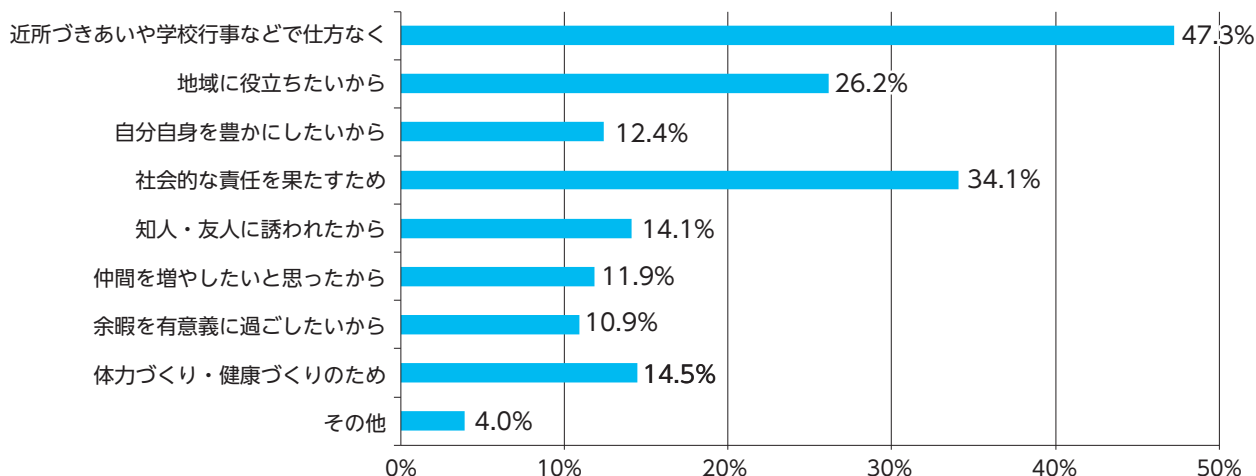
地域活動への参加 (回答数=742)



問4-1 (問4で「参加している」と答えた方におたずねします)

あなたが地域の活動に参加した理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

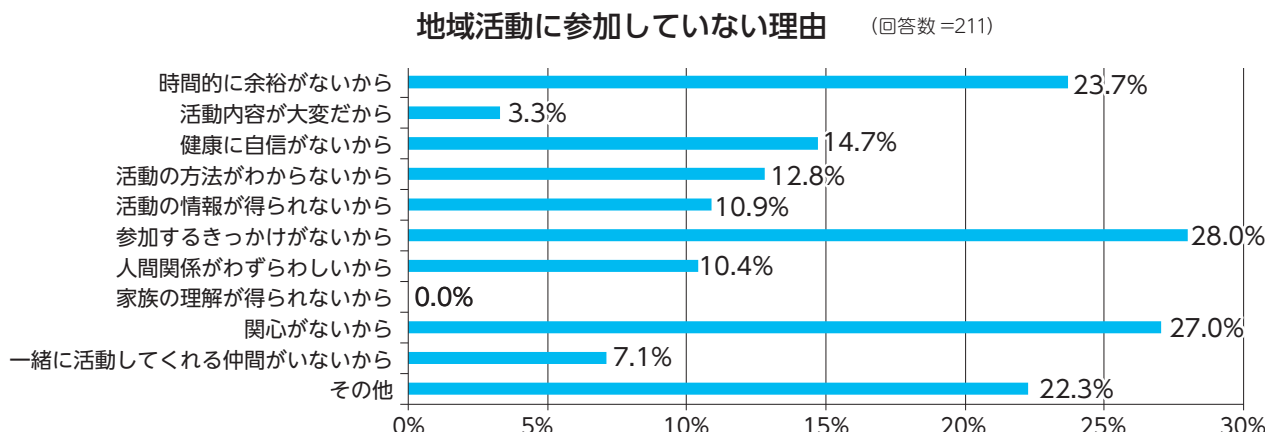
地域活動に参加した理由 (回答数=531)





問 4-2 (問 4 で「参加していない」と答えた方におたずねします)

あなたが地域の活動に参加していない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

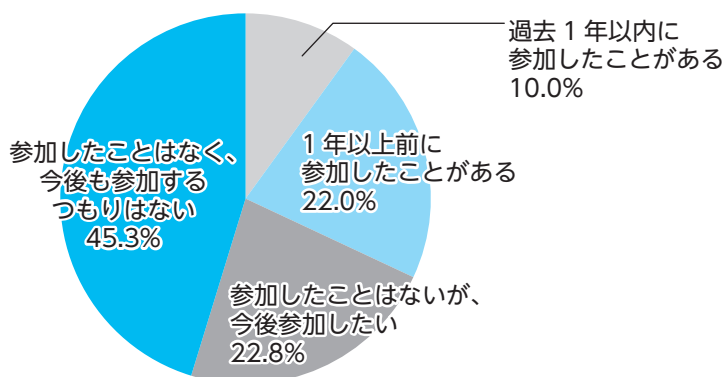


◆ ボランティア活動・市民活動 (NPO 等) について

問 5 あなたは、今までに、ボランティア活動や市民活動 (NPO 等) に参加したことはありますか。

(1 つ選んで○)

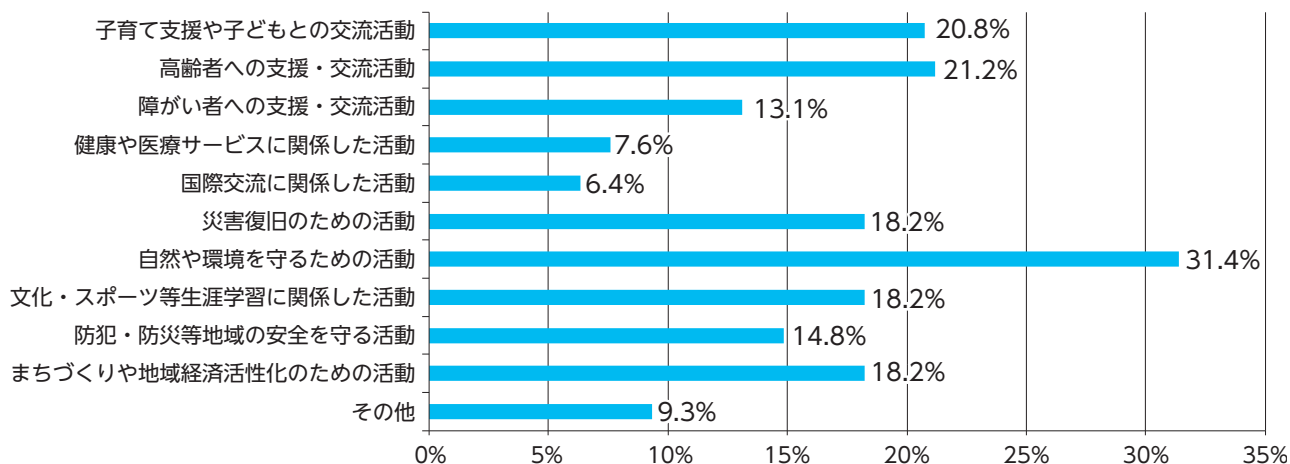
ボランティア活動や市民活動への参加 (回答数 = 738)



問 5-1 (問 5 で「参加したことがある」と答えた方におたずねします)

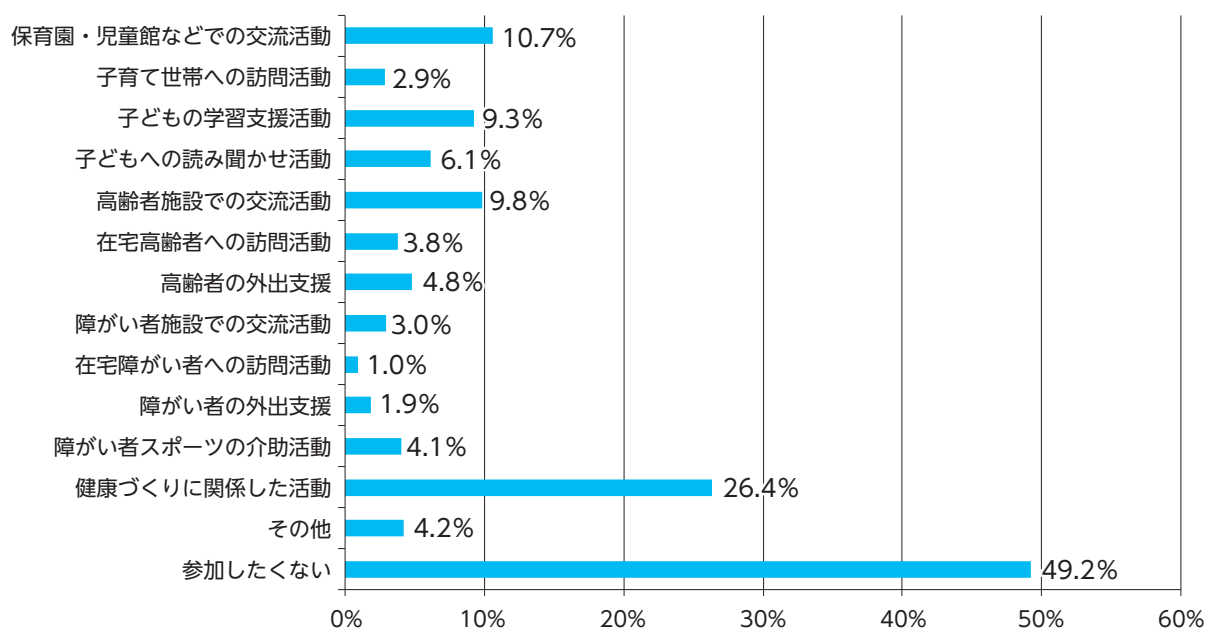
あなたが参加している (参加していた) ボランティア活動や市民活動 (NPO 等) はどのようなものですか。(あてはまるものすべてに○)

ボランティア活動や市民活動への参加 (回答数 = 236)



問6 あなたは今後、次のような福祉関係のボランティア活動や市民活動（NPO等）に参加したいと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

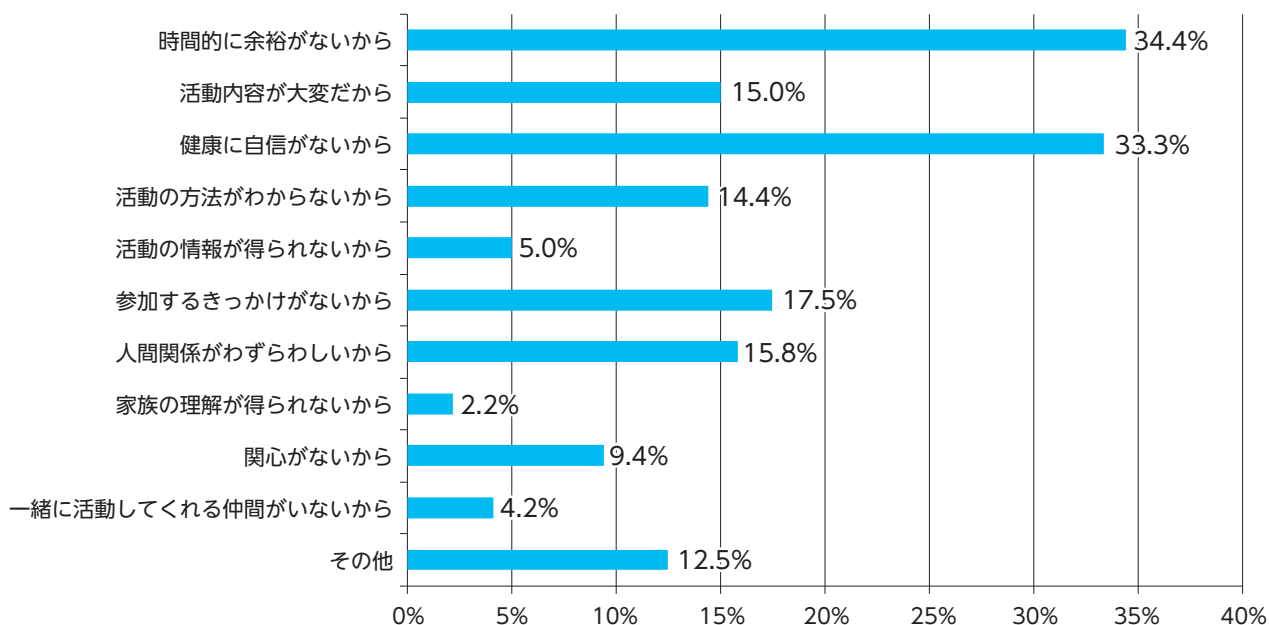
今後参加したい福祉関係のボランティア活動や市民活動 (回答数=732)



問6-1 (問6で「参加したくない」と答えた方におたずねします)

それはどんな理由からですか。（あてはまるものすべてに○）

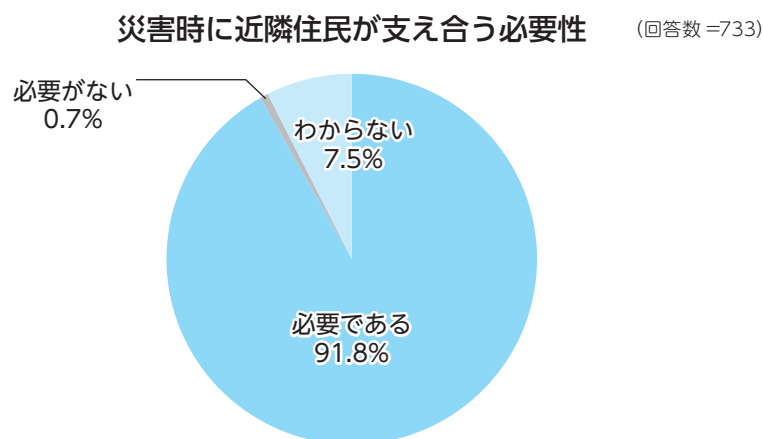
福祉系のボランティア活動・市民活動に参加したくない (回答数=360)



◆災害時の支援について

問 7 あなたは、災害時に近隣住民が相互に支え合うことについて、どう思いますか。

(1 つ選んで○)

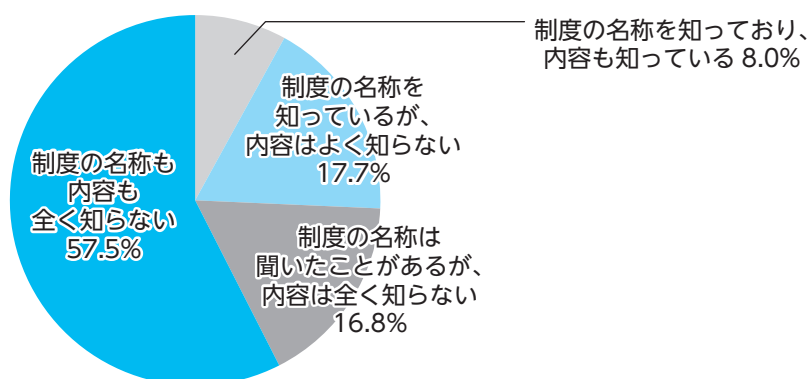


問 8 あなたは、福井市避難支援プラン（避難行動要支援者避難支援制度）をご存じですか。

(1 つ選んで○)

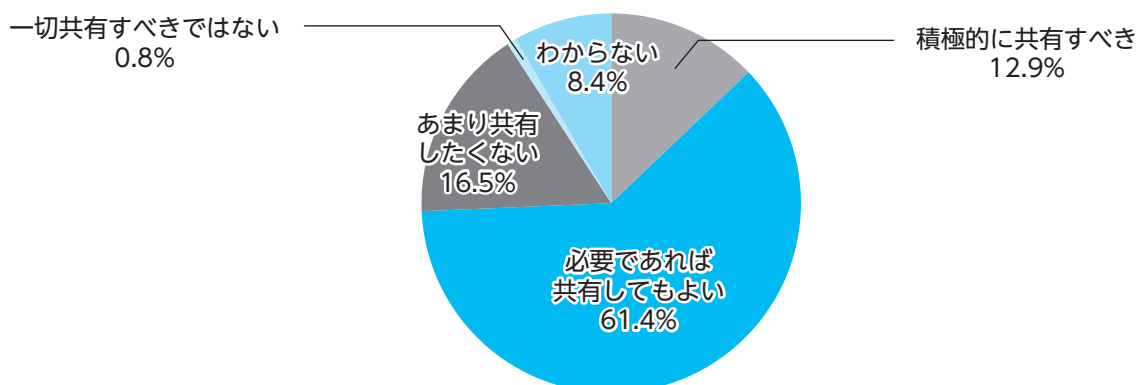
(福井市避難支援プランとは、災害時の避難に支援を要する方の中で、情報提供に同意された方の情報を、地域の関係者へ提供し、平常時から支援体制を整えてもらう制度です。)

災害時要援助者避難支援制度の認知 (回答数 = 742)



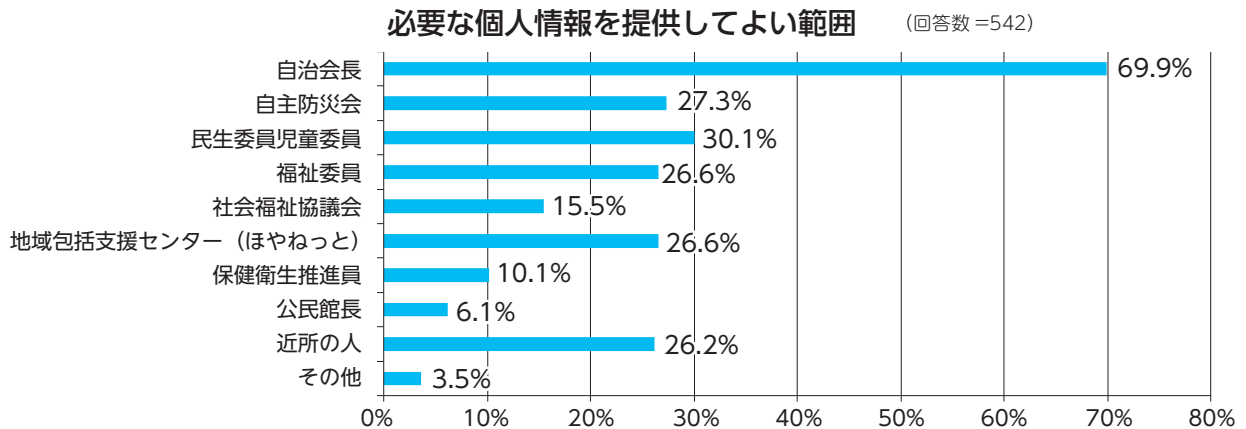
問 9 災害時の避難支援や日頃からの声掛け、安否確認などの見守り活動のために、必要な個人情報を平常時から共有することについて、どう思いますか。(1 つ選んで○)

必要な個人情報の平常からの共有について (回答数 = 729)



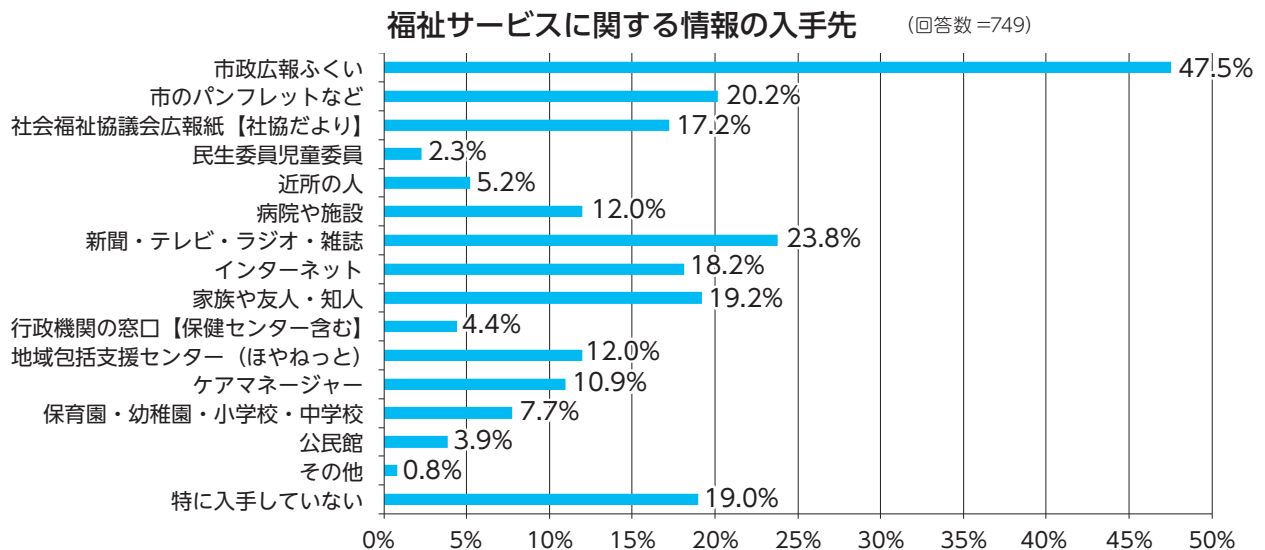
問 9-1 (問 9 で「共有すべき」、「してもよい」と答えた方におたずねします)

どの範囲までなら、個人情報を提供してもよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



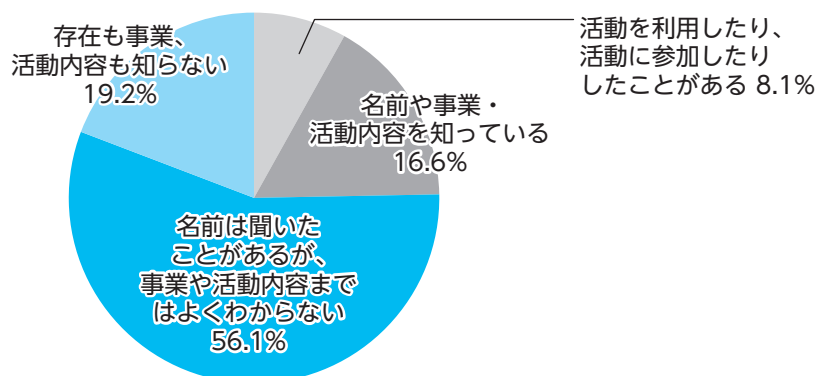
◆福祉制度について

問 10 あなたは、介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て支援サービスなど、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(あてはまるものすべてに○)



問 11 福井市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の存在と、その事業や活動内容を知っていますか。(1つ選んで○)

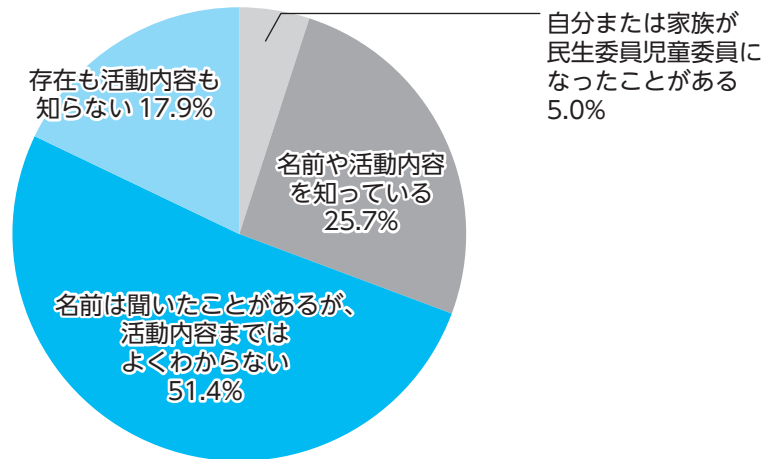
**福井市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の認知度** (回答数=741)



問 12 民生委員児童委員の存在やその活動内容を知っていますか。(1つ選んで○)

民生委員・児童委員の認知

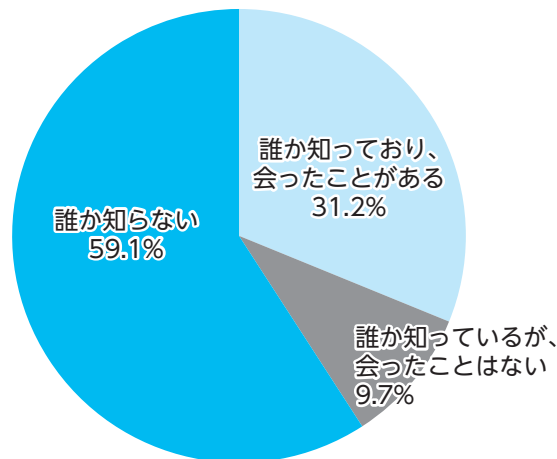
(回答数=736)



問 12-1 (問 12 で民生委員について「知っている」、「聞いたことがある」と答えた方におたずねします) あなたの住んでいる地域の民生委員児童委員が誰かわかりますか。(1つ選んで○)

地域の民生委員児童委員が誰かわかるか

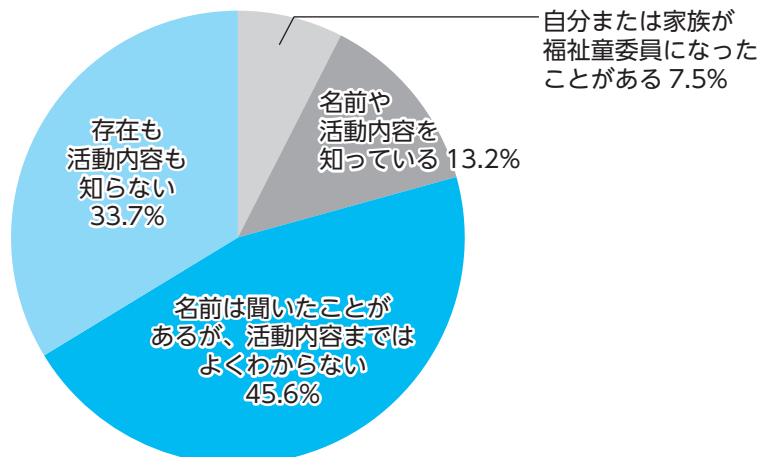
(回答数=600)



問 13 福祉委員の存在やその活動内容を知っていますか。(1つ選んで○)

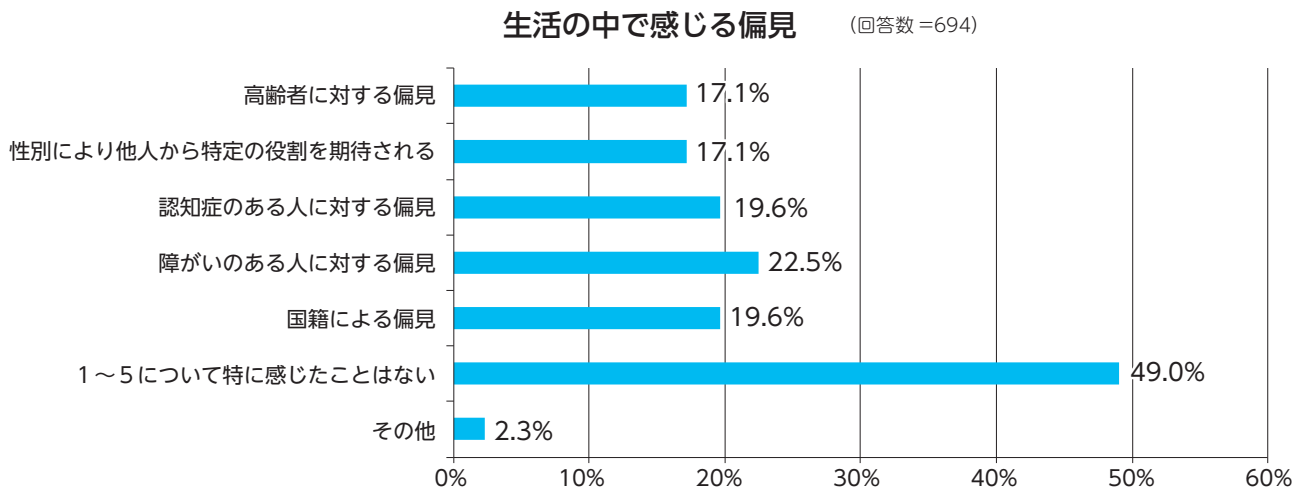
福祉委員の認知度

(回答数=744)

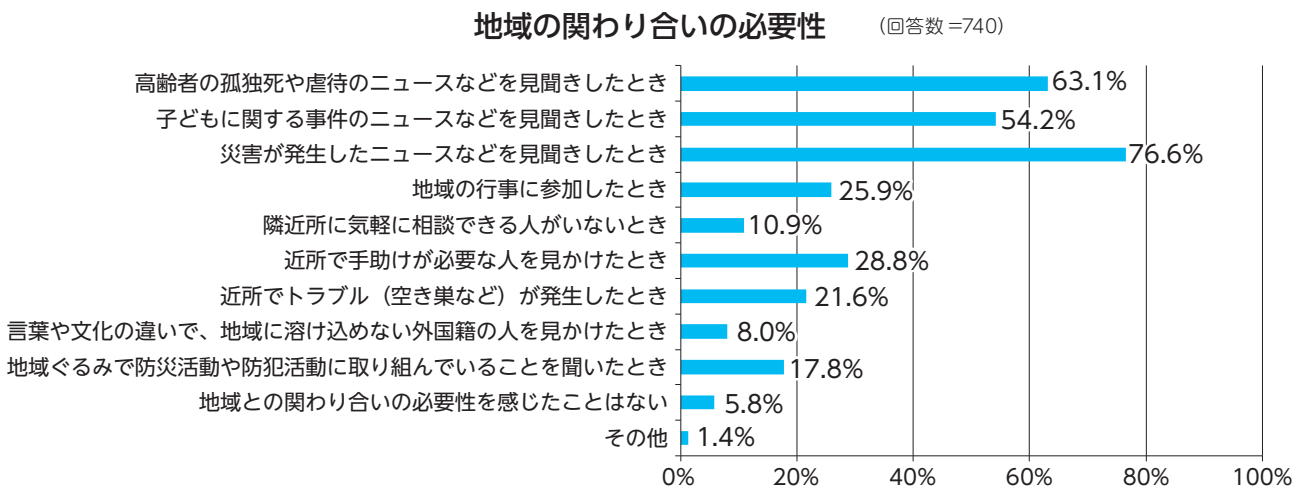


◆地域共生社会の実現について

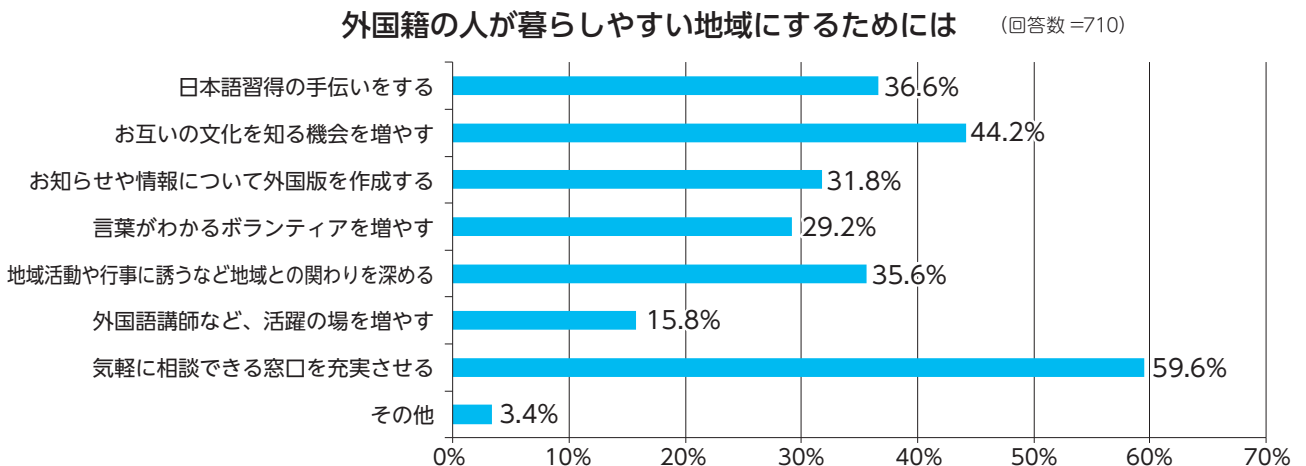
問 14 あなたは、普段生活をする中で、以下のようなことを感じたことがありますか。  
(あてはまるものすべてに○)



問 15 あなたは、どのようなときに地域の関わり合いの必要性を感じますか。  
(あてはまるものすべてに○)

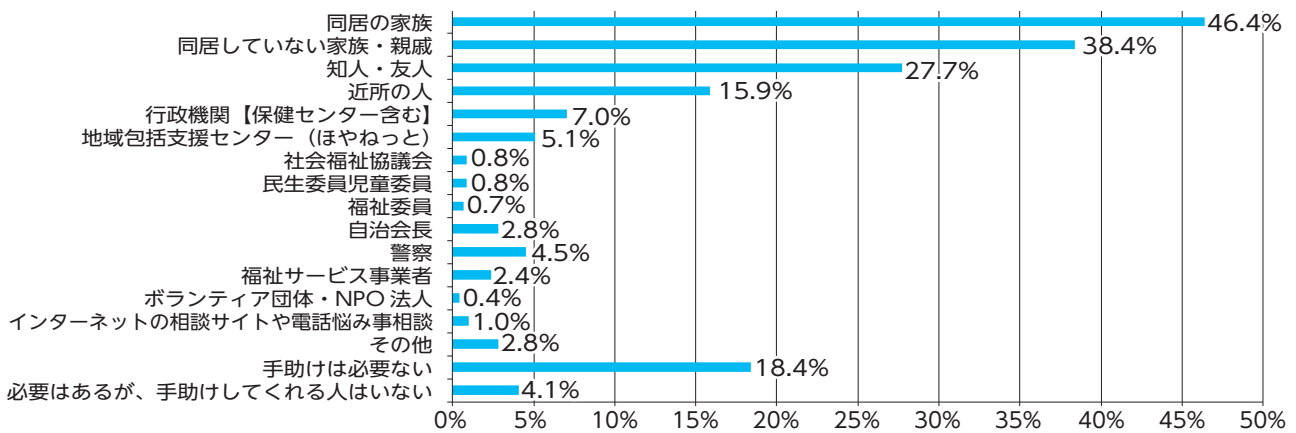


問 16 日本在住の外国籍の人にとって、暮らしやすい地域にするためには、どのようなことが大事だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



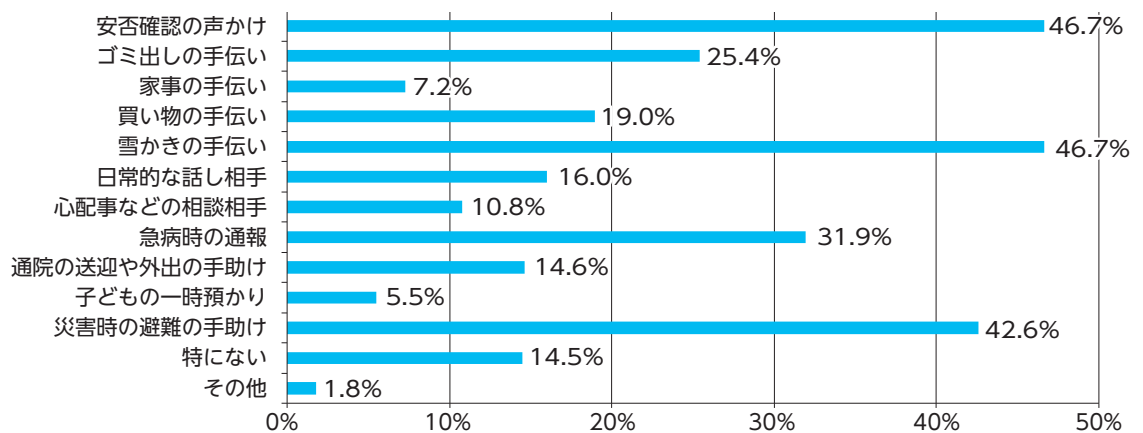
問 17 ここ 1 年以内に、困りごとを解決する手伝い、経済的な支援、などの手助けをあなたにしてくれた人や機関はありますか。(あてはまるものすべてに○)

困りごとを解決する手伝い、経済的な支援、などの手助けをしてくれた人や機関 (回答数=711)



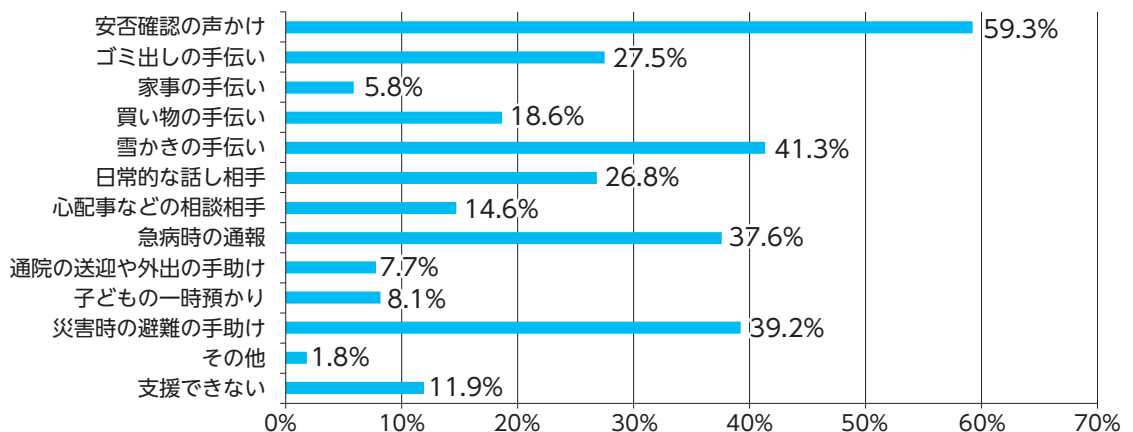
問 18 あなたやあなたの家族が高齢や病気や事故などで、日常生活が不自由になったとき、ご近所の方にどのようなことをしてほしいですか。(あてはまるものすべてに○)

日常生活が不自由になったときに近所の方にしてほしいこと (回答数=733)



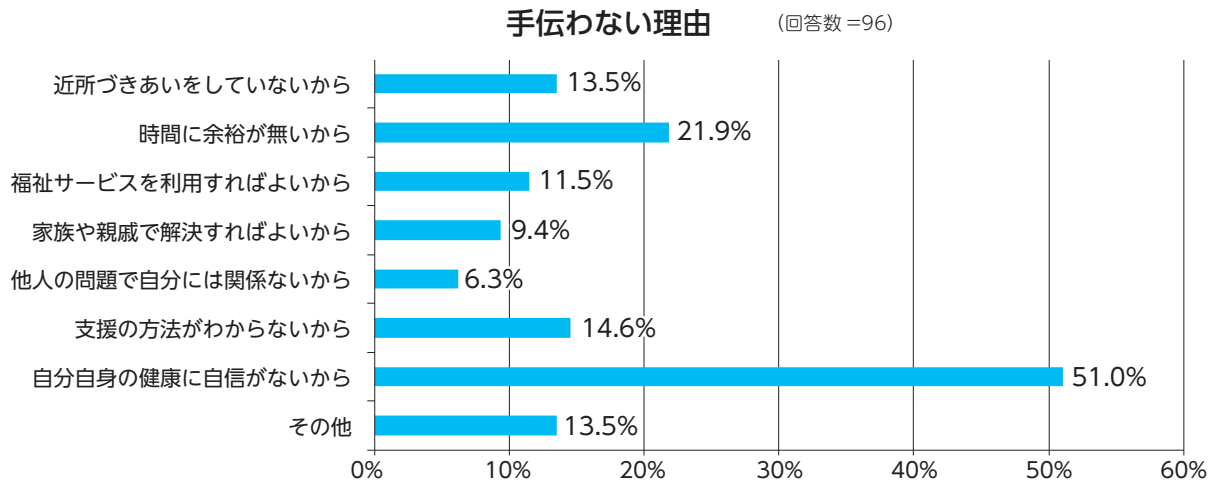
問 19 近所で、高齢者や障がい者に関することや、子育てなどで困っている世帯があったら、あなたはどのような支援ができると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

近所の困っている世帯にできる支援 (回答数=724)



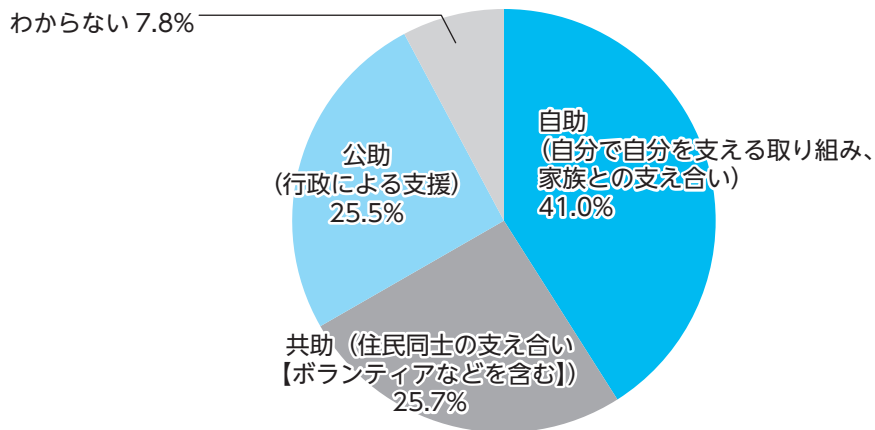
問 19-1 (問 19 で「支援できない」と答えた方におたずねします)

支援できない理由は、どのようなものですか。(あてはまるものすべてに○)



問 20 あなたは今後、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、次のうちどれが最も大切だと思いますか。(1つ選んで○)

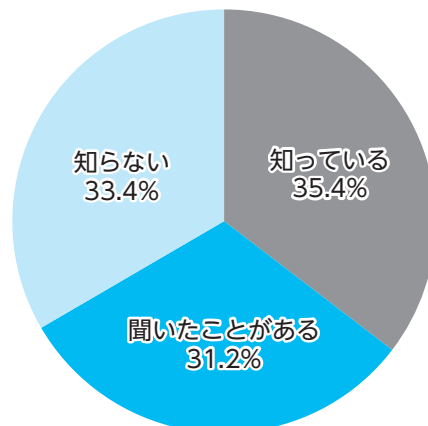
**住み慣れた地域で安心して暮らすために大切なこと** (回答数=732)



◆成年後見制度について

問 21 成年後見制度を知っていますか (1つ選んで○)

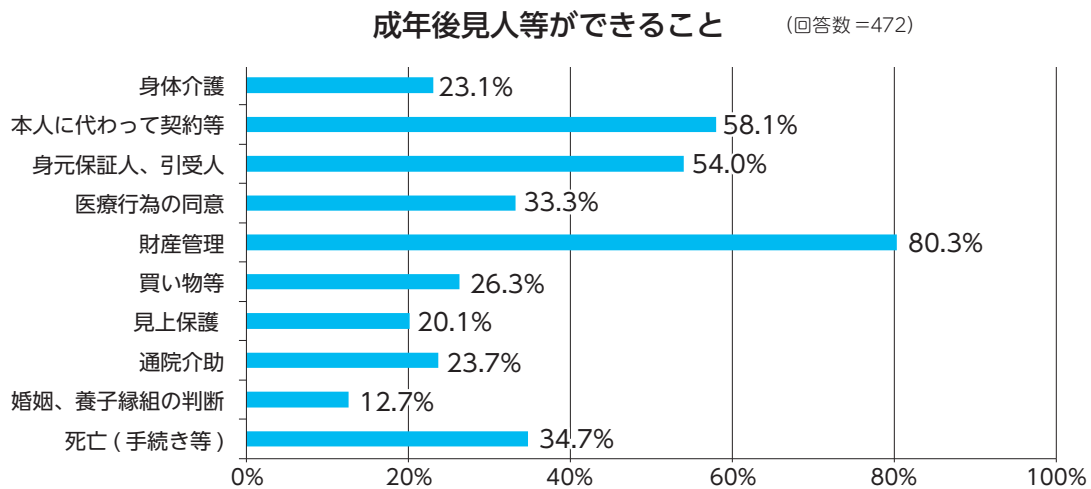
**成年後見制度を知っているか** (回答数=734)





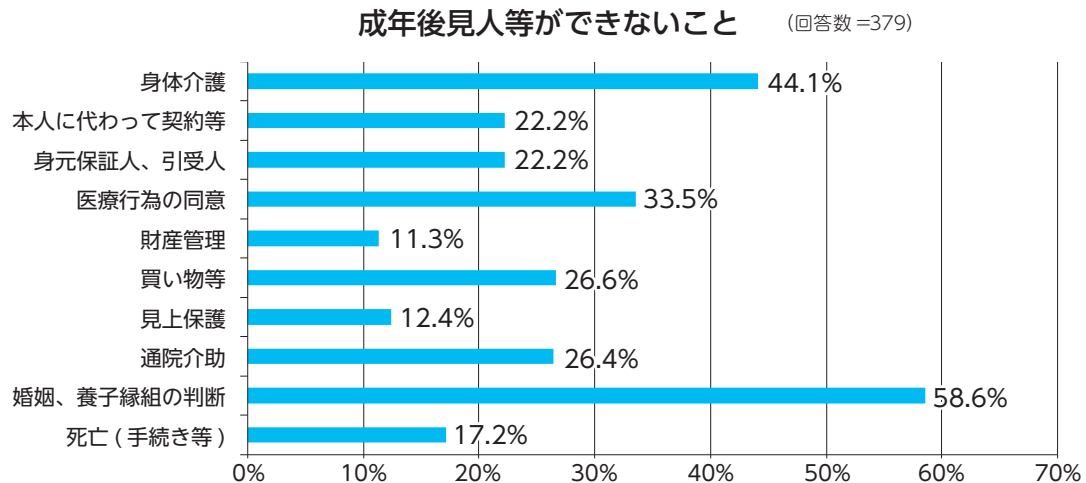
問 21-1 (問 21 で「知っている」「聞いたことがある」と答えた方におたずねします)

成年後見制度では、成年後見人等が選ばれますが、成年後見人等ができることはどれだと思いますか (あてはまるものすべてに○)



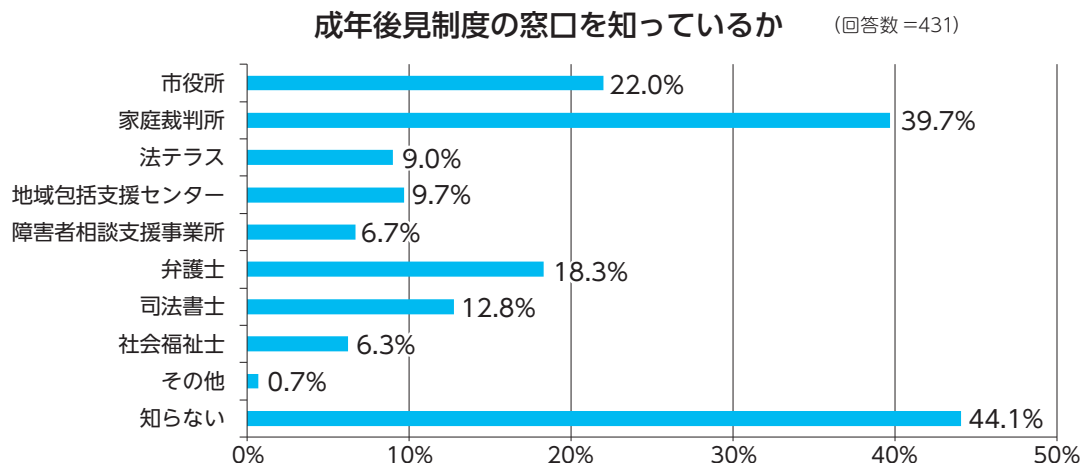
問 21-2 (問 21 で「知っている」「聞いたことがある」と答えた方におたずねします)

成年後見人等ができないことはどれだと思いますか (あてはまるものすべてに○)



問 21-3 (問 21 で「知っている」「聞いたことがある」と答えた方におたずねします)

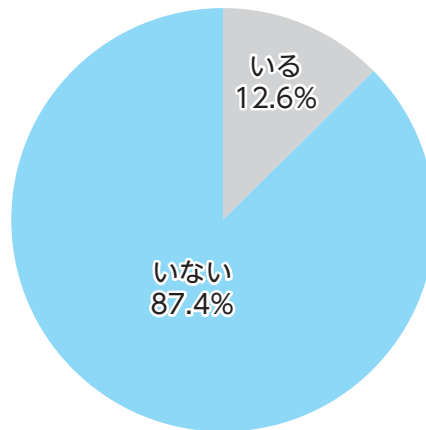
成年後見制度の窓口を知っていますか (あてはまるものすべてに○)



問 21-4 (問 21 で「知っている」「聞いたことがある」と答えた方におたずねします)

あなたの周りに成年後見制度の利用が必要と思われる人はいますか (1 つ選んで○)

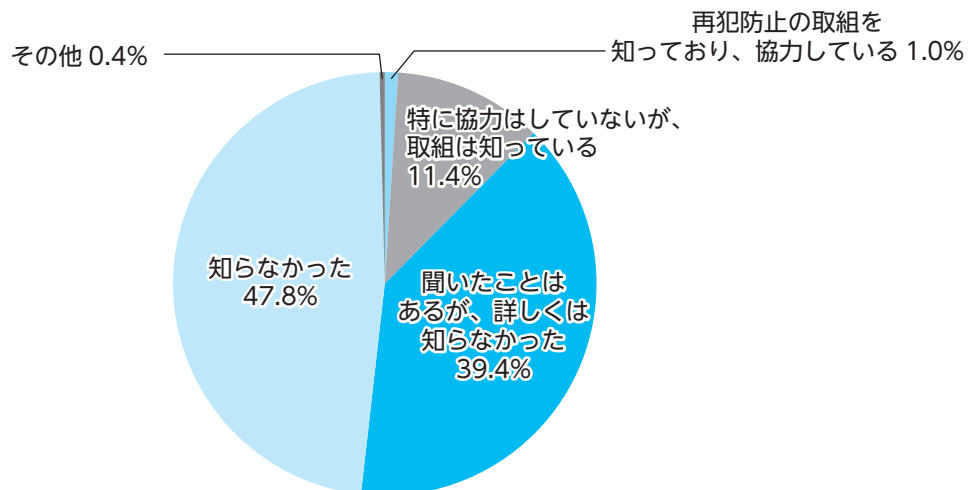
周りに成年後見制度の利用が必要と思われる人がいるか (回答数 = 421)



◆再犯防止の取組みについて

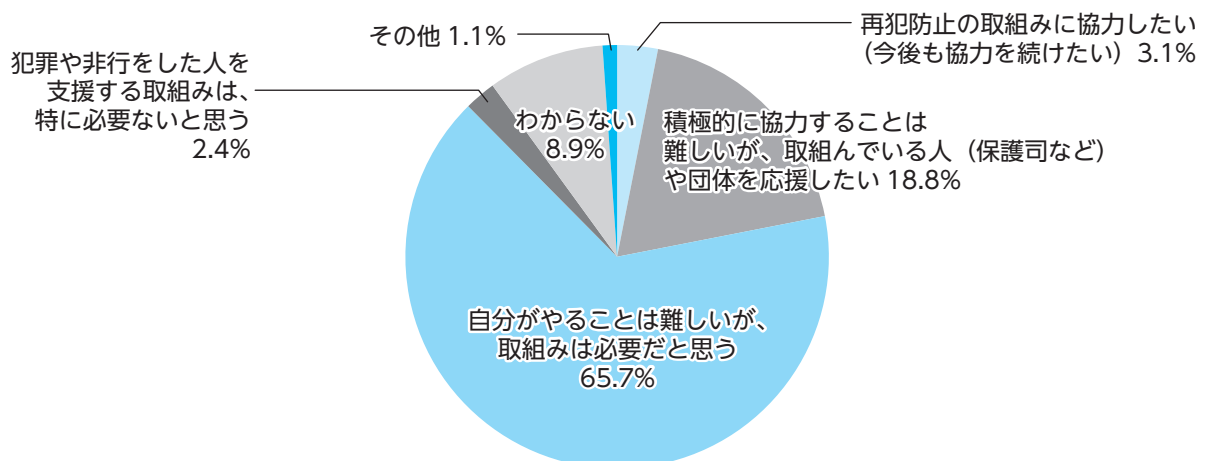
問 22 あなたはこうした取組みがすすめられていることをご存じでしたか (1 つ選んで○)

再犯防止の取組を知っているか (回答数 = 736)



問 23 あなたは、再犯防止の取組みをすすめることについて、どのように思いますか(1 つ選んで○)

再犯防止の取組をどう思うか (回答数 = 738)



## 2 第4次福井市地域福祉計画策定委員会名簿

令和4年1月現在

区分	関係機関および団体名	氏名	備考
学識経験者	福井県立大学 看護福祉学部	永井 裕子	委員長
地域活動団体	福井市自治会連合会	宮崎 伸市	
	福井市民生児童委員協議会連合会	上 阪 巖	副委員長
	福井市地区社協連絡協議会	今 富 廣子	
	福井市民生児童委員協議会連合会 主任児童委員部会	竹 森 雅 実	
福祉関係団体	福井市身体障害者福祉連合会	坂部 登志治	
	福井市ボランティア連絡協議会	本 禄 宏 行	
	介護福祉サービス事業者連絡会	米 田 尚	
	福井市母子寡婦福祉連合会	中 嶋 律 子	
	福井市社会福祉協議会 地域福祉課	杉 本 真	
一般市民	公募市民	家 接 忠	

## 3 計画策定の経過

年度	月	日	策定委員会	
2	1月	22日	<b>第1回策定委員会</b> ・委員委嘱状交付 ・計画の骨子について ・市民アンケート調査内容について	
	2月	2月15日～3月31日	市民アンケート発送・回収	
3	6月	3日	<b>第2回策定委員会</b> ・市民アンケート調査結果 ・基本理念・計画の体系・施策の方向等について	
	9月	9日	<b>第3回策定委員会</b> ・施策の各論について	
	10月	19日	<b>第4回策定委員会</b> ・施策の各論について	
	12月	1日～21日	パブリック・コメントの実施	
	1月	25日	<b>第5回策定委員会</b> ・パブリック・コメントの結果について ・計画案について	
	2月	上旬		パブリック・コメント結果公表 ・意見提出者2人 意見数4件
			7日	市長報告 ・策定委員会から市長への報告
3月	下旬	計画書発刊		

## 4 地域福祉計画に関する事項（関係法令及び通知など）

### 社会福祉法（抄）

#### （地方社会福祉審議会）

**第七条** 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

#### （委員）

**第八条** 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

#### （臨時委員）

**第九条** 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

#### （委員長）

**第十条** 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

#### （専門分科会）

**第十一条** 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

#### （包括的な支援体制の整備）

**第百六条の三** 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

#### (重層的支援体制整備事業)

**第百六条の四** 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### **（重層的支援体制整備事業実施計画）**

**第百六条の五** 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉

計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### **(市町村地域福祉計画)**

**第百七条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 福井市社会福祉審議会条例

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の審議会その他の合議制の機関に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 前条の審議会その他の合議制の機関の名称は、福井市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

（調査審議事項）

第3条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事項
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

（委員の任期）

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 審議会に、法第9条第1項の特別の事項（以下「特別の事項」という。）を調査審議するため、臨時委員を置く。

（委員長の職務代理者）

第6条 審議会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、審議会の議長となり、会務を総理する。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特別の事項について会議を開き、議事を決する場合における第2項及び前項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。



( 専門分科会の組織等 )

第 8 条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議するため、次に掲げる専門分科会を置く。

名称	担当事務
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事 こと。 法第 11 条第 1 項の規定により身体障害者福祉専門部会が調査
障がい者福祉専門分科会	審議することとされている身体障がい者の福祉に関する事 こと 及び障がい者の福祉に関する事 こと。
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事 こと。
児童福祉専門分科会	児童の福祉並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉に関する事 こと。
地域福祉専門分科会	地域福祉の推進に関する事 こと。

2 審議会の専門分科会 ( 民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。 ) に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

5 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

6 各専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

( 民生委員審査専門分科会への準用 )

第 9 条—第 1 4 条 略

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 福井市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井市社会福祉審議会条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき設置する、福井市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門分科会は、委員20名以内で組織する。

(所掌事項)

第3条 専門分科会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉に関する事項の調査審議
  - (2) 社会福祉法人が実施する地域公益事業に関する意見、実施状況の確認
  - (3) 地域福祉計画の策定・変更に関する意見具申及び計画の実施状況の確認
- (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が専門分科会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する

## 第4次福井市地域福祉計画策定委員会検討部会設置要綱

(設置)

第1条 第4次福井市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、第4次福井市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）に第4次福井市地域福祉計画策定委員会検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、庁内関係課室の職員及び福井市社会福祉協議会の職員をもって組織する。

(任務)

第3条 部会は、次に掲げる各号の事項について調査・検討する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画案の策定に関して必要なこと。

(任期)

第4条 委員の任期は、第3条に定める任務完了の日までとする。

(会議)

第5条 部会の会議は、必要に応じ地域福祉課長が召集する。

2 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見等を聞くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、地域福祉課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月3日から施行する。





## 第 4 次福井市地域福祉計画

令和 4 年 3 月

編集・発行 福井市 福祉保健部 福祉事務所 福祉政策課  
〒 910-8511 福井市大手 3 丁目 10 番 1 号  
TEL:0776-20-5786  
FAX:0776-20-5708  
E-mail:tfukusi@city.fukui.lg.jp

この冊子は、障がいのある方が働く施設で印刷したものです。